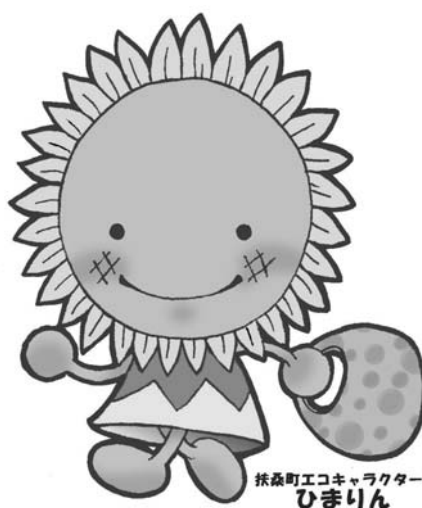


扶桑町環境基本計画(改訂版)

ふそう環境まちづくりプラン



平成22年3月

(令和3年3月改訂)

扶 桑 町

はじめに

地球は病んでいる。

地球は助けを求めている。

今立ち上がらなければなりません。我々と未来の世代のために。

これは平成4年に宣言をした地球環境保護宣言の一節です。

平成5年阪神淡路大震災、平成23年東日本大震災、地球温暖化、台風の巨大化とゲリラ豪雨、そして新たに私たちの生活を苦しめている新型コロナウイルス感染症。

私たちを取り巻く世界は予想だにできない事態にしばしば直面しています。

地球温暖化をはじめとした明日すぐにも解決できるような出来事ではない問題が増えてきており、人間の生活が自然環境に大きな影響を与えています。

これまでも私たちの町は、早くから環境に目を向けた資源の分別収集や地球環境保護宣言に基づく環境事業などが、普段の生活や行動の中で町民により実践されゴミの排出量を全国平均から見ても低い排出量に押さえるなどの成果を獲得してきました。

私たちは生活の中で地球環境から恵みを受けるだけでなく、次世代へ持続可能な社会を引き継いでゆくためにこれまで以上の取り組みを進める必要があります。

平成22年3月に扶桑町環境基本条例を制定し、条例に基づいた環境基本計画策定から10年が経過しました。この間に第5次扶桑町総合計画が策定され、SDGsが国連で採択されるなど時代の要請も刻々と変化している状況の中、次世代へ引継ぐ持続可能な社会を目指すために、環境基本計画の中間見直しを行うこととしました。

環境負荷を減らし、持続可能な社会を作っていくのは、町民一人ひとりです。今後はこの計画をもとに、行政と町民・事業者の協働で計画実現に向け進めていきますので、皆様の一層のご協力とご参加を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、数多くのご意見、ご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました扶桑町環境審議会の皆様ならびに関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

扶桑町長 鯖瀬 武

目 次

第 1 章 扶桑町環境基本計画とは……………	1
1. なぜ必要か……………	1
2. どんな内容か……………	3
第 2 章 ふそうの環境現状……………	9
1. ひとの暮らしと活動……………	9
2. 自然の営み……………	15
3. まちの住みよさ……………	20
4. 町民・事業者・小学生の意識と調査……………	28
第 3 章 こんな環境のまちにしたい……………	35
将来総合環境像〔計画のキャッチフレーズ〕……………	35
1. 共通基盤としての取組……………	36
2. 住みよい快適なまち～生活環境～……………	38
3. 自然と共生するまち～自然環境～……………	41
4. 環境配慮の息づくまち～地球環境～……………	45
第 4 章 こんな取組を広めたい……………	49
1. 共通基盤としての取組……………	50
2. 住みよい快適なまち～生活環境～……………	52
3. 自然と共生するまち～自然環境～……………	55
4. 環境配慮の息づくまち～地球環境～……………	60

第 5 章 計画の推進	6 7
1. 環境基本計画推進体制の整備	6 7
2. 計画の進行管理	6 8
3. 国・県・周辺市町及び関係機関との連携	6 8
資料編	6 9

第1章 扶桑町環境基本計画とは

1. なぜ必要か

現在、私たちは地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱えています。

扶桑町では昭和52年からごみの分別収集を開始し、早くから環境にやさしい活動をしてきました。平成4年には地球環境保護宣言をして、地球環境も見据えた事業を実施しています。

しかし、扶桑町においても、都市化と生活様式の変化が、緑の減少、廃棄物の増加、環境負荷の増大をもたらし、これらの積み重ねが町の環境へも影響を及ぼす事態を生み出しています。

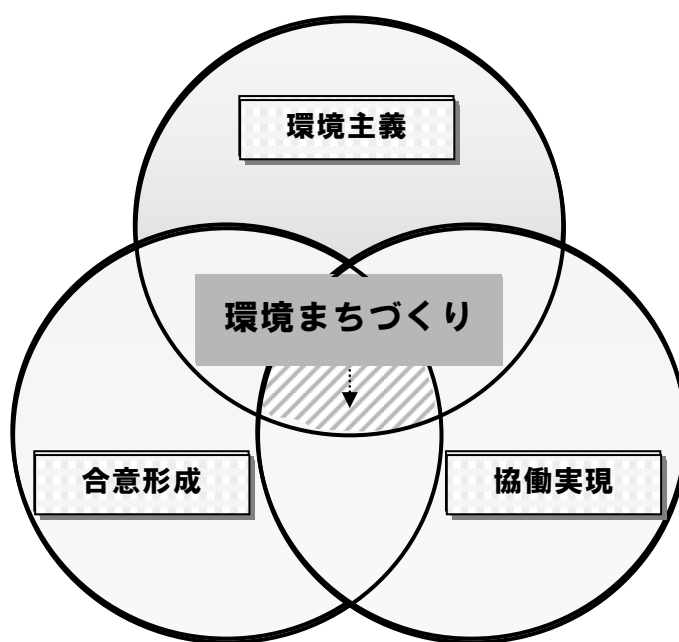
また、2015年国連によりSDGsが提唱されており、事業を進めていく上で持続可能な社会の形成という視点での取組も必要とされています。

このような状況の下に、町、町民、事業者及び滞在者が協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、持続的な発展と人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな社会環境を実現するため、環境政策の方向と取組みの枠組を明らかにするため、環境基本計画の策定が求められています。

本計画は、こうした背景の下、環境を視点としてまちを良くしていくための仕組みづくりを進め、次の三つの方向性をもって、町、町民、事業者による環境まちづくりの指針として定めるものです。愛称も「ふそう環境まちづくりプラン」としました。

また、本計画は平成22年に策定されていますが、第5次扶桑町総合計画の策定、SDGsの提唱等も踏まえ、中間見直しを行うこととしました。

- (1) 環境主義……あらゆる施策・行動に、生活環境、自然環境、地球環境の保全と創出を視点に入れて進めていくこと
- (2) 合意形成……町、町民、事業者、町民同士、行政内部など様々な関係者間において、建設的かつ透明で主体性を持った合意形成を行った上で施策・行動を進めていくこと
- (3) 協働^{*1}実現… 町、町民、事業者が役割分担の下、施策・事業を協働して実施していくこと



*1 協働とは、同じ目的のために協力して働くことで、アメリカの政治学者が「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていく」という概念を表す言葉として造語した“Coproduction”（co「共に」、production「つくる」）が語源であり、それを日本語に置き換えて“協働”という言葉当てはめたとされています。

2. どんな内容か

(1) 位置付け

本計画の位置付けとしては、第5次扶桑町総合計画（以下、「総合計画」といいます。）を環境面で補完する環境の総合計画とします。

また、実効性を持たせるために、実施計画的な要素も含めています。

- ① 扶桑町環境基本条例に定める理念・目的を実現するために、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本目標、施策の方向を明らかにするものです。
- ② 総合計画のまちづくりの視点「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」を環境の面から推進し、各分野の個別計画に環境の視点を組み込み調整する指針となるものです。
- ③ 計画に実効性を与えるため、今考え得る環境に関する具体施策を盛り込んだ実施計画となるものです。

◆ 環境基本計画の基本

◇ 町は、施策を策定し、実施するに当たり、環境に影響を与えると考えられる場合には環境基本計画との整合を図ります。

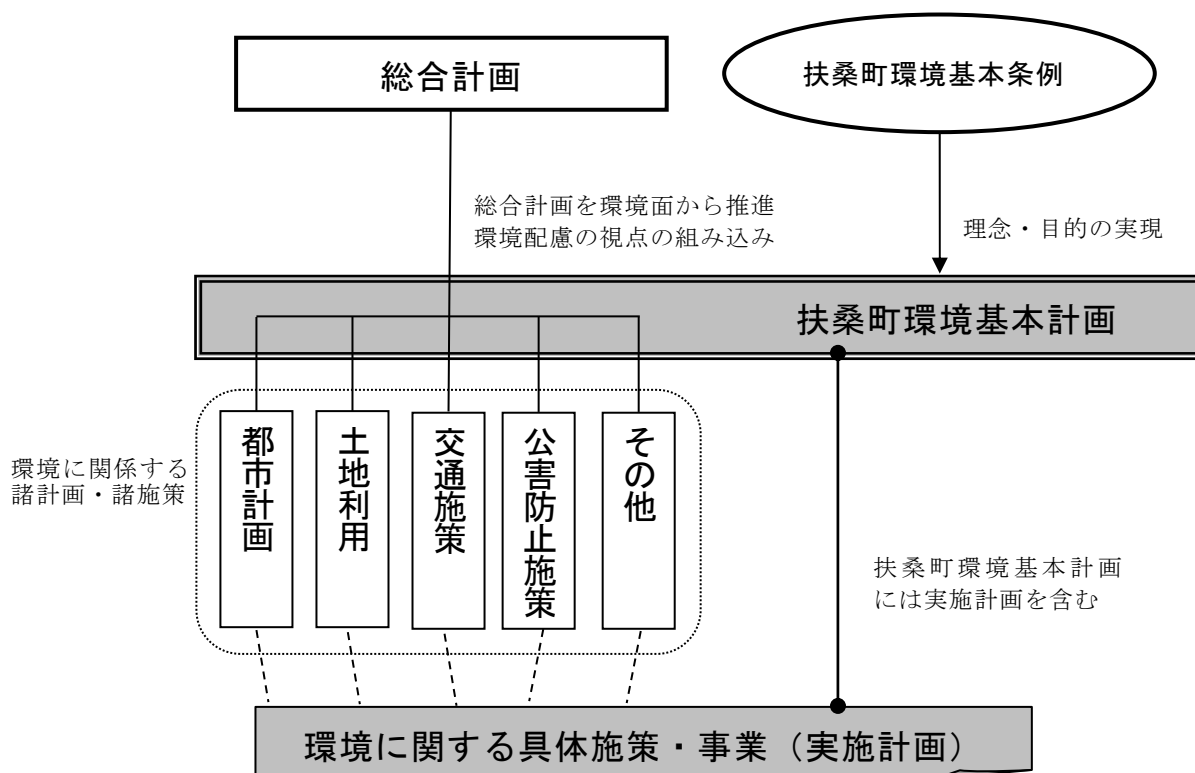


図 1-1 扶桑町環境基本計画の位置付け

(2) 対象とする環境範囲

扶桑町環境基本条例における「環境」の考え方を基本とし、地域環境としての生活環境（快適環境を含む）、自然環境、地球規模の環境を対象とします。また、それらの環境に影響を及ぼす社会経済についても対象となります。

表 1-1 環境の範囲と環境要素

範囲	主な環境要素	共通影響要素 (社会経済)
①生活環境 (快適環境を含む)	大気、騒音、悪臭、 有害化学物質、 都市空間、 歴史的・文化的遺産など	位置・沿革、 人口・世帯数、 土地利用、交通、 農林水産、商業、 工業、観光など
②自然環境	水、水辺、緑、森林、大地、 動植物、生物の生息環境など	
③地球環境	地球温暖化、オゾン層、 資源・エネルギー、 廃棄物など	

(3) 対象地域

本計画の対象地域は、本町全域とします。

また、本町だけでは解決できない問題については、近隣自治体、関係機関などと調整を行います。

(4) 目標年度

本計画の将来環境像、将来イメージは、計画策定から15年後の令和6年度を展望したものとしします。

ただし、本計画は、社会情勢の変化や科学技術の進歩などによる急速な環境の変化に対応して進めます。

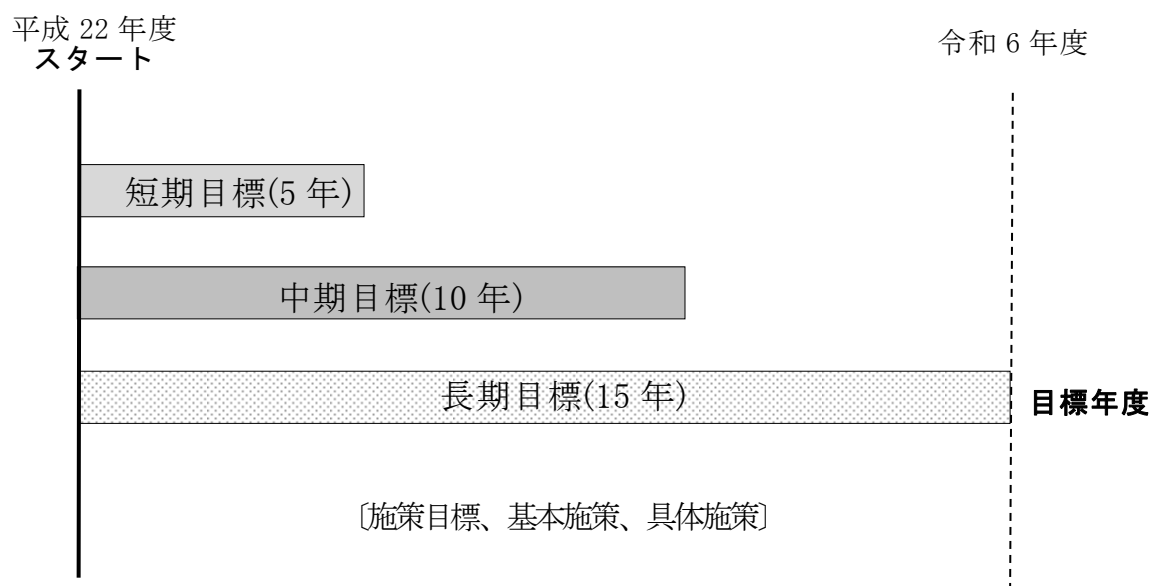


図 1-2 計画目標年度

(5) 計画の主体

本計画の目標を達成するためには、町、町民、事業者がそれぞれ相互に連携・協力し、協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、町、町民、事業者です。

◆ 各主体の役割

◆ 町の役割

- ・豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、かつ計画的に推進する
 - (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること
 - (2) 緑地の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること
 - (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること
- ・町の施策を策定したり、実施するときは、法や県の条例等の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組む

◆ 町民の役割

- ・豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努める
- ・日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるよう努める
- ・町が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

◆事業者の役割

- ・事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる
- ・事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるよう努める
- ・事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりする処置をとる
- ・事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、町が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

第2章 ふそうの環境現状

1. ひとの暮らしと活動

(1) 社会経済環境

■ [位置・沿革]

扶桑町は、愛知県の北西部に位置し、東は犬山市、西は江南市、南は大町、北は木曾川をへだてて岐阜県各務原市と接しています。名古屋市へは約20kmの距離にあります。

本町の面積は11.19km²で東西及び南北とも約4kmで濃尾平野の最北部に位置し、おおむね平坦な地形となっています。

木曾川が町の北端を東西に流れ、川沿いにはまとまった自然環境が残っています。地質はほとんどが木曾川沖積層であり、肥沃な農地を育み、戦前から戦後にかけては繭の生産地として桑園が多くありました。現在は東部に水田、北部に守口大根、ごぼう等の作付けの畑地があります。

明治39年に高雄村、山名村、豊国村、柏森村が合併して扶桑村となり、養蚕、生糸の集散地として発展し、昭和27年8月に町制を施行しました。

■ [人口・世帯数]

令和2年3月末日現在の人口は34,852人、世帯数は14,304世帯で、少子高齢化の流れの中で減少予測の中、現段階では若干の増加傾向にあります。(P12 図2-1参照)

■ [土地利用]

本町の土地区分は、宅地が 44.3%を占め近隣市町に比べて江南市と共に高い比率を占めており、次いで農用地が 23.7%を占めています。特に木津用水より東の地域については農地が多く残っています。

表 2-1 土地利用の現状と近隣市町の比較

区分	扶桑町 (ha)	割合 (%)	他市町割合 (%)			
			大口町	犬山市	江南市	愛知県
宅地	496	44.3	37.0	15.8	44.6	18.6
水面・河川・水路	120	10.7	5.0	6.6	8.5	4.6
道路	144	12.9	13.1	5.9	14.6	7.9
森林	—	—	—	45.9	—	42.3
農用地	265	23.7	36.7	12.1	22.0	14.8
その他	93	8.3	8.2	13.7	10.3	11.8

注) 小数点以下は端数処理のため、合計が 100%にならない場合もある。

資料: 「愛知県統計年鑑」(平成 30 年度刊) 平成 27 年 4 月 1 日現在

■ [交通]

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査の交通量調査(12H)では、県道183号(浅井犬山線)において8,348台、県道192号(草井羽黒線)では6,139台、県道64号(一宮犬山線)では、11,658台、国道41号線では30,386台と町内で最も多い交通量の結果となっています。

■ [自動車保有台数]

町内の自動車保有台数は年々増加しており、平成29年度では22,347台あり、1世帯当たり $22,347 / 13,768 = 1.62$ 台/世帯です。特に、軽自動車の保有台数が増えています。(P12 図2-2 参照)

■ [農業]

農業については、農業経営環境の悪化、宅地開発の進行による農作業環境の悪化、従事者の高齢化による後継者不足が課題となっています。経営耕作地面積は増加傾向にあり、農業出荷額も増加傾向となっています。(P12 図 2-3 参照)

■ [工業]

製造品出荷額は減少傾向にあります。また、出荷額の内訳は、一般機械が約26%を占めています。

■ [商業]

消費購買動向調査結果によれば、町内での買い物は、平成12年に9.5%となっていました。平成22年には大型ショッピングセンターの進出により40.8%と大幅に増加しています。

■ [資源・エネルギー]

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムや町民のライフスタイルの変化などによって、電気使用量は微増傾向にあり、環境への負荷は減少していません。(P12 図2-4 参照)

◇課題◇

- ア 道路整備による交通渋滞緩和と公共交通機関の利用拡大のための基盤整備
- イ 地域の自然的・社会的特性に応じた適正な土地利用の誘導
- ウ 農業従事者の育成と町民意識啓発による健全な農地の保全
- エ 人口増加、ライフスタイルの変化などに伴う廃棄物排出量、エネルギー消費量などの増大に対する対策

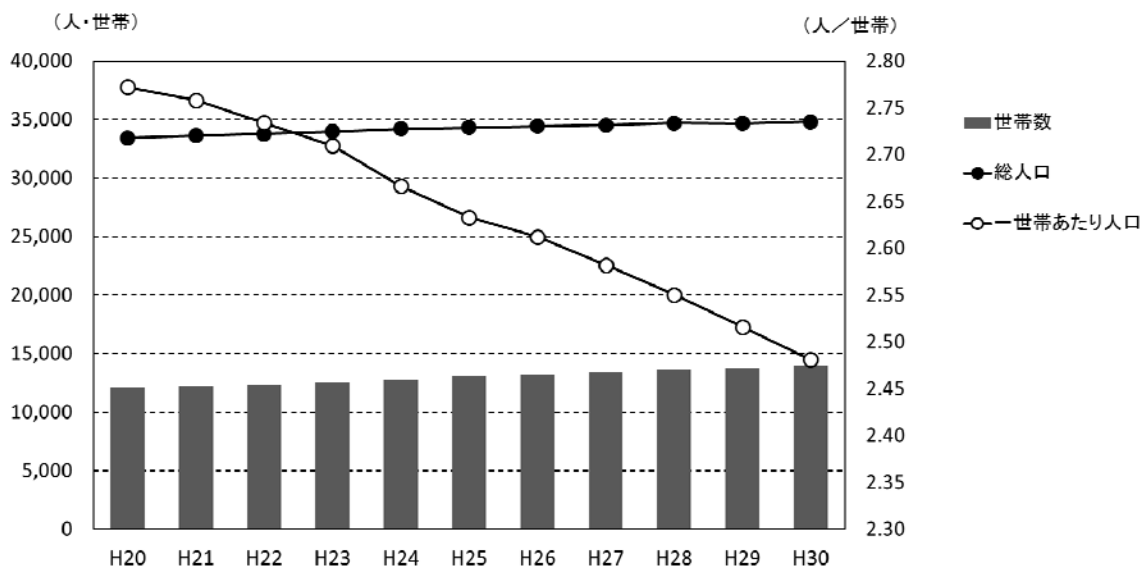


図 2-1 人口・世帯数の推移

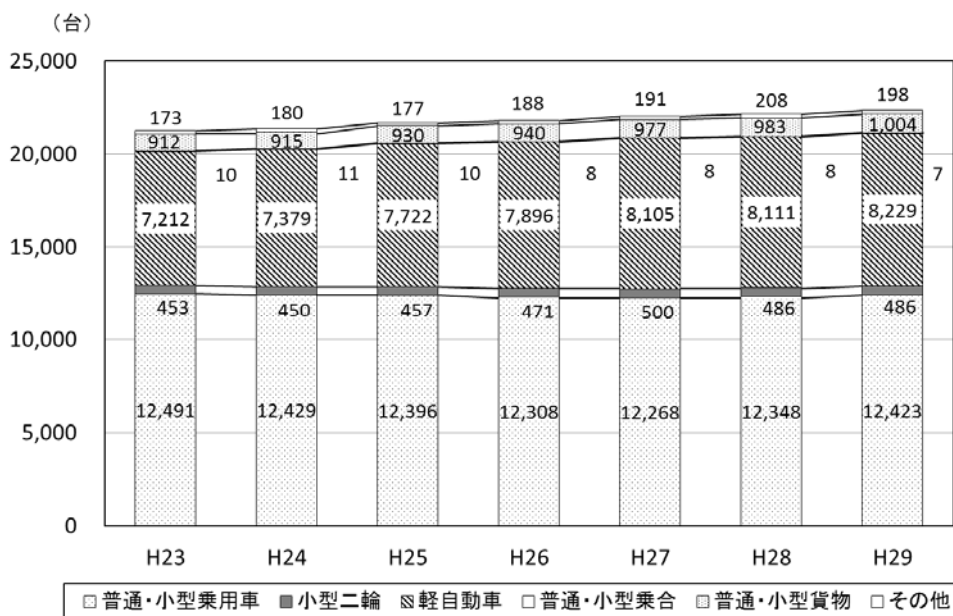


図 2-2 自動車保有台数の推移

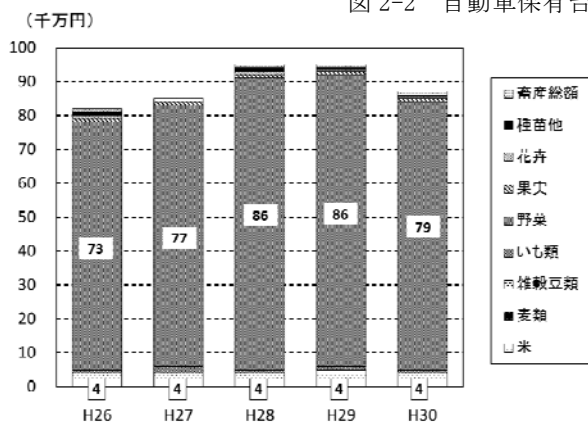


図 2-3 農業出荷額の推移

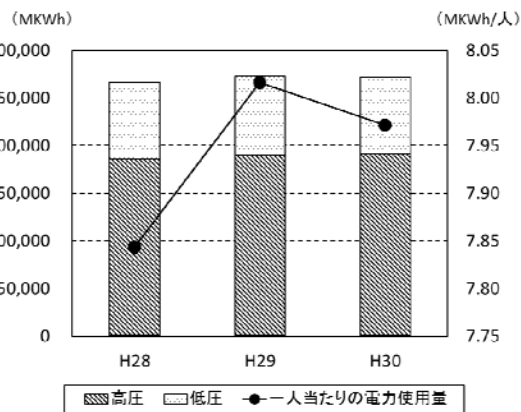


図 2-4 電力使用量の推移

(2) 地球環境問題

■ [地球温暖化]

平成9年12月に京都で国際会議が開催され、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量について、日本は平成20年からの5年間に平成2年比で6%以上削減することが決まりました。

平成14年3月には政府が「地球温暖化推進大綱」を発表し、具体的な削減目標を決定しました。

第173回国会における所信表明演説の中で内閣総理大臣は令和2年に、温室効果ガスを、平成2年比で25%削減するとの目標を掲げました。

この実現に向けて地方公共団体も一定の役割を担う必要があり、本町においても町民一人ひとりの再生可能エネルギー導入の実践が求められています。

■ [CO₂排出削減]

上記の地球温暖化に関連して、CO₂排出量のより一層の削減を求められています。

■ [農業施策]

日本は、農産物を輸入に頼っています。本町においても農地の保全、町内生産農産物の活用を図っていく必要があります。

◇課題◇

- | | |
|---|---------------------------|
| { | オ 町民、事業者の積極的な再生可能エネルギーの導入 |
| | カ 特定フロン回収体制の整備 |
| | キ CO ₂ 排出量の削減 |
| | ク 農地の保全と町内生産農産物の積極的活用 |

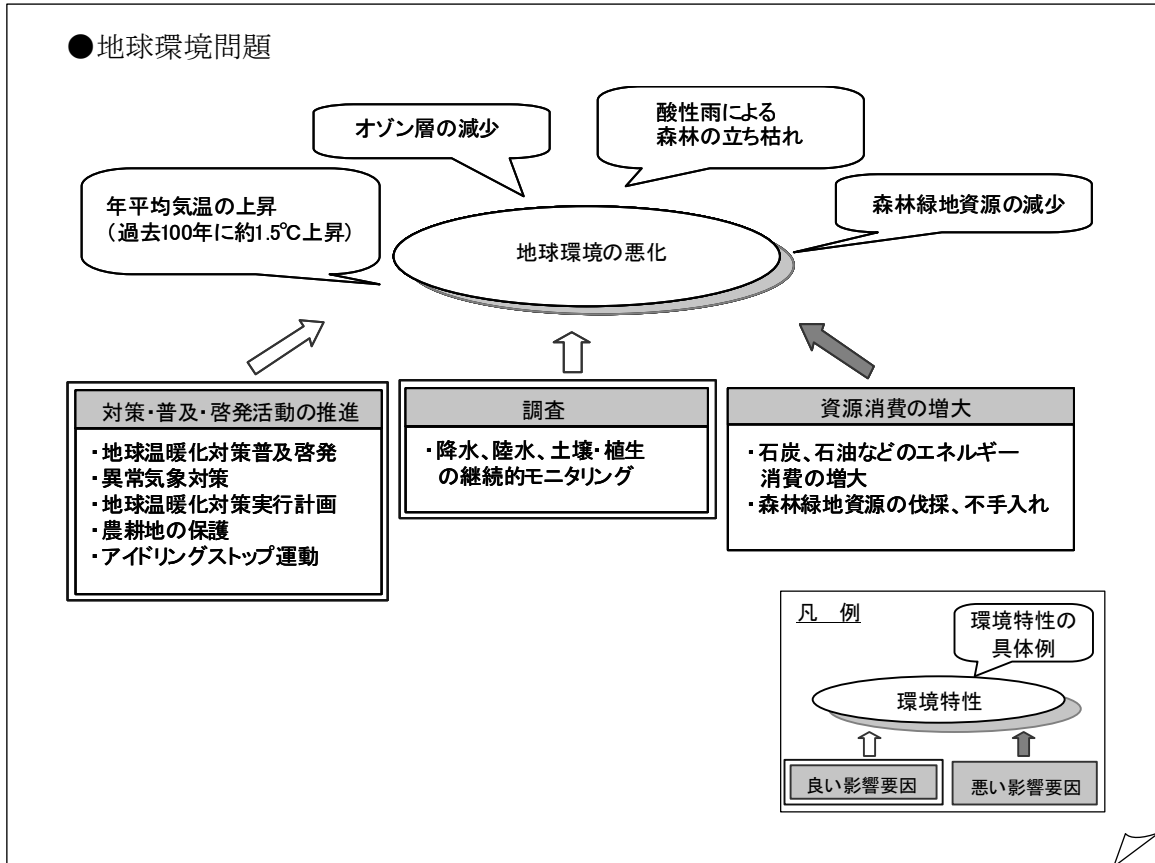


図 2-5 地球環境の特性まとめ

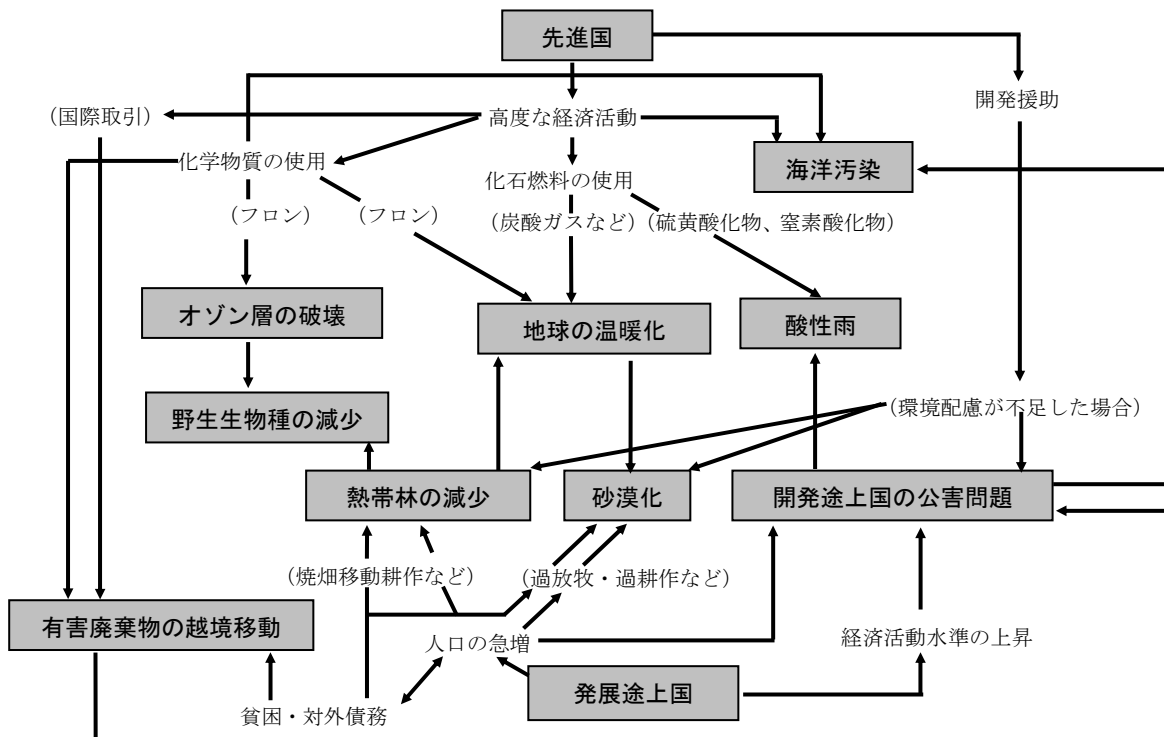


図 2-6 地球環境問題の相互関係

2. 自然の営み

■ [地勢]

本町は、濃尾平野の最北部に位置し、おおむね平坦な地形となっています。木曾川が町の北端を東西に流れ、川沿いにはまとまった自然環境が残っています。地質はほとんどが木曾川沖積層であり、河畔は良質な砂地大地で形成され、土壌は大変肥沃です。

■ [気象]

平成30年の年間平均気温は、16.6℃、年間降水量は1,576.5mmです。天気日数は、晴天127日、曇114日、雨117日、雪7日です。

■ [水循環]

本町には、北端に木曾川が、また町内に2本の河川が流れています。

■ [自然災害]

古くから主に木曾川の洪水による被害が起きてきましたが、近年、河川整備が進められており、河川増水などによる被害は非常に少なくなりました。

■ [生物]

本町は平地で森林も少ない土地であり、生息する動物相はあまり豊かではありません。哺乳動物では、地域の急速な開発や農薬の使用によって更に個体減少の傾向にあります。自然条件の直接的な影響より、ヒトの経済的活動、土地の集約的利用のために、より規制、圧迫を受けていると思われます。鳥類については、種類は多く確認されていますが、近年の開発の影響で生息地域は狭められていて、個体数が減少しているものが少なくありません。両生類・は虫類についても同様なことがいえま

■ [生息環境]

本町は、木曾川によってできた犬山扇状地にあり、砂れきの土壌で非常に水はけが良い土地です。また、かつては木曾川の分流が何度も筋を変えて流れ、とても不安定な土地でした。農業用水・畑地かんがい施設が整備されている一方、急激な都市化の影響により、農耕地が減少して雑草が増え環境の変化が大きくなっています。また交通機関が発達し、人や物資の往来が激しくなると、今までこの地に無かった草木も多くやってきています。そのため、生育する草木の種類は年ごとに、かなり変遷し、人間との関わりが強い草木が多く見られる傾向となっています。

■ [保護活動]

本町は、環境意識の高揚と環境美化を図るために、環境学習会や、アダプトプログラム*₁などを実施していきます。

◇課題◇

- ケ 安全な生活を送るための河川整備と生息動植物のための河川環境保全との調和
- コ かしの木やひまわり、守口大根など本町に特徴的な生物、農産物のための生育空間の保全
- サ 町内緑地の整備推進
- シ 河川清掃や動植物の生息調査など環境に関する町民団体の継続的活動の支援
- ス 自然とふれあえる機会の提供

*1 アダプトプログラムとは、住民や事業者が自治体と合意のうえで、道路や河川など一定区間の公共区間に対し、「里親」となり美化活動などを行い、自治体が支持する「住民参加型の環境管理方法」の制度です。



図 2-7 扶桑町の植生分布図

凡例（主なもの）

- | | |
|----------|--------|
| ■ ススキ群団 | ■ 市街地 |
| ■ オギ群集 | ■ 工場地帯 |
| ■ 畑雑草群落 | ■ 開放水域 |
| ■ 水田雑草群落 | |

出典：生物多様性情報センターHP（環境省）
 第6回植生調査（平成11～16年度）
 第7回植生調査（平成17年度～）

●地質・地形

木曾川が山地から平野に出る犬山市西部を扇頂として、半径12～13kmに及ぶ広大な扇状地です。扇端は岐阜市の西端から一宮市東北部まで、南は岩倉市あたりまで広がっています。本町は、犬山扇状地の扇頂部近くに位置し、等高線からみると、25～40mの高さにあります。

●気象

内陸性気候区

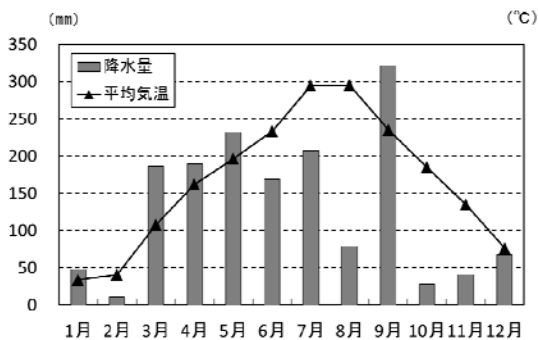


図2-8 平成30年
月別平均気温・降水量

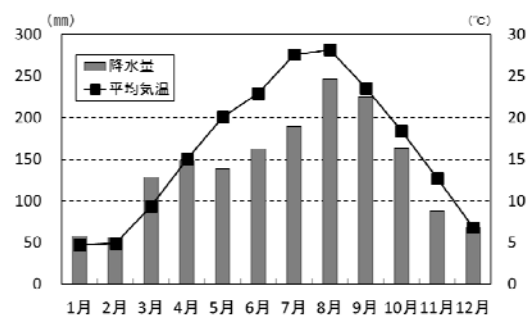


図2-9 5年間 (平成26～30年)
月別平均気温・降水量

資料 扶桑の統計

●生物の生息環境の現状

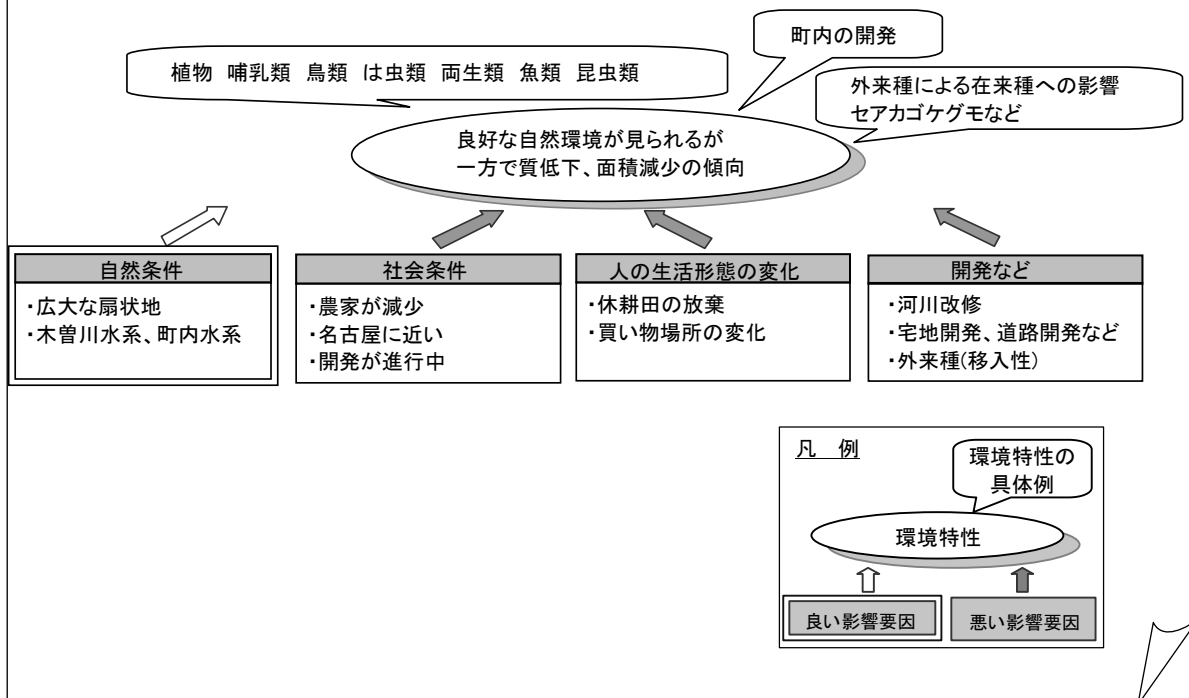
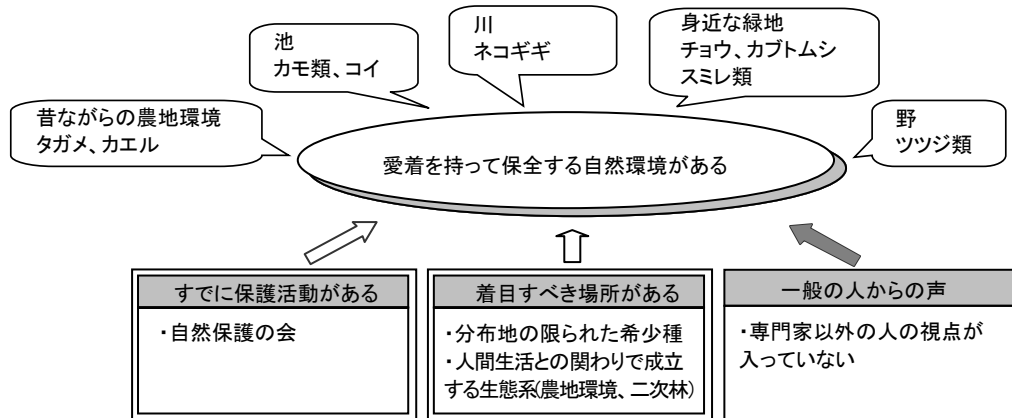


図2-10 自然環境の特性まとめ

●生物から見た着目すべき場所・環境



●自然を大切にする活動

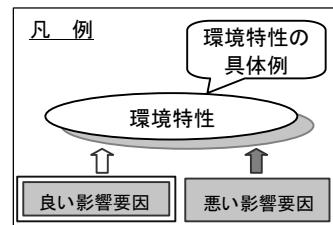
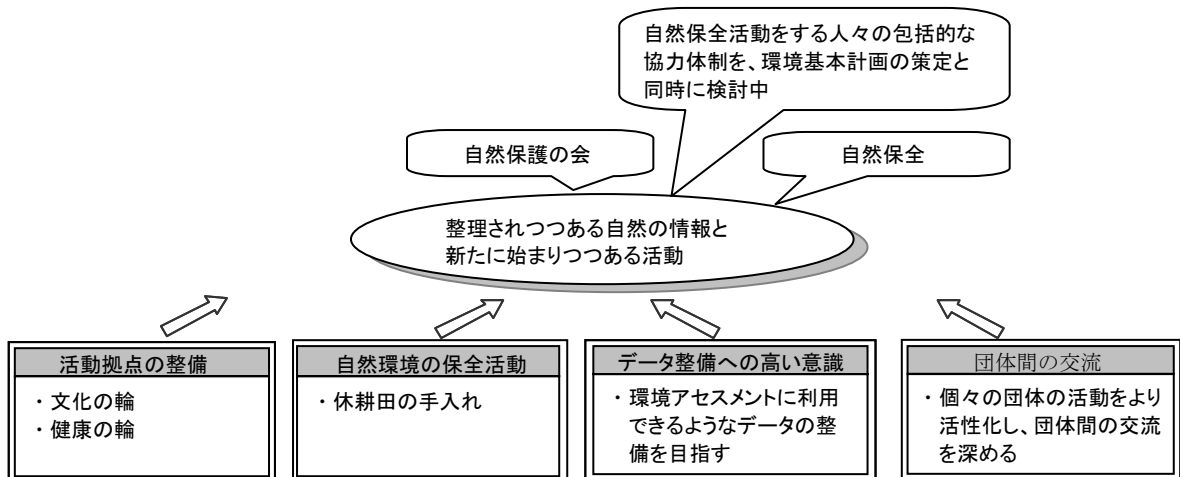


図 2-11 自然環境の特性まとめ

3. まちの住みよさ

(1) 生活環境

■ [大気質]

大気質は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素のいずれも、環境基準に適合しています。毎年、環境測定調査結果によると、近年減少傾向にあります。二酸化窒素濃度はわずかに高くなっています。

■ [水質]

生物的酸素要求量（BOD）を指標に町内河川の汚染状況を見ると、多くの測定地点で、水質環境基準のC類型である5mg/l以下になっておらず、改善が望まれます。特に、排水路では、BOD20mg/lを超えるほど非常に汚れている地点もみられます。（P24 表2-3 参照）

■ [騒音]

町民のアンケートによれば、「騒音のない静けさ」に不満、やや不満が31.5%あります。町民の中には、「騒音のない静けさ」を望んでいる人もいます。

■ [廃棄物]

廃棄物の発生量については、近年ゆるやかな減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にあります。また、ポイ捨てや不法投棄の問題は後を絶たない状況で改善が望まれます。現在、資源ごみを除く1人1日当たりのごみ排出量は、448g/人/日です。（平成30年度実績）

■ [有害化学物質]

有害化学物質による汚染は、人の健康や生態系へ重大な影響を及ぼす恐れがあります。ダイオキシン類については、大気中、土壌・地下水中の濃度調査を実施しており、いずれも環境基準を達成していますが、その他の物質を含めて汚染の未然防止に今後も注意を払っていく必要があります。

◇課題◇

- セ 公共交通機関の利用拡大、道路基盤整備など交通渋滞緩和による大気汚染に係る環境基準の維持
- ソ 河川水質調査の継続、下水道の整備促進、町民の意識啓発などによる河川水質の保全と都市下水の水質改善
- タ 自動車騒音対策の推進
- チ 廃棄物の再生使用・再使用・発生抑制による廃棄物の排出量削減
- ツ ポイ捨てや不法投棄の防止啓発や分別排出の徹底による適正処理の推進

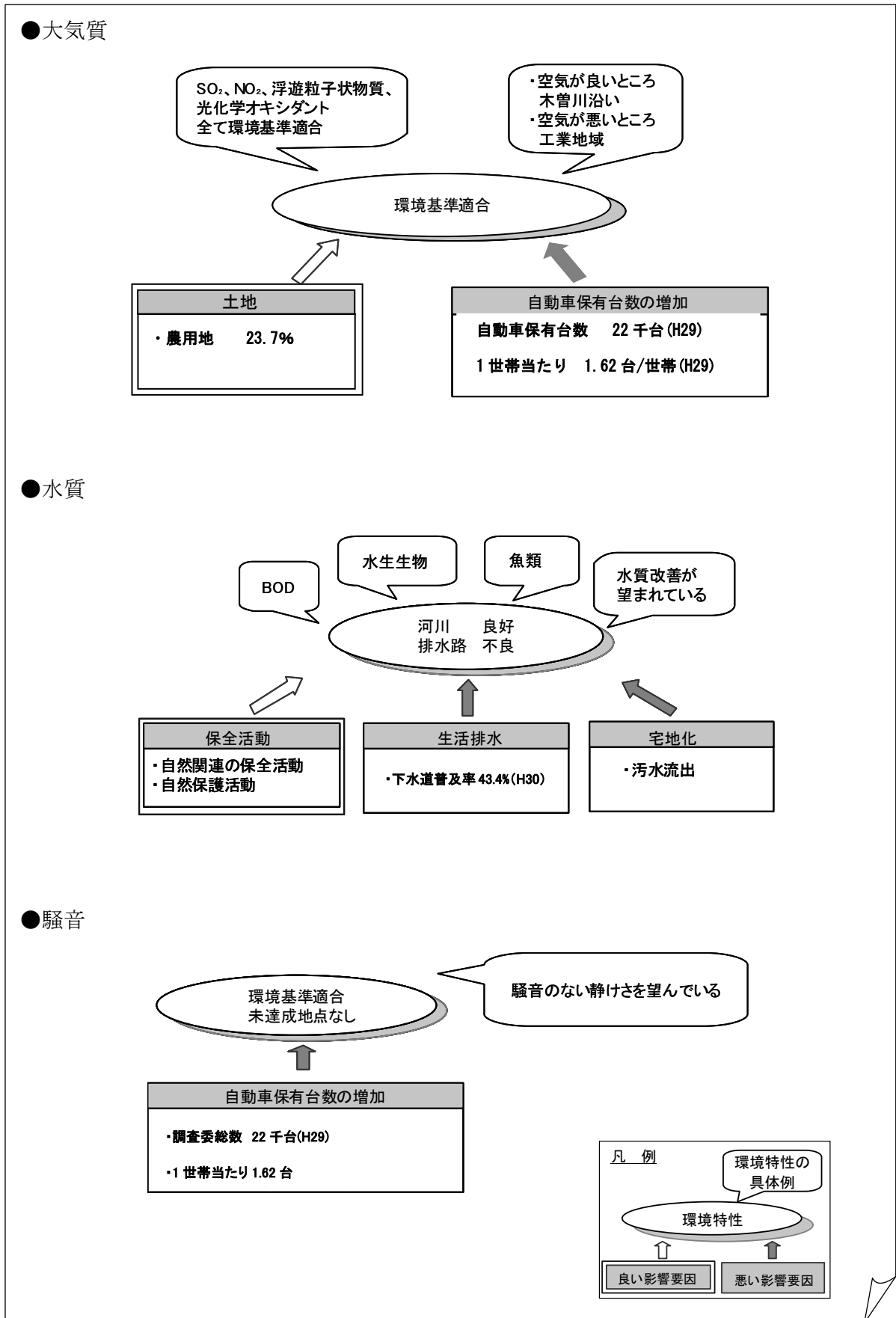


図 2-12 生活環境の特性まとめ

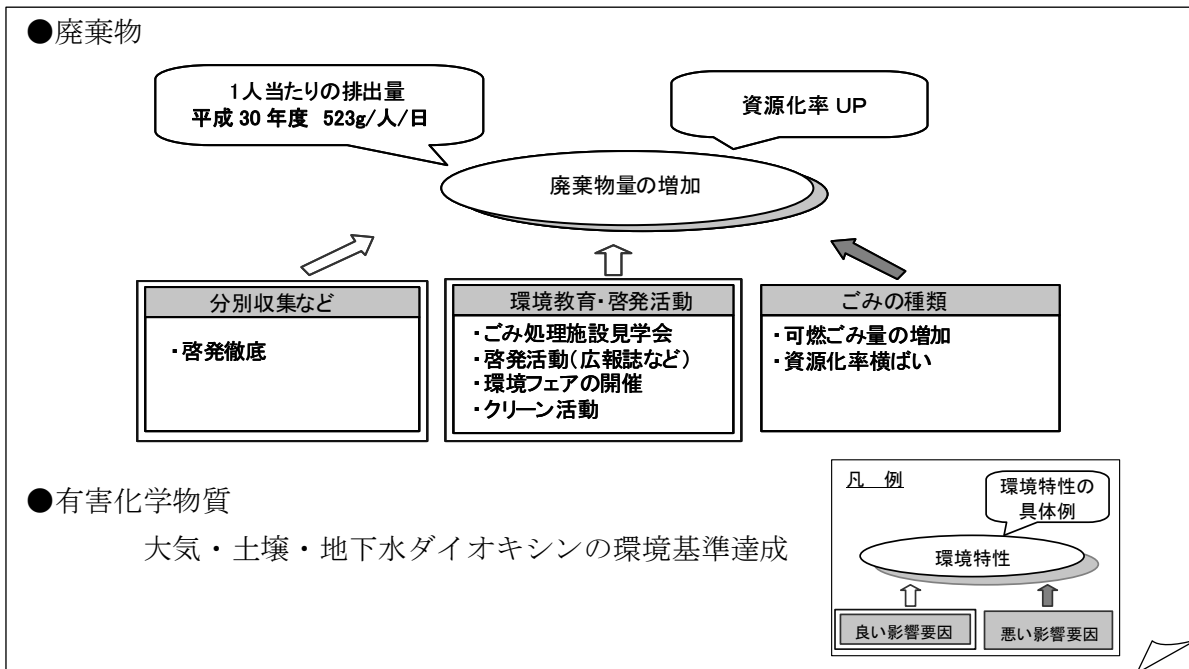
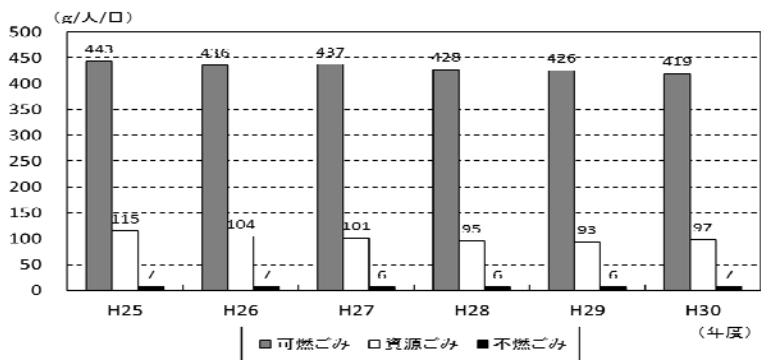


図 2-13 生活環境の特性まとめ



資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

図 2-14 ごみ収集量の推移

表 2-2 公害苦情件数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
騒音	11	8	5	3	5	8
振動	0	0	0	0	0	0
悪臭	7	15	31	23	23	21
水質汚濁	3	7	4	2	2	7
その他	38	51	26	21	32	22
雑草	59	61	59	31	19	12
合計	118	142	125	80	81	70

上記の表の内、その他の項目で主な苦情は、1) 野焼き 2) 不法投棄 3) カラス被害 4) 砂埃・粉塵 5) 建築物倒壊の恐れなどがある。雑草の件数も増えているが、主な苦情は、1) 道路へはみ出し・視界を遮り危険 2) 隣地へはみ出してきている 3) 雑草の種子が飛んでくる。虫が大量に発生する。4) 枯草等 火災・放火の恐れがある 5) かぶれる などがある。

表 2-3 水質環境測定の結果年変化

No.	測定地点	分析実施日 分析項目	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
			6/5	12/4	6/4	12/3	6/10	12/2	6/1	12/7	6/14	12/6	6/13	12/14
1	扶桑町大字南山名 字新津	BOD	18	32	18	22	30	27	14	26	20	19	3.0	21
		浮遊物質	14	3	13	8	26	8	9	9	19	11	4	5
		溶存酸素	8.8	8.8	7.8	7.2	6.8	7.0	6.7	6.8	5.9	7.3	8.7	6.7
2	扶桑町大字高雄 字扶桑台	BOD	31	60	18	56	18	22	42	46	8.8	11	13	71
		浮遊物質	55	29	28	8	21	330	18	12	18	140	2	34
		溶存酸素	8.1	9.1	8.1	7.0	9.4	10	13	16	8.5	10	9.3	9.3
3	扶桑町大字高雄 字伊勢埴	BOD	1.2	22	1.5	9.2	1.1	18	1.5	22	1.4	35	0.9	27
		浮遊物質	1	22	2	1	2	6	2	17	<1	19	2	11
		溶存酸素	10	7.4	9.8	9.0	10	11	11	11	10	7.4	9.2	9.4
4	扶桑町大字柏森 字西屋敷	BOD	3.7	12	11	20	5.2	7.2	19	5.0	3.8	7.5	1.6	12
		浮遊物質	2	<1	2	<1	1	<1	10	<1	2	2	<1	10
		溶存酸素	6.3	7.1	5.2	7.5	7.5	6.1	6.0	5.2	10	4.6	9.3	9.2
5	扶桑町大字高雄 字南郷	BOD	1.0	2.4	1.8	2.8	1.0	2.9	0.9	1.2	1.5	2.5	1.0	3.1
		浮遊物質	2	<1	2	<1	2	2	2	4	<1	4	<1	6
		溶存酸素	10	17	11	17	11	14	9.9	13	9.8	15	9.4	14
6	扶桑町大字高雄 字海道田	BOD	1.2	1.6	1.9	2.5	1.4	2.4	1.1	1.4	3.0	2.0	1.8	3.5
		浮遊物質	<1	<1	4	2	23	<1	<1	1	28	<1	50	<1
		溶存酸素	9.7	17	10	13	8.7	15	8.7	15	9.1	20	9.0	14

	水質環境基準
BOD	<5(C類型)
浮遊物質	<50(C類型)
溶存酸素	>5(C類型)

左記の基準に適合していない場合には、上記の表で「**傾体太文字**」表示した。

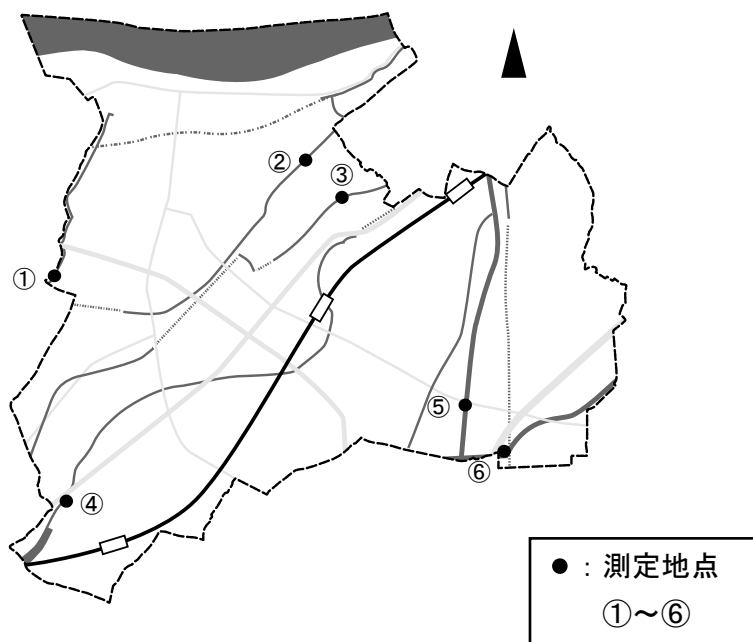


図 2-15 水質分析測定定期調査地点

(2) 快適環境

■ [公園]

町民1人当たりの公園面積は、5.2㎡（平成30年）で、全国平均、県平均を下回っています。

町民の憩いの場所として、主要レクリエーションエリアである木曾川扶桑緑地公園に加え、その他の公園も含めて、自然とふれあえる施設がまだ必要です。

■ [水辺]

景勝の地である木曾川扶桑緑地公園周辺は、特に自然環境の保全が図られています。

■ [文化財]

本町は、古くから栄え、長い歴史に培われたまちであり、国の登録有形文化財に指定された覚王寺、川田家住宅を始め、県の指定文化財の鑄造誕生仏立像、長泉塚古墳など、多くの文化財を有しています。

■ [景観]

本町の北端を東西に流れる木曾川沿いには、緑豊かな自然が残っています。

◇課題◇

- テ 個性ある地域環境をつくり出している歴史的景観の保全
- ト 多自然型河川整備などうるおいある河川環境の創出
- ナ そこに住む人たちに安らぎを与える田園風景の存続及び都市公園の創出
- ニ 緑地の保全、公園・緑地の整備、道路施設の緑化、休耕田の活用などによる緑のネットワークの形成

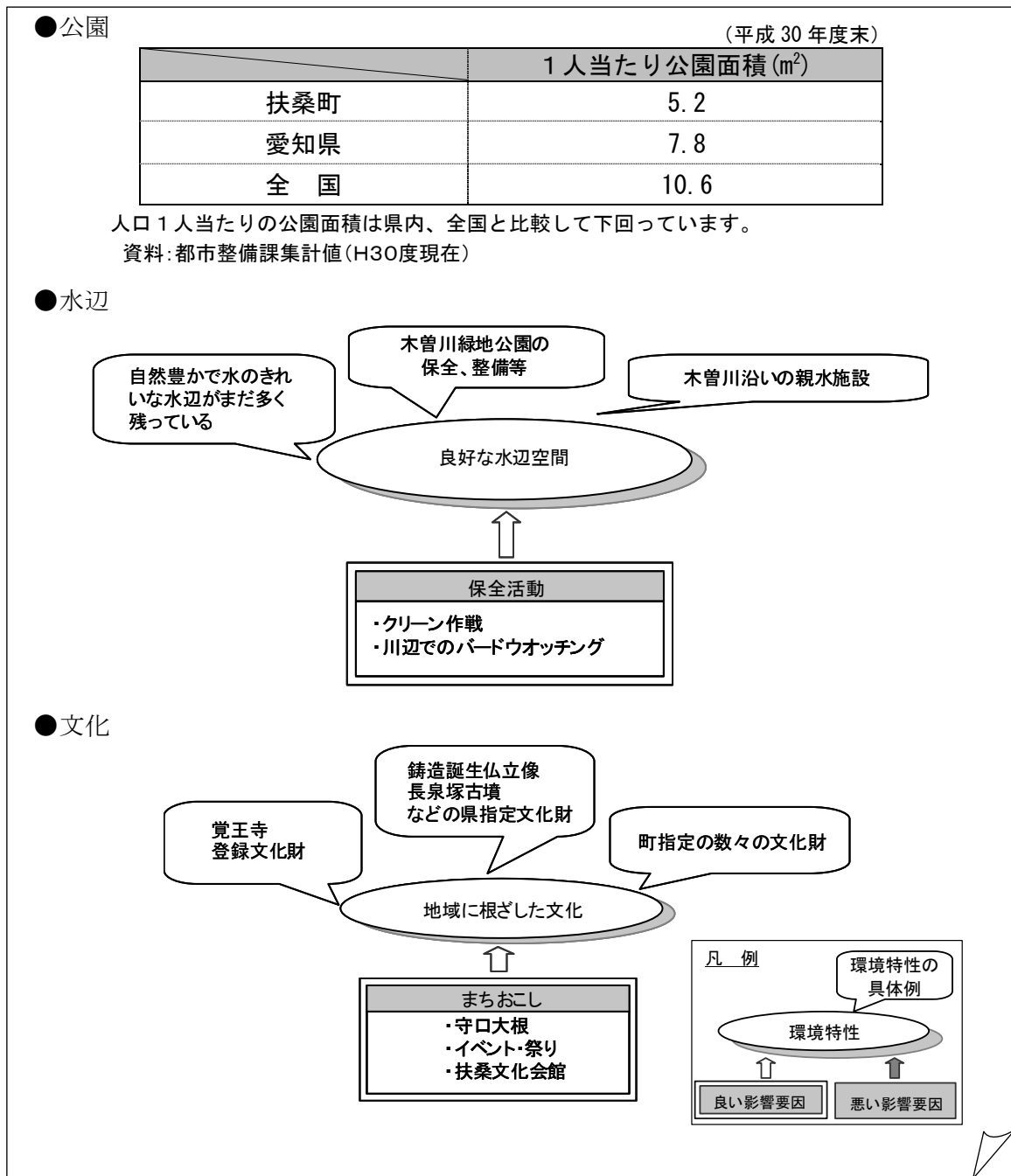


図 2-16 快適環境の特性まとめ



図 2-17 扶桑町民の文化活動

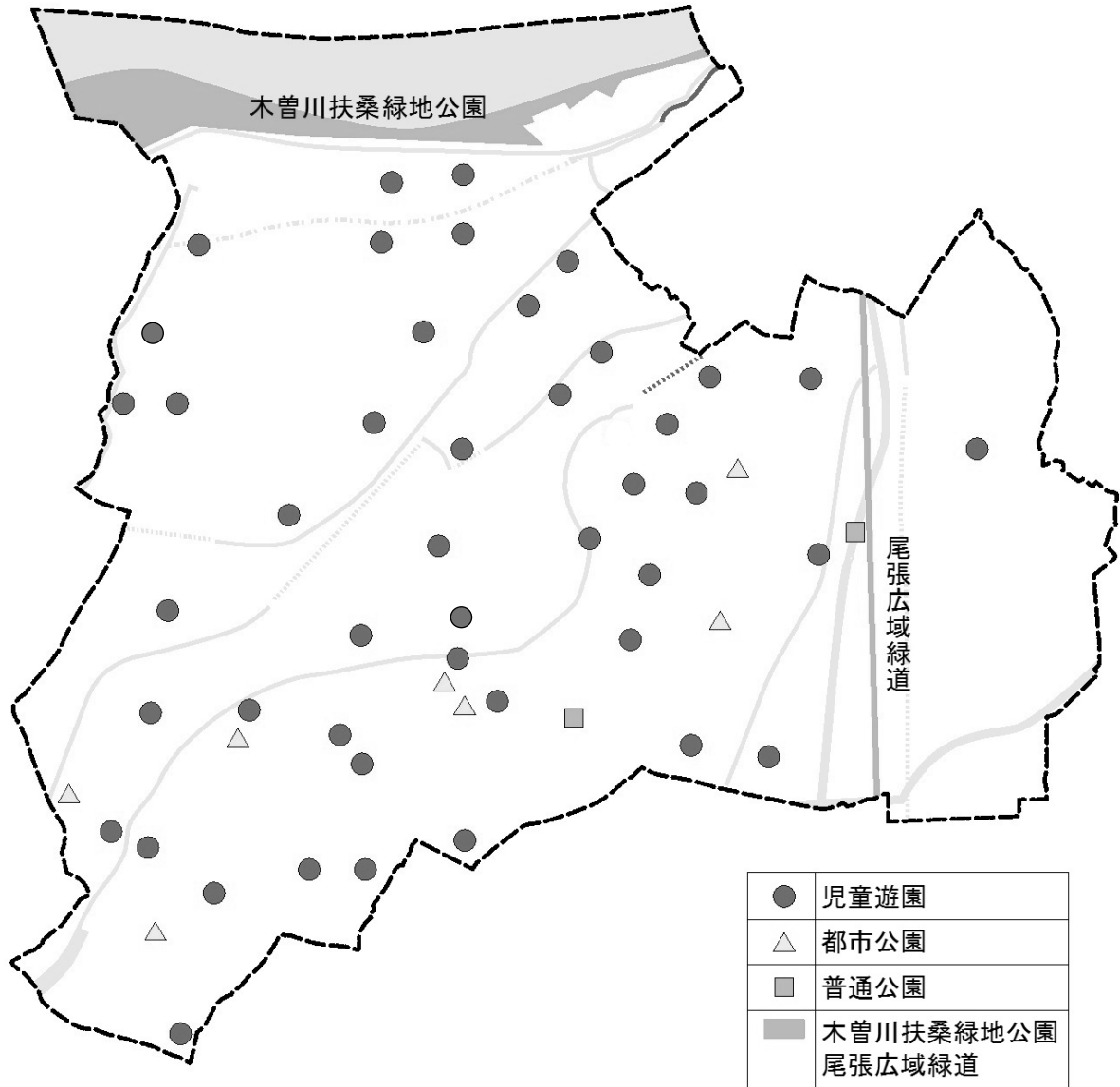


図 2-18 公園位置図 (H31. 3. 31 現在)

4. 町民・事業者・小学生の意識と調査

(1) 町民

- 本計画策定のために平成20年に行った町民のアンケート調査によれば、「環境問題に対して関心がある」と答えた人が52.3%、「やや関心がある」と答えた人が32.4%あり、両方で84.7%と高い関心度を示していました。
- 空気、静けさ、まちなみ、においについての評価は、「普通」を選んだ人が多くいました。
- 高齢者・障害者への配慮に対しては、「重要と思っているが現状では不満」と答えた率が高くなっています。
- 優先すべき環境施策としては、「高齢者・障害者への配慮」「公園など公共広場の快適さ」「まちなみの美しさ」「周辺の清潔さ」を望む回答が多くなっています。

◇課題◇

- 〔 又 意識啓発や環境配慮行動実践による環境に対する貢献度などの情報提供による環境に配慮した行動の実践の促進 〕

表 2-4 快適な町環境

設 問	満足度	重要度
A) 空気のきれいさ	60.8	86.6
B) 自動車や工場の排ガスの少なさ	56.7	86.9
C) 川や水路のきれいさ	45.2	84.2
D) 河川・水路の水量	50.0	69.0
E) 周辺の静けさ(騒音がない)	51.1	81.8
F) 周辺の清潔さ(ごみやフンがない)	44.0	87.5
G) 日当たりのよさ	71.1	83.9
H) 身近な緑の豊かさ	60.5	85.7
I) 野鳥や昆虫とのふれあい	53.9	65.6
J) 水(川・水路など)とのふれあい	46.4	66.4
K) 土(未舗装の地面)とのふれあい	48.5	67.7
L) 自然景観のすばらしさ	48.3	76.6
M) 歴史的・文化的な雰囲気	46.6	63.5
N) まちなみの美しさ	43.8	71.6
O) 周辺のゆとり(建物が混んでないなど)	51.4	75.5
P) 高齢者・障害者への配慮(歩道の幅など)	34.2	88.1
Q) 公園など公共の広場の快適さ	42.8	80.1
R) 上のすべてを総合した身近な環境について	48.7	81.0

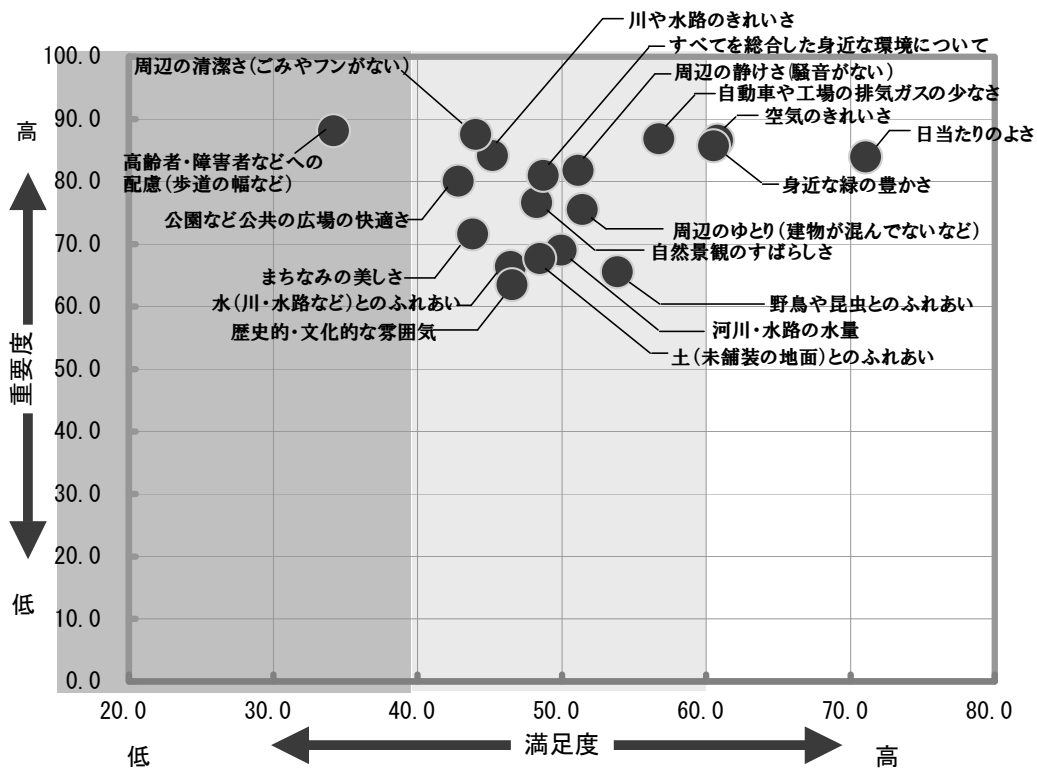
注1) 点数配分について

- (1) 満足度：満 足 ⇒100
 やや満足⇒75
 普 通 ⇒50
 やや不満⇒25
 不 満 ⇒0

アンケート票発送:1,000人
 アンケート回答数: 565人
 (内訳:男性 227人、女性 294人、不明 44人)

- (2) 重要度：とても重要⇒100
 普 通 ⇒ 50
 あまり重要でない⇒25

* 各設問毎の回答数に対してこれらの点数を掛けて算出した。



1) 「重要度」高いが「満足度」低い設問	: P) 高齢者・障害者への配慮(歩道の幅など)
2) 「重要度」高い、「満足度」も高い設問	: G) 日当たりのよさ
3) 「重要度」高いが「満足度」50%前後の設問	: 設問 P) とG) 以外

図 2-19 町民の環境意識(重要度と満足度)

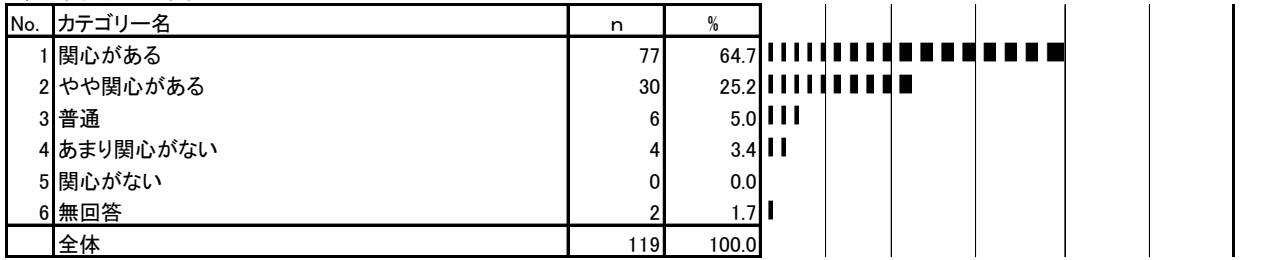
(2) 事業者

- アンケート調査によれば、環境問題に対して、「関心がある」の回答が64.7%、「やや関心がある」の回答が25.2%あり、両方で89.9%と高い関心度を示しています。
- 公害、自然減少などの地域の環境問題に対して、「事業経営に重要な問題として、大変心配している」が25.2%、「現在は影響はないが、他の地域や将来のことが心配」の回答が56.3%を占めています。
- 廃棄物、古紙などの分別の徹底、リサイクルに対して、「いつもしている」の回答が51.3%、「ほとんどしている」の回答が25.2%と、各事業者が心掛けていることが伺われます。
- 今後、本町を魅力ある環境のまちにするためには、「暮らしやすいまち：交通の安全・利便性を高め、緑化や公園の整備などでうるおい・やすらぎを重視し、高齢者にも快適な住み良いまちにする」の回答が62.2%と高くなっています。

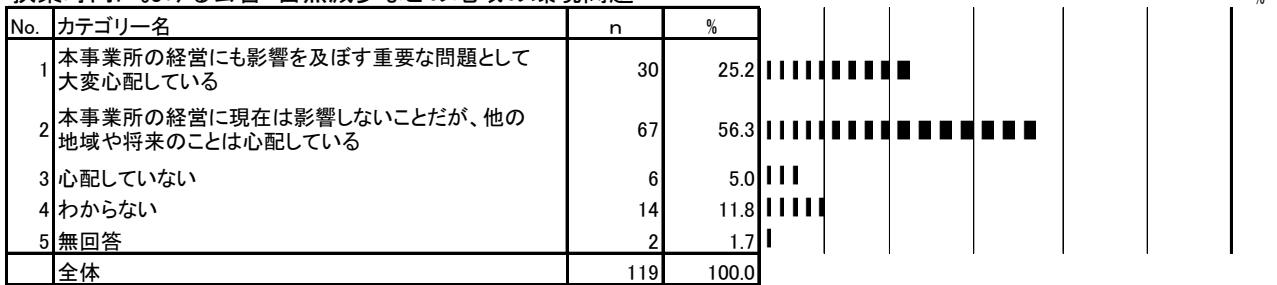
◇課題◇

〔ネ 事業所における環境配慮活動の普及〕

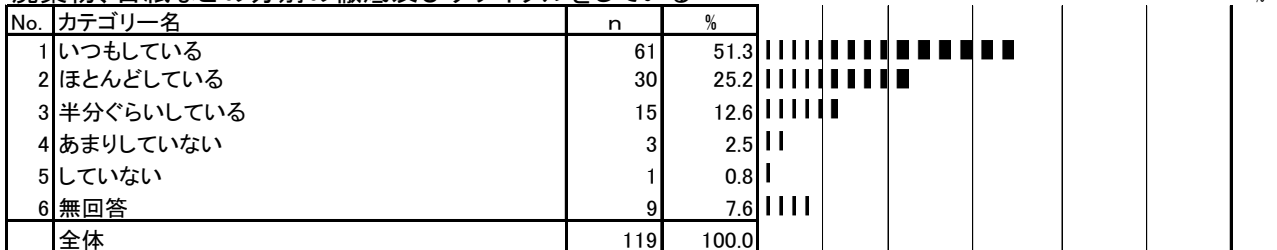
環境問題への関心



扶桑町内における公害・自然減少などの地域の環境問題



廃棄物、古紙などの分別の徹底及びリサイクルをしている



今後、扶桑町を魅力ある環境のまちにするためには

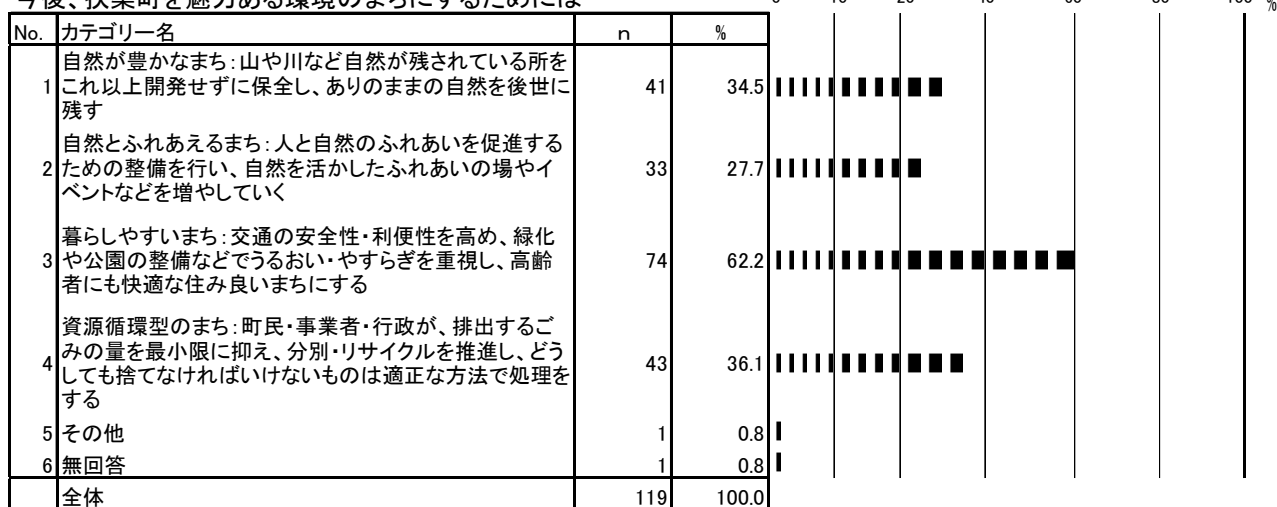


図 2-20 環境に対する事業主アンケート調査結果

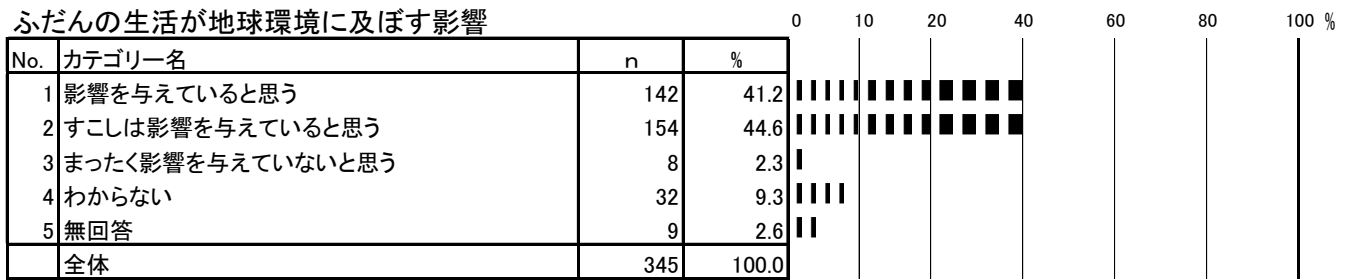
(3) 小学生

- 小学生へのアンケート調査によれば、「普段の生活が環境に及ぼす影響に対して、影響を与えている」と答えた人が41.2%、「少し影響を与えている」と答えた人が44.6%あります。
- 私たちの生活で川や海が汚れることに対して「よく知っている」「聞いたことがある」の回答がそれぞれ66.7及び27.8%を占め、生活と環境の関係について、分かっていることが伺えます。
- ごみが多くてその処理が大変なことに対して、「よく知っている」の回答が77.4%と高くなっています。
- 資源回収の新聞や雑誌がトイレットペーパーに変わることに対して「よく知っている」の回答が88.2%と非常に高くなっています。

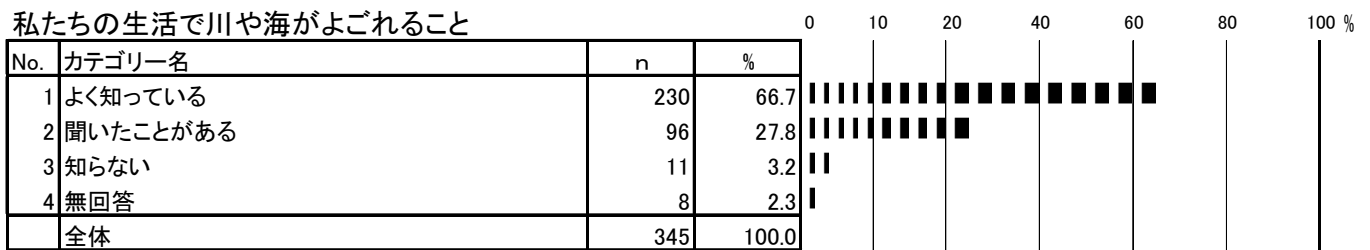
◇課題◇

- ノ 小学生の環境意識をより高くする。
- ハ 小学生の段階で環境に対するマナー、心得を教える。
- ヒ 小学生に自然体験実習させる。

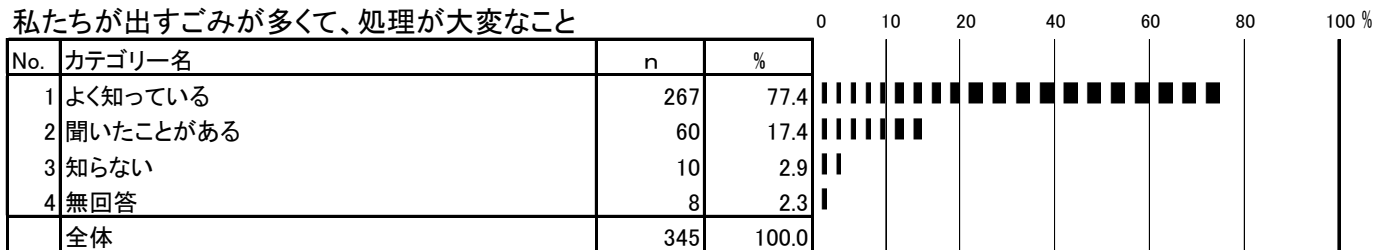
ふだんの生活が地球環境に及ぼす影響



私たちの生活で川や海がよごれること



私たちが出すごみが多くて、処理が大変なこと



資源回収の新聞や雑誌が、トイレトペーパーやノートに変わること

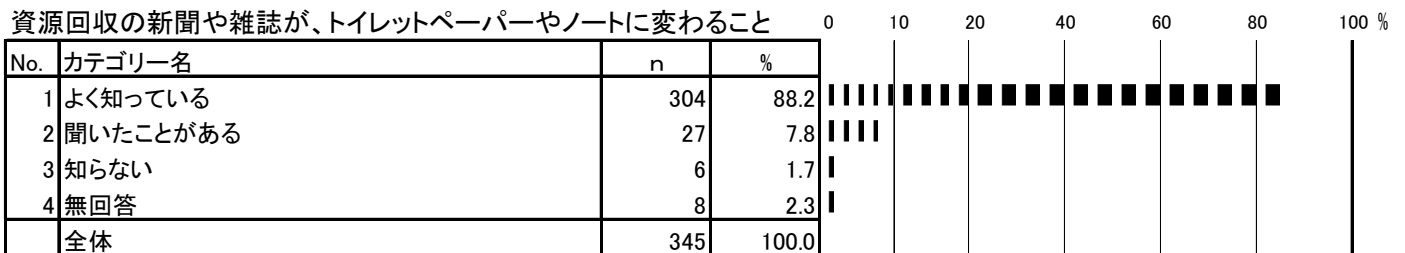


図 2-21 環境に対する小学生アンケート調査

第3章 こんな環境のまちにしたい

将来総合環境像 [計画のキャッチフレーズ]

将来、扶桑町を「こんな環境のまちにしたい」という総合的な環境像を展望し、町、町民、事業者が、本計画を進めていく上でのキャッチフレーズを次のように定めます。

環境を育み 未来につなごう 緑豊かなまち 扶桑町

環境を壊すも育むも最終的には町民一人一人の意識と行動によるところが大きく、この計画は、第一に環境を育んでいこうという方向を表しています。なお、ここでいう「環境」は、本計画の環境範囲でもある生活環境（快適環境を含む）、自然環境、地球環境の三つです。

次に、育んだ環境を次世代の未来につなぐために、自然を愛し、育まれる環境は、今の世代だけのものではなく、次世代、すなわち未来へと引き継いでいくものです。

育んだ環境を次世代の未来につなぐことにより、緑豊かなまちを目指すために、自然を愛し、自然との共生（守ったり、育んだり、創り出したりすること）を基本理念とします。

以下の項では、共通基盤的取組み及び生活環境、自然環境、地球環境の3つの環境範囲ごとに将来環境像を設定し、4項目の「施策分野」を立て、施策分野ごとに「町民のこうしたい」という将来イメージ例と、それを実現していくための施策目標や基本施策などを体系的に示します。

また、基本施策がSDGsゴールとの関係をアイコンを掲載することで示します。

1. 共通基盤としての取組 ……【将来環境像】

生活環境、自然環境、地球環境の各施策に共通する取組として、扶桑町環境基本条例には、環境教育などの推進、町民活動などの支援、町民の参加、環境情報の提供、広域的連携が位置付けられています。この項では、それを「共通基盤」として示しています。

(1) 共通基盤 ……【施策分野】

……【将来イメージ】

町民のこうしたい！「共通基盤」 *

- ・ 幼児から高齢者まで、安心して暮らせるまち
- ・ 扶桑に住んで良かったと思うまちに

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① 町民主体の活動を広める ……【施策目標】

環境問題に対しては、町民による自発的な環境活動が効果的に行われるようになることが重要です。その延長線上には、町民主体による環境まちづくりがあります。そうした活動を推進するため、段階的な支援方策の措置を講じます。



また、町内外の団体などと連携・交流を図っていきます。

【基本施策】

- a. 行政への町民参加と町民環境活動の推進
- b. 広域的連携・交流の推進



② 学びを豊かにする …【施策目標】

今日の環境問題を解決するためには、一人一人が「気付く」「理解する」「行動する」「広める」といった段階を考慮し、それぞれの年齢に応じた参加・体験型の教えや学びを進めていきます。また、町民と行政が一体となって協働するアダプトプログラムの活動を広めていきます。このような活動を進めて行きながら美化を推進し、環境情報を用意し、適切に実感できるような体制づくりを行っていきます。

【基本施策】

- a. 参加・体験型の学びの推進
- b. 積極的な環境情報の収集・発信



2. 住みよい快適なまち～生活環境～

…【将来環境像】

町民アンケート結果によると、高い重要度に位置付けられる生活環境分野では、健康に影響を及ぼす従来の公害を未然に防ぐことから、「健康影響」の施策分野を一番に位置付けました。次いで、住みよい快適なまちを創造するという視点から、「快適なまち空間」の施策分野について表しています。

(1) 健康影響 …【施策分野】

町民のこうしたい！「健康影響」 *

…【将来イメージ】

- ・ 空気がおいしい、人々が笑顔で喜びを表せるまち
- ・ 思わず深呼吸をしたくなる空気がきれいなまち
- ・ 公害のない気持ちよく住めるまち

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① 大気環境・音環境を守る …【施策目標】

近年、都市・生活型公害として自動車による大気汚染や騒音が顕在化してきています。

また、環境意識の高まりにより、「野焼き」「不法投棄」「雑草のはみ出し」等の公害にならない環境に関する苦情が著しく増えており、身近な生活環境の保全を進めていきます。

【基本施策】

- 自動車による排気ガス・騒音抑制対策の推進
- 公害の測定・監視・指導の推進



② 環境リスク対策を進める …【施策目標】

現代社会は、「アスベスト」「ダイオキシン類」等多くの化学物質やその他の健康影響要因で満ちており、分析技術と疫学調査の進展により、これらの要因による健康影響が明らかになってきています。こうした環境リスクに対する情報を普段から収集し、影響の未然防止と対策を町民が取れるような情報を提供していきます。



【基本施策】

a. 環境リスク対策の推進



(2) 快適なまち空間 …【施策分野】

町民のこうしたい！「快適なまち空間」 *

…【将来イメージ】

- ・ ごみのないきれいなまち
- ・ 障害者も、健常者も共に生き、共に育つ社会
- ・ 紙くずやタバコの吸い殻などのポイ捨てを無くし、一人一人のモラル向上を目指すまち
- ・ 文化と歴史が体感でき散策に訪れる人が多いまち

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① まちに潤いを増やす …【施策目標】

本町は、まだまだ公園、歩道などの公共的空間の整備が十分とはいえません。一方で、環境美化、花いっぱい運動、文化と歴史探訪など人の手によって潤いをもたらす活動が増えてきています。



こうした背景の下、まちに潤いを増やす取組を進めていきます。

【基本施策】

- a. 公共的空間の整備充実
- b. 公共的空間の町民による美化・潤いの向上
- c. 歴史的・文化的遺産の保護・活用



② 交通環境を良くする …【施策目標】

便利さゆえの過度の車依存が、環境へ影響を及ぼすとともに、公共交通機関の衰退や徒歩・自転車による交通手段の減少をもたらし、更に車に依存するという悪循環を招いています。今後は長期的な視点に立って、徒歩・自転車の推進に努めます。



【基本施策】

- a. 公共交通機関の利用促進
- b. 徒歩・自転車の快適性の向上



3. 自然と共生するまち～自然環境～

…【将来環境像】

自然環境分野では、高度成長以降、人間が利便性の追求を優先して、二の次にされてきた自然とのつきあい方を見直し、自然環境の保全に努め、貴重な動植物の保護、生物多様性の確保に向けた環境配慮・施策・行動を再構築する必要があることから、「自然とのつきあい」という施策分野を第一に示します。次いで、自然環境の構成要素別に、「大地と緑」「水と水辺」について表します。

(1) 自然とのつきあい …【施策分野】

町民のこうしたい！「自然とのつきあい」*

…【将来イメージ】

- ・ 自然豊かで、活気あふれるまち
- ・ ふるさとの未来を想像し、潤いのあるまちづくりを！
- ・ 緑豊かで水も空気もきれいで安心して暮らせるまち
- ・ 澄んだ空気 みどりの公園 清らかな流れ みんなの力で扶桑町

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① 積極的に自然を守る …【施策目標】

水、緑、生物などの自然環境は、多くの恵みを町民にもたらしますが、最近、量の減少のみならず、質的にも悪化しています。都市化、経済環境、町民意識など、改善に向けた多くの課題に対し、総合的な施策を立て、自然環境保全を進めていきます。



【基本施策】

- 自然環境の現状把握の推進
- 育みたい自然環境の選定と保全の推進
- 開発調整・自然環境保全の組織体制の確立



② 自然に親しみ学ぶ …【施策目標】

町民の一般的傾向として、自然環境保全意識は高いものの、保全のために具体的な行動をしている人が少ないのが現実です。自然を守る心を養うには、自然に親しみ学ぶといった体験が重要といわれているため、その機会充実を図っていきます。



【基本施策】

- a. 自然に親しみ学ぶことのできる場の整備・充実
- b. 自然に親しみ学ぶプログラム・人材の充実



(2) 大地と緑 …【施策分野】

町民のこうしたい！「大地と緑」 *

…【将来イメージ】

- ・ 緑豊かで 安らぎと潤いのあるまちに！
- ・ 緑豊かで 心安らぐ安心安全なまちを！
- ・ 緑豊かで 小鳥さえずる安らぎのまち！

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① 農地・樹木を保全する …【施策目標】

農地や樹木は、二酸化炭素吸収、土壌浸食緩和、洪水緩和、気候緩和、水資源貯留・かん養*1、など多面的な環境保全機能を有していることから、その適正な保全を図っていきます。



【基本施策】

- a. 農地や樹木の計画的な保全
- b. エコファーマーの促進
- c. 地場産業的農地の維持管理の推進



*1 かん養とは、自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。

② まちなかの緑をつなぐ …【施策目標】

まちの中の緑は、公園・農地・樹木等を経て、生き物がまちの中へ移動する際の通路や棲息環境となっています。また、市街地に住む町民に潤いを与えるものでもあることから、まちの中に緑を増やし、つないでいく取組を推進していきます。



【基本施策】

- a. 緑がつながるまちの創出
- b. 気候・風土、生き物の棲息環境にあった緑の創出

(3) 水と水辺 …【施策分野】

町民のこうしたい！「水と水辺」 *

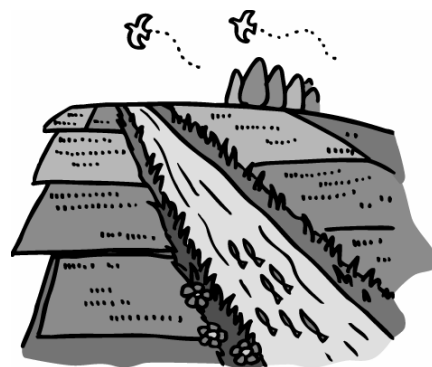
…【将来イメージ】

- ・ 安心して水に親しめる川があるまち
- ・ きれいな川のせせらぎに、めだか、ふな等が身近にいるまち
- ・ 親しみ持てる川辺の散歩ができるまち

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① 水と水辺を守り創る …【施策目標】

農業用水などは、多様な動植物の生息する空間であり、町民が身近な潤いを感じる空間です。一方、洪水などの自然災害をもたらすことから治水面が重視されています。今後は、環境面の機能が十分発揮できるような整備の工夫をし、地下水及び水循環などの保全を図っていきます。



【基本施策】

- a. 河川・農業用水の多自然化*2・親水化の推進
- b. 地下水及び水循環などの保全



② 水をきれいにする …【施策目標】

本町の河川は、良好な水質を保っている川もあれば、生活排水などによる汚濁した川も見られます。汚した水はきれいにしてから河川に返すことを基本として、下水道の整備及び浄化槽などの維持管理、意識の向上といった継続的な水質浄化のための取組を進めていきます。



【基本施策】

- a. 下水道の整備と適正な浄化槽の維持管理の推進
- b. 水質浄化への意識啓発



*2 1970年代に、破壊された自然生態系の復元工法としてスイスやドイツで誕生した「近自然工法」は、日本では言葉が分かりにくいということで、「多自然型工法」で表現され、1990年11月に、当時の建設省（現国土交通省）から、「多自然型川づくりの推進」が指導・奨励され、「河川の治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境を出来るだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川環境の保全・復元を目指す、自然環境に配慮した（河川）工法を「多自然型工法」と呼ぶ。

4. 環境配慮の息づくまち～地球環境～

…【将来環境像】

地球環境分野では、スローガンのような呼びかけだけでは行動の変化が期待できないことから、総合的に環境に配慮する仕組みを構築して、それを積極的に推進する必要があります。そのため、「総合環境配慮」という施策分野を第一に位置付けました。次いで、個別の問題としての「廃棄物」「資源・エネルギー」について表しています。

(1) 総合環境配慮 …【施策分野】

町民のこうしたい！「総合環境配慮」 *

…【将来イメージ】

- ・ 自然と人間が共存できるまち
- ・ ひまわりの花のように明るく活気のあるまちづくり
- ・ 次世代の子どもや高齢者が安心して暮らせるまち

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① 総合的な環境配慮の仕組みをつくる …【施策目標】

今日の環境問題の多くは、個々の生活行動や事業活動が原因で起こっており、これまでの公害のように規制、指導といった手法はあまりなじみません。

今後は、新しい手法として、自律的かつ継続的に行動や活動が改善されるような仕組みづくりを行っていきます。



【基本施策】

a. 行政組織における仕組みづくり



② 地域から地球を守る …【施策目標】

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、地球温暖化・オゾン層破壊などの地球環境問題を生み出しました。人類共通の課題として、私たち一人一人が被害者であると同時に加害者であることを認識し、地域から地球環境の保全に貢献していきます。



【基本施策】

- a. 地球温暖化防止対策の推進
- b. その他の地球環境問題への対応



(2) 廃棄物 …【施策分野】

町民のこうしたい！「廃棄物」 *

…【将来イメージ】

- ・ ごみのないきれいなまち
- ・ 買い物はマイバッグ持参でノー・レジ袋をするまち
- ・ ごみを出さない、最小限のごみで分別の徹底をするまち
- ・ 生ごみを農耕地に返し、ごみの減量及び循環型社会に貢献するまち

* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① ごみの発生を減らす …【施策目標】

資源は有限であり、私たちの世代だけのものではありません。そのため、ごみの発生抑制を推進して、減量化に努めます。

余分なごみになるものは持ち込まないリヒューズ（拒否）やリデュース（減量）を基調としながら、繰り返し利用するリユース（再使用）、出来るだけ分別して再資源化するリサイクル



(再資源化)を進めます。そのためには第一に、 unnecessaryなものを買わないといった、ごみの発生を減らすことを促進します。

【基本施策】

- a. 買い物時の対策の促進
- b. ものを大切に使うことの促進
- c. ごみに対する責任を高めることの推進



② リサイクル・適正処理を進める …【施策目標】

ごみの発生を減らすことを第一とした上で、それでも出てくるごみは、可能な限りリユース、リサイクルして、再生品を使うことによる循環の輪づくりを進めます。また、リサイクルできないものについては、環境への負荷を考慮した適正処理を行っていきます。



【基本施策】

- a. 多面的なリサイクルルート of 充実
- b. ごみの適正処理の推進



(3) 資源・エネルギーと地球温暖化防止対策 …【施策分野】

町民のこうしたい！「資源・エネルギー」 *

…【将来イメージ】

- ・ 省資源・省エネルギーを率先するまち
- ・ 環境に配慮して資源を大切にすまち
- ・ 公害防止・温暖化対策を積極的に取り組むまち
- ・ 太陽光、風力などの自然エネルギーを取り入れ活用するまち
- ・ 節水や雨水利用などで水資源を大切に有効利用するまち

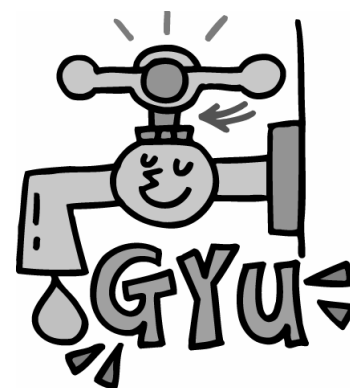
* 「町民のこうしたい！」の表現は、町民アンケート意見の抜粋です。

① 資源の浪費を抑える …【施策目標】

エネルギーの多くは石油に頼っており、その利用に伴い大気汚染、地球温暖化、資源の枯渇など様々な課題が発生しています。また、普段何気なく使っている水も貴重な資源で、浄水にはエネルギーを多く使っています。そのため、資源の浪費を抑え、大切に利用することを進めていきます。

【基本施策】

- a. 省資源・省エネルギーの促進



② 地域の自然資源を活かす …【施策目標】

近年、太陽光、風力などの自然エネルギーの開発が急速に進められています。

また、雨水、地下水は地盤沈下の防止をした上で貴重な水資源です。こうした地域にある自然資源を上手に利用することは、トータルの環境負荷を下げ、地域自立・自給につながるため、積極的に活用を図っていきます。

【基本施策】

- a. 自然エネルギーの導入促進
- b. 雨水・地下水の有効利用推進



③ 地球温暖化防止対策 …【施策目標】

化石燃料の大量消費は、CO₂の大量発生により温室効果が増大して地球温暖化が進む原因のひとつです。国、市町村、企業、町民が一丸となって温暖化防止対策に取り組む必要があります。CO₂の発生抑制効果が大きい自然エネルギーの導入、樹木によるCO₂吸収を促進する必要があります。

【基本施策】

- a. 自然エネルギーの導入と緑化の促進



第4章 こんな取組を広めたい

この章では、第3章の「こんな環境のまちにしたい」を実施していくための具体的施策について平成22年計画策定時点でリストアップしたものを、令和元年度時点において評価した実施状況を示しています。

「将来環境像」として共通基盤的取組及び生活環境、自然環境、地球環境の3つの環境範囲ごとに設定しました。

「将来環境像」ごとにそれぞれ「施策分野」を立てて整理しています。

「施策分野」ごとに「施策目標」を実現していくための「基本施策」とその内容を説明しています。

「実施期間」として第1章の目標年度の時期を目標とし、第2章の課題解消に向けカタカナ表記で対応しています。

「実施状況」として、令和元年度時点で施策の目的が完了したものを「完了」、施策を実施中のものを「実施中」、施策を実行していないものを「未着手」、施策の目的が時代に合わないもの、今後実行しても成果が得られないもの、実行が不可能なものを「削除」として評価し、「削除」のものは計画の記載も削除しました。

なお、この評価は施策の実施状況について扶桑町環境審議会で毎年度評価した結果を示しています。

1. 共通基盤としての取組…【将来環境像】

(1) 共通基盤…【施策分野】					
施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
① 町民主体の活動を広める	a. 行政への町民参加と町民環境活動の推進	町民環境モニター制度の充実	地域の環境監視のため、地域住民、町民団体に環境モニターになってもらい、適宜報告してもらおう制度を体系的に充実させます。ごみの不法投棄、水質、大気、騒音の状況、保護すべき動植物の調査、保全活動などにおいても、町民の参加を得てマップ化も図ります。	短期	完了
		地域コミュニティ・環境団体によるまちづくり支援事業の創設	地域コミュニティ・環境団体による環境活動などに対し支援するための助成制度の導入を図り、自主的で主体的なまちづくりを進めます。	短期	完了
		環境活動団体への各種支援策の充実	活動場所の提供、広報啓発支援、共有道具の貸出しなどで環境活動団体(非営利団体NPO)を支援していきます。	短期	完了
		環境関連事業の環境NPOへの委託化の推進	環境関連事業で町民団体が行った方が効率がよく効果がるものについては、地元の環境NPOを育てる意味からも委託化する方向で検討していきます。	中期	未着手

	b. 広域的連携・交流の推進	近隣市町、先進市町との交流	河川を共有する市町、広域行政圏などとは、共通の課題について連携・交流する機会を設けるとともに、本計画を進めるに当たって、先進的に施策を進めている市町とも交流する機会を積極的につくり、先人の知恵を持って施策実施に当たっていきます。	短期	実施中
②学びを豊かにする	a. 参加・体験型の学びの推進	環境を様々な視点から調べ学ぶ「親子探検隊」の開催	町民団体の横のつながりを得つつ、扶桑町内の環境を様々な視点から楽しく学ぶ機会としての「親子探検隊」を継続的に開催していきます。	短期	完了
		出前講座の充実	町職員、事業者、町民、町民団体による出前講座のメニューを増やすなどの充実を図っていきます。	短期	実施中
		町民と連携したエコイベントの定期的実施	講演会や環境フェアでのブース展示を始めとしたエコイベントについては、町民と連携して定期的実施します。	短期	完了
		アダプトプログラムの推進	一定区画の公共的空間(駅前、繁華街、道路、公園、河川など)を、里親として申し出た地域住民、団体と行政が契約を交し、役割分担の下、環境美化などの維持管理を推進します。	短期	完了
	b. 積極的な環境情報の収集・発信	広報紙への環境情報のシリーズ掲載	本計画の実施に伴い、広報紙に一定期間、提起型の環境情報をシリーズ掲載します。	短期	実施中

2. 住みよい快適なまち～生活環境～…【将来環境像】

(1)健康影響…【施策分野】					
施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
①大気環境・音環境を守る	a. 自動車による排気ガス・騒音抑制対策の推進	低公害車の購入・エコドライブの促進	低公害車について、その種類や各種補助・助成制度の啓発を行っていきます。また、エコドライブに関する講座の実施やキャンペーンなどを通じて、停車時におけるアイドリングストップや余分な荷物の積載防止などエコドライブの促進を図ります。	短期 (エ,キ,セ)	実施中
		環境にやさしい交通手段の実施	まずは町役場を対象にノーカーデーを実施し、徐々に事業所に参加を求めていきます。具体的には、年間で車を使わないで出勤する日を設定し、各自自由な時に実施してもらうようにし、年々その日数を増やす方向で進めていきます。	中期 (キ,セ,タ)	未着手
		国道、県道における渋滞緩和対策の推進	自動車排ガス、騒音の影響の大きい国道や主要県道沿いの環境対策として、総合的な渋滞緩和対策を、関係機関と連携しながら推進していきます。	長期 (ア,セ,タ)	実施中
	b. 公害の測定・監視の推進	公害の測定・監視の充実	町内の大気質、水質、騒音の状況を経年的に測定・把握し、公害の未然防止の監視を行っていきます。	短期 (セ,リ)	完了

		公害発生施設、行為に対する指導の推進	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害発生施設への指導、野焼きなどの大気汚染行為に対する指導を、環境保全協定締結、公害苦情処理などを通じて行っていきます。	短期 (セ,ネ)	完了
		町民による環境測定の推進	簡易な測定キットなど、町民による環境測定を推進し、町測定の補完をするとともに身近な環境への関心を高めていきます。	中期 (セ,リ)	実施中
② 環境リスク対策を進める	a. 環境リスク対策の推進	未規制化学物質・健康影響要因の情報収集・提供と対策の促進	環境ホルモンなど微量で影響が出る化学物質やディーゼル黒煙、電磁波、建材などに含まれる化学物質、家庭で使われる殺虫剤・殺菌剤などの影響について、情報収集・提供を行い、町民自ら取れる対策を促進します。	中期 (セ)	実施中
		有害化学物質の調査実施と情報公開の推進	ダイオキシン、ベンゼンなど今後様々な有害化学物質が規制対象物質になっていくことから、県と連携して、それに対応した大気、水質、土壌など環境の現状把握と調査結果の公開を行い、町民に環境汚染の状況を知らせ、関心を高めていきます。	長期 (セ,ネ)	完了
(2) 快適なまち空間…【施策分野】					
施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
① まちに潤いを増やす	a. 公共的空間の整備 備充実	地区計画、緑化協定などによる統一感のある家並み整備の推進	地区計画、緑化協定などにより、統一感のある家並み景観の整備を図っていきます。	長期 (イ,テ,ナ)	未着手

②交通環境を良くする	潤いの向上 b. 公共的空間の町民による美化・ c. 歴史的・文化的 遺産の保護・活用	花いっぱい運動の推進	公共施設や駅ロータリーなどの花壇を花で飾り、美しいまちづくりを推進します。	短期 (ニ)	完了	
		不法投棄監視・体制の強化	環境保全推進員による定期パトロールのみならず、町民との連携により不法投棄の早期発見に努め、警察・関係機関との連携により事後対策を進めます。	中期 (ツ)	実施中	
		歴史的街並みの保存と活用	町の文化的遺産の魅力ある保存方法やポケットパークなどの整備を進めます。	長期 (イ,テ)	実施中	
	利用推進 a. 公共交通機関の	公共交通機関の利用拡大に向けた研究	関係事業者と相談して、人・まち・環境にやさしい公共交通機関の利便性・快適性を検討し、利用促進拡大に向けて見直していきます。	長期 (ア,セ)	未着手	
		b. 徒歩・自転車の快適性の向上	歩道・自転車道の整備充実	通学路や公共施設間について、歩道・自転車道の整備の可能性について研究し、自動車より徒歩・自転車が選択されるような環境整備を進めていきます。	長期 (ア,オ)	実施中
			自転車の普及促進	環境にやさしい交通手段の受け皿として、自転車利用の普及方法を、研究・実施していきます。	長期 (ア,オ)	未着手

3. 自然と共生するまち～自然環境～…【将来環境像】

(1) 自然とのつきあい…【施策分野】					
施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
① 積極的に自然を守る	a. 自然環境の現状把握の推進	継続的な自然環境調査の実施	扶桑町の町民・専門家の意見協力を得ながら、地形・地質、植生・植物相、各種動物などの継続的な調査と内容の充実を進め、保全の基礎となるデータの収集を行っていきます。	中期 (シ)	実施中
	b. 育みたい自然環境の選定と保全の推進	町内河川の水生生物の保護・育成	町内河川水系の豊かな生態系を保全、回復する方向で、町民、専門家、行政により、水質、水量、生物、レクリエーション等多面的な調査を行い、水質保全、保護・育成を推進します。	中期 (ケ,シ,ソ)	実施中
	c. 開発調整・自然環境保全の組織体制の確立	開発行為に対する自然環境保全指針の策定と運用	開発事業を行う際の環境配慮の手順と環境配慮事項を定めたガイドラインを町民、専門家を交えて策定し、比較的小規模な開発事業から、開発事業者の自主的な環境保全対策を指導、促進します。	中期 (ナ,ニ)	実施中
② 自然に親しみ学ぶ	a. 自然に親しみ学ぶことのできる場の整備・充実	自然体験の道の充実と整備	現在ある木曾川扶桑緑地公園の散策の森に加え、ふそうとして育みたい自然環境などで、自然体験・観察できる自然環境に配慮した公園整備を進めていきます。	中期 (ス,ナ)	実施中

		町民農園の充実	町民が気軽に土にふれあい、収穫の喜びを感じることで、町民農園の充実を推進します。	中期 (ウ,ス)	実施中
b. 自然に親しみ学ぶプログラム・人材の充実		自然とのふれあいマップの作成	自然と親しむ体験ができる場をマップ化し、場を周知するとともに、解説を加え利用を促進します。また、場が増えるに従い改訂版を出していきます。	中期 (ス,ノ,ハ,ヒ)	実施中
		自然体験講座の充実と新たなプログラムの開発	ふそうの自然を活用した自然体験講座を充実させて、新たなプログラムの開発を継続的に行っていきます。	中期 (ス,ノ,ハ,ヒ)	実施中
		自然体験人材バンクの作成と紹介	自然観察指導員、専門家、研究者など、自然環境面で活躍できる人材を発掘し、一元的に人材バンクに登録するとともに広く紹介していきます。	中期 (ス,ヒ)	実施中

(2) 大地と緑…【施策分野】

施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
① 農地・樹木を保全する	a. 農地や樹木の計画的な保全	扶桑町農業振興地域整備計画の推進	望ましい農地の保全へ導くための整備を計画に基づき推進します。	短期 (ウ)	完了
		優良農地の位置づけ	都市計画マスタープラン、緑の基本計画など土地利用に関する各種マスタープラン策定において、特に開発が進んでいる地区の農地で保全すべき地域を位置付けします。	中期 (ウ,コ)	実施中
	b. エコファーマーの推進	環境保全型農業の推進	エコファーマーが作った農作物が郷土の環境に配慮した安全で美味しい農作物であるとPR推進していきます。	短期 (ウ,ク)	完了

		環境配慮した農業環境、農業施設の整備の推進	農家の理解を得ながら、環境に配慮した農作業環境、農業施設の整備を進めます。	中期 (ナ)	実施中
	c. 地場産業的農地の維持管理の推進	地産地消の促進	地元で取れた農作物を地元で消費することは、地元農業の育成だけでなく輸送距離が短くなることから、環境にもやさしいためその取組を促進していきます。	短期 (ウ,ク)	完了
		耕作放棄地の解消と未耕作地の有効利用の推進	耕作放棄地の解消を進めるとともに、未耕作地を利用したコスモス、菜の花などの景観作物の栽培や、水生生物の生育環境(田んぼの素堀水たまり)づくりなど、多様な生物の生息環境にも有効利用していきます。	長期 (ウ,ク,ニ)	実施中
②まちなかの緑をつなぐ	a. 緑がつながるまちの創出	緑の基本計画の重点緑化地域における緑化の推進	将来の町全体における緑のあり方とその実現方法について、基本的な考え方をまとめた緑の基本計画に沿って緑化重点地域の緑化を推進していきます。	長期 (イ,サ)	実施中
	b. 気候・風土、生き物の棲息環境にあった緑の創出	まちのシンボルとしての保存樹・保存樹林の指定と保全	扶桑町の潜在的な自然植生を残している社寺林や独立樹などについては、保存樹林及び保存樹の指定を行い、これを保存していきます。こうした取組みを促進するため、保存樹の所有者への補助なども継続していきます。	短期 (サ,ス)	完了

		扶桑町らしい 緑化方法の普及啓発	町民・事業者が、ふそうの気候・風土にあった緑を増やすことのできるような樹種及び緑化方法、野鳥や昆虫が集まる種類の植栽などに関する情報提供、啓発などを行っていきます。	中期 (サ)	完了
(3)水と水辺…【施策分野】					
施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
①水と水辺を守り創る	a. 河川・農業用水の多自然化・親水化の推進	親水化ビジョンの策定と推進	町の中心市街地を流れる川を親水化することの意義は大きいため、長期的な改修を視野に入れて、町民の意見も取り入れながらビジョンを策定し町民・行政が一体となることができることから実践していきます。	長期 (ケ)	実施中
	b. 地下水及び水資源などの保全	雨水透水性舗装の推進	地下水のかん養をはかり、水たまりを無くして歩行感を良くするために、新規の歩道や公共駐車場の整備の際に雨水透水性舗装を推進します。	短期 (ケ)	実施中
		地下水の保全	町内の地下水を調査し、水質及び水源かん養地の保全を進めます。同時に、貴重な水資源の場としてきれいな地下水を次世代に引き継ぐために適正な利用に努めていきます。	中期 (ケ)	完了
②水をきれいにする	浄化槽の適正な維持管理の推進	a. 下水道の整備と下水道施設整備の推進	公共下水道の推進を図り、下水道への接続(水洗化)を促進するため、積極的なPR啓蒙を行っていきます。	短期 (リ)	完了

	下水道整備区域外における合併処理浄化槽の普及促進	集合処理型の下水道計画区域外においては、最小の下水道施設としての小型合併処理浄化槽の普及(汲み取りからの変更、単独処理浄化槽からの転換)を促進するため、補助制度を継続します。	短期 (㉟)	完了
b. 水質浄化への意識啓発	家庭でできる生活排水対策の促進	調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用など、町民による水質浄化への実践活動に対する啓発を、機会あるごとに行っていきます。	短期 (㉟)	完了
	町民参加型の河川水質調査などによる意識向上	町民が実際に水質を体験するプログラムとして、水生生物調査を活用し、水質浄化への意識啓発をはかります。	中期 (㉟,㉞)	完了

4. 環境配慮の息づくまち～地球環境～…【将来環境像】

(1) 総合環境配慮…【施策分野】					
施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
① 総合的な環境配慮の仕組みをつくる	a. 行政組織における仕組みづくり	地球温暖化防止実行計画の見直しとその実効性の向上と内容の充実	地球温暖化防止実行計画を実効性の面から見直し、良好な環境を守り、創造して、地球温暖化対策をはじめとする環境保全への貢献を進めるとともに町民への公表など内容の充実を図ります。	短期 (ヌ,ネ)	完了
		グリーン購入ガイドラインの策定と周知徹底	町役場における環境に配慮した物品購入を促進するため、公用車から消しゴムに至るまで、品目ごとのガイドラインを策定し、その周知徹底を図ります。	短期 (ネ)	実施中
② 地域から地球を守る	a. 地球温暖化防止対策の推進	地域団体における地球温暖化防止対策の推進	温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全強化を図り、数値でその効果がわかるような、地域・団体における実質的な地球温暖化防止対策を促進します。	中期 (キ)	未着手
		緑のカーテンによる地球温暖化防止対策の推進	公共施設等につる性の植物を植生することで窓や壁面を覆い、直射日光の侵入を防ぐことで省エネできることを推進します。	新規 (工,オ,キ)	実施中
		地球温暖化防止対策実行計画の策定と運用	地球温暖化防止対策推進法で義務づけられた実行計画の策定と運用に取り組めます。	長期 (工,キ)	実施中

b. その他の地球環境問題への対応	オゾン層保護対策の促進	県と連携してオゾン層破壊の原因物質の一つであるフロン の回収を促進し、町民に対して適正に処理されるような方法、ルート の周知に努めます。	短期 (カ)	完了
	熱帯林保護対策の推進	公共工事における熱帯材を利用したコンクリート型枠について、 段階的に削減していきます。	中期 (イ)	実施中
	国際的取組に対する情報収集と参加	地球環境保護宣言に合わせて、扶桑町としてできる国際的な 貢献について検討し、国際的環境保全活動への参加を図っていきます。	長期 (イ,オ)	実施中

(2) 廃棄物…【施策分野】

施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
① ごみの発生を減らす	a. 買い物時の対策の促進	レジ袋からエコバッグへの普及促進	ごみの発生を少しでも減らすために、町民の協力効果を目に見える形で表す象徴として、町民、販売事業者の協働の下、レジ袋の削減キャンペーンだけでなく具体的な仕組みづくりを行っていきます。	短期 (チ,ヌ)	実施中
		グリーン購入の促進	環境に配慮した商品、再生品の購入を積極的に呼びかけるとともに、エコショップガイド（環境に配慮した商品を置いているお店などを紹介する地域マップ）づくりなど、グリーン購入を促進する方法について研究、実践していきます。	中期 (チ,ヌ)	実施中
	b. ものを大切に使うことの促進	不用品交換を支援する仕組みづくり	フリーマーケットの定期開催、ITを活用した売ります・買います情報コーナーの設置など、不用品交換を支援する仕組みを作っていきます。	短期 (エ,チ,ヌ)	完了

		常設エコハウスの設立	リユース、リサイクルの拠点として、常設のエコハウスを開設します。このハウスは単なるリサイクルステーションの役割だけでなく、町民啓発、リユースショップ、リサイクル研究の役割を持たせるようにします。	中期 (エ,チ,ヌ)	実施中		
		町民向けの教室の開催	エコクッキング、家庭でできるごみ減量化方法、暮らしの知恵などの教室を、率先して実践している町民を先生にして教室を継続的に開催していきます。	中期 (エ,チ,ヌ)	実施中		
		事業系ごみの減量の促進	事業者連携によるリユース・リサイクル活動の促進、大規模事業所に対するごみ減量・リサイクル計画書の提出指導など、増加率の大きい事業系ごみの減量促進を図ります。	短期 (ネ)	実施中		
	c. ごみに対する責任を高めることの推進	ごみ処理料金の見直し	ごみ袋代金、粗大ごみ手数料など、ごみ減量と受益者負担の観点から、関係市町村・組合と協議しながら、料金設定を見直していきます。	長期 (チ,ネ)	実施中		
		②リサイクル・適正処理を進める	a. 多面的なリサイクルルートの充実	拠点回収(店頭・公共施設での回収)の充実	町役場におけるリサイクルステーションなどの公共施設での回収について、回収品目、回収拠点数などの充実を図っていきます。	短期 (エ,チ)	完了
				集団資源回収への支援	PTA、子供会、自治会などによる地域の集団資源回収への支援を継続していきます。	短期(チ)	完了
資源ごみ収集の充実	古紙類、缶、ペットボトル、ビンなどの回収に際して、収集頻度などの充実を図っていきます。			中期(チ)	完了		

		家庭内のできるリサイクルの促進	生ごみ堆肥化、剪定枝のチップ化など家庭内でのリサイクルを、処理機器の購入補助や使用・活用方法のPRなどを通じて促進します。	中期(チ,ヌ)	完了
		わかりやすい総合的な分別・リサイクルのガイド	資源ごみ収集の分別方法のみならず、民間でのリサイクル、家庭のできるリサイクルについての総合的なガイドブックを作成します。また、在住外国人向けの冊子も作成します。	中期(チ,ツ)	実施中
		生ごみリサイクルシステムの研究	町内の農家と連携した有機物循環をめざして、生ごみリサイクルシステムの研究を行います。	長期(チ)	完了
	b. 生ごみの適正処理の推進	ごみ施設の適正な処理・処分の推進	ゼロ・エミッション(処分量ゼロ)をめざしたごみ処理・処分施設を、関係市町村とともに適正に管理運営します。	長期(チ)	実施中
		有害・危険物質を含むごみの適正処理の推進	蛍光灯、スプレー缶などの一般廃棄物中の有害・危険物質、混入する可能性のある医療廃棄物、処理困難物についての実態を把握し、関係機関・団体とともにその適正な処理・処分方法について検討します。	長期(エ)	完了

(3) 資源・エネルギーと地球温暖化防止対策…【施策分野】

施策目標	基本施策	具体施策	内容説明	実施期間	実施状況
① 資源の浪費を抑える	a. 省資源・省エネルギーの促進	アイドリングストップなど省エネルギー運動の普及啓発	アイドリングストップ運動、電気のスイッチをこまめに切りましょう運動など、簡単に始められる省エネルギー運動を、町・町民・事業者が一体となって普及啓発を図ります。	短期(エ,オ,キ,ネ)	実施中

		クールシェアの普及啓発	温暖化が進み暑くなる夏場に、公共施設や大型商業施設等で涼んでもらい、家庭での電力消費量を抑えCO ₂ 排出量を抑えるためクールシェアスポットの普及啓発を推進します。	新規 (工,オ,キ,ネ)	実施中
		省エネナビの普及促進	家庭での省エネナビ設置に対する支援や学校における普及を促進します。	中期 (工,オ)	実施中
②地域の自然資源を活かす	a. 自然エネルギーの導入促進	家庭における自然エネルギーなどの普及促進	家庭における太陽光発電の設置に対して、助成制度の創設やその他の自然エネルギー(太陽熱、小風力、バイオマスなど)の助成を検討していきます。	短期 (オ,キ)	完了
		町施設における自然エネルギー設備の導入	公共施設においては、防災上の独立電源の意味からも自然エネルギー設備の導入を積極的に図り、町民に対する啓発にも役立てます。	長期 (オ,キ)	実施中
		剪定枝を利用した木質バイオマス利用の実験的な実施	従来から行われている剪定枝の焼却処理を減らし、CO ₂ 排出抑制を図るために、剪定枝などを木質チップに加工し、循環利用のシステムを作り上げることなど、バイオマスの良さを実感するため堆肥化するだけでなく、ストーブやバーナー、調理器具など具体的な熱利用の実験も始めていきます。	長期 (キ,フ)	実施中
	b. 雨水・地下水の有効利用推進	家庭における雨水利用の促進	既製の雨水貯留設備や下水道供用に伴う浄化槽の有効利用に対しての支援策を検討し、家庭における雨水利用を促進します。	長期 (工,オ)	実施中

③ 地球温暖化防止対策	a. 自然エネルギーの導入と緑化の促進	住宅用太陽光発電・太陽熱利用導入促進	新エネルギーや省エネルギーの技術を生かして、町全体で導入普及促進をして、地球温暖化防止に寄与する。	短期 (オ,キ)	完了
		住宅用地球温暖化対策設備設置促進	既存の太陽光発電、太陽熱利用導入促進から一歩進み、ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)やHEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)等の一体的なエネルギー利用を促進し、地球温暖化防止に寄与する。	新規 (オ,キ)	実施中
		緑化の促進、特に公共空間における緑化推進	町民の憩いの場として、適切な公園配置、緑道、遊歩道、街路の緑化により、緑豊かな心の安らぎある生活空間を創出します。	長期 (ナ,ニ)	実施中

第5章 計画の推進

扶桑町環境基本計画を推進していくためには、行政だけではなく町民・事業者が連携し、本計画に基づいた取組をさまざまな場面で進める必要があります。

取組については、学校や、町民が組織する町内会（自治会）、各種団体等の幅広い理解と協力を得て、事業を展開していくことが必要です。

計画の具体的政策を継続的かつ効果的に実施していくために、計画の推進体制及び進行管理体制を整備・充実し、国・県・周辺市町や関係機関等と連携しながら本計画を推進していきます。

1. 環境基本計画推進体制の整備

町民との協働による推進

扶桑町環境審議会を中心として、町・町民・事業者との協働により本計画を推進していきます。

庁内推進体制の整備

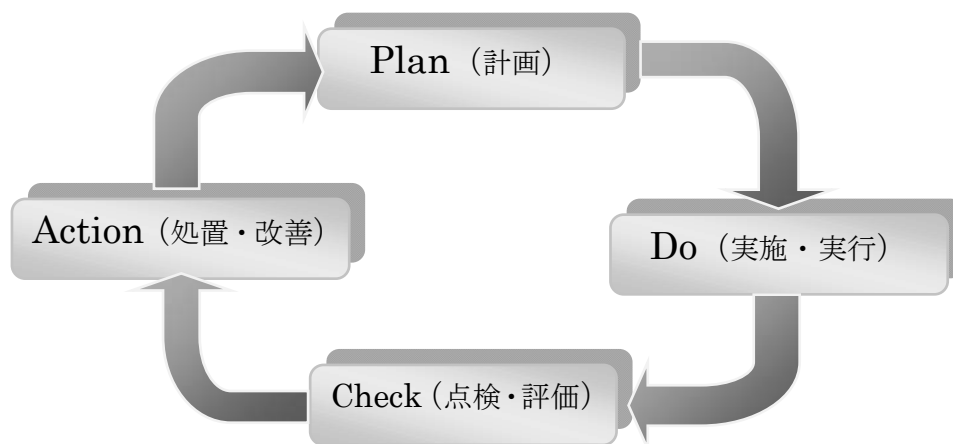
本計画の施策は、町政のあらゆる分野にわたっており、効果的に施策を進めていくためには、庁内の推進体制を整備し、全庁的に推進していく必要があります。

扶桑町では『ふそうエコプラン』を毎年作成しており、各課・各施設の環境管理チームリーダーにより課員への指導を既に行っていますが、庁内及び各施設の総合的かつ計画的に環境について話し合う体制をつくり、環境に優しい町施設の運営を推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとするためには、施策の効果等を検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直す必要があります。

このため、扶桑町環境審議会で各施策の進捗状況を定期的に確認・検証します。



3. 国・県・周辺市町及び関係機関との連携

本計画の施策の中には、町だけでは推進が難しい取組も多く、国、県、周辺市町及び関係機関との連携や協力が不可欠です。

このため、国、県、周辺市町及び関係機関の動向や社会情勢の変化に対応できるよう、連携・協力を図ります。

資 料 編

資料編 目次

地球環境保護宣言・・・・・・・・・・ 69

扶桑町環境基本条例・・・・・・・・・・ 71

扶桑町の概要

1. 社会経済環境・・・・・・・・・・ 78

2. 自然環境・・・・・・・・・・ 94

3. 生活環境・・・・・・・・・・ 102

4. 快適環境・・・・・・・・・・ 113

環境に関するアンケート

1. 調査の概要・・・・・・・・・・ 115

2. 町民アンケート調査・・・・ 117

地球環境保護宣言

平成 4 年 9 月 23 日制定

かけがえのない地球、誕生以来 45 億年という時の流れの中で自らいとなみ、そして生命を育んできた。

地球、それは人類を含む全ての生きとし生けるものの共通の住みかであり、財産である。

その地球は今、人類の欲望のために自らいやす力を失い破滅への道をたどろうとしている。

地球は病んでいる。

地球は助けを求めている。

今立ち上がらなければなりません。我々と未来の世代のために。

私たち扶桑町民は宣言します。

もっと自然を大切にし、環境にやさしい文化をつくっていくことを、家庭で地域で環境を守るための活動に参加することを、

そして、その輪をさらに広めることをめざして。

地球に人類の良心を示そう。

愛する地球のために.....

小さなまち、扶桑町から日本と世界の人々に向けて。

1992. 9. 23 愛知県丹羽郡扶桑町

ENVIRONMENTAL PROTECTION DECLARATION

September 23, 1992

Our cherished earth has developed on its own for an amazing 4.5 billion years.

It has been a home and great treasure for all of its living creatures. Now, the earth is losing its ability to replenish its resources because it has been meeting the wants and desires of its people.

THE EARTH IS GETTING WEAK.

THE EARTH IS CRYING FOR HELP.

We must do something about this now for the sake of us and future generations.

THIS IS THE DECLARATIONS OF THE FUSO CITIZENS.

We must encourage our local communities and families to care more for nature and build a culture which is more friendly toward the environment.

This should be strongly promoted.

FOR THIS EARTH THAT WE LOVE,

WE MUST SHOW THAT HUMANS HAVE A CONSCIENCE.

This is a message from the small town of Fuso to the people of Japan and of the world.

September 23, 1992

Town of Fuso, Aichi, Japan

扶桑町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第15条）

第3章 協働による推進体制（第16条—第23条）

第4章 扶桑町環境審議会（第24条—第29条）

附則

私たちのまち扶桑町は、濃尾平野の北東の木曾川が山間より流れ出した犬山扇状地の一角にあり、肥沃な土壌の中、古くは多くの桑園や田畑があり、農地と自然が調和した中で養蚕・生糸の集散地として発展してきました。

しかしながら、今日の開発による都市化の進展や、便利さや物質的な豊かさを求める生活様式の変化により、地域のつながりが希薄化すると共に環境への負担が増加し、ごみの増加、大気汚染や水質汚染の進行、農地や里山の減少をまねいています。

この問題は地球的規模で広がっており、将来にわたる環境問題として広く認識され、対策が求められています。

扶桑町では平成4年9月に「地球環境保護宣言」を行い、環境保護事業も実施をしています。

私たち扶桑町民は、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を守り育て次世代に引き継いでいく責任も持っています。

このような認識の下に、町、私たち町民、事業者及び滞在者が協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに扶桑町(以下「町」という。)、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の

基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 町民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 町、町民、事業者及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 町、町民、事業者及び滞在者が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び

実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。
- 3 町は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本町に滞在する者は、環境への負荷を低減するよう努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、町、町民及び事業者が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 町民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。
- (4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。

(5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。

(6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第9条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、扶桑町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「町民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ扶桑町環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境基本計画の推進)

第10条 町長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

(規制の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、町民及び事業者の環境に及ぼす行為に対して必要に応じて、助言、指導又は改善協力要請を行うことができるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備等)

第12条 町は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 町は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用等の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第15条 町は、地球環境保全に資するための施策を推進するものとする。

第3章 協働による推進体制

(町民等の参加の機会の確保)

第16条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、町民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、町は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第17条 町は、町民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、町は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の支援)

第18条 前条に定めるもののほか、町は、町民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 町は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、そ

の情報を町民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 町は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 町は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めなければならない。

(環境施策の評価及び報告)

第22条 町は、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的実施し、環境の状況及び環境施策を推進した結果に対する評価等について年次報告書を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第23条 町は、町の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第4章 扶桑町環境審議会

(扶桑町環境審議会の設置)

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、扶桑町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する16人以内の委員で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 町民

(3) 事業者

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する事項)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例施行以後最初に策定される環境基本計画に対する第9条第4項の規定の適用については、同項中「扶桑町環境審議会」とあるのは、「扶桑町地球環境保護・リサイクル推進協議会（平成4年8月20日規約第2号）」と読み替えるものとする。

3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、町長が招集する。

附 則（平成22年5月24日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

1. 社会経済環境

1-1. 位置・沿革

扶桑町は、愛知県の北西部に位置し、東は犬山市、西は江南市、南は大口町、北は木曾川をへだてて岐阜県各務原市と接しています。名古屋市へは約 20km の距離にあります。

本町は濃尾平野の一角にあり、土地はおおむね平坦で北に高く、南にやや低く、総面積は 11.19km²、東西 4.5km、南北 3.8m の田園地帯です。

木曾川が町の北端を東西に流れ、川沿いにはまとまった自然環境が残っています。地質はほとんどが木曾川沖積層であり、肥沃な農地を育み、戦前から戦後にかけては繭の生産地として桑園が多くありました。

現在は東部に水田、北部に守口大根、ごぼう等の作付けの畑地があります。

明治 39 年に高雄村、山名村、豊国村、柏森村が合併して扶桑村となり、養蚕、生糸の集散地として発展し、昭和 27 年 8 月に町制を施行しました。^{*1}

近年、鉄道沿いに市街化が急速に進んでおります。

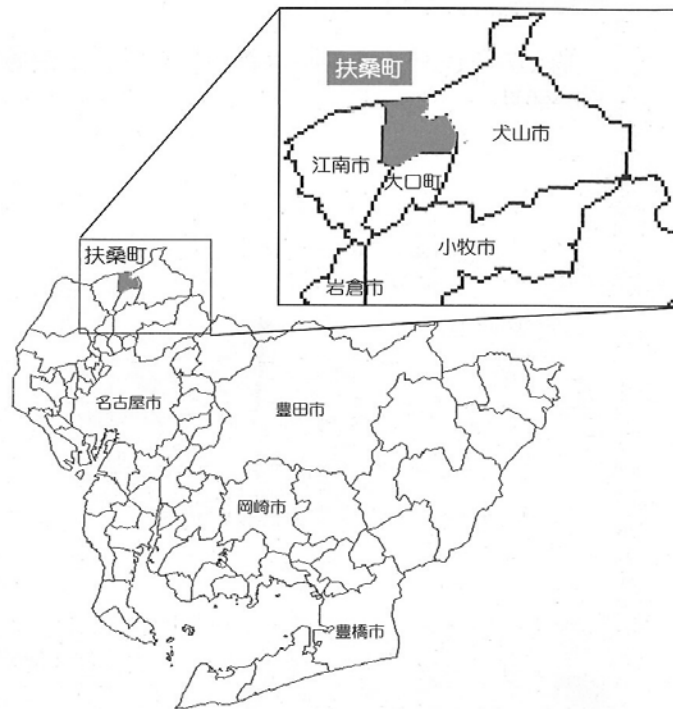


図 1-1 扶桑町位置図

表 1-1 扶桑町役場の位置

面積	位置	
	11.19 km ²	東経
北緯		35 度 21 分
標高		32.80 m

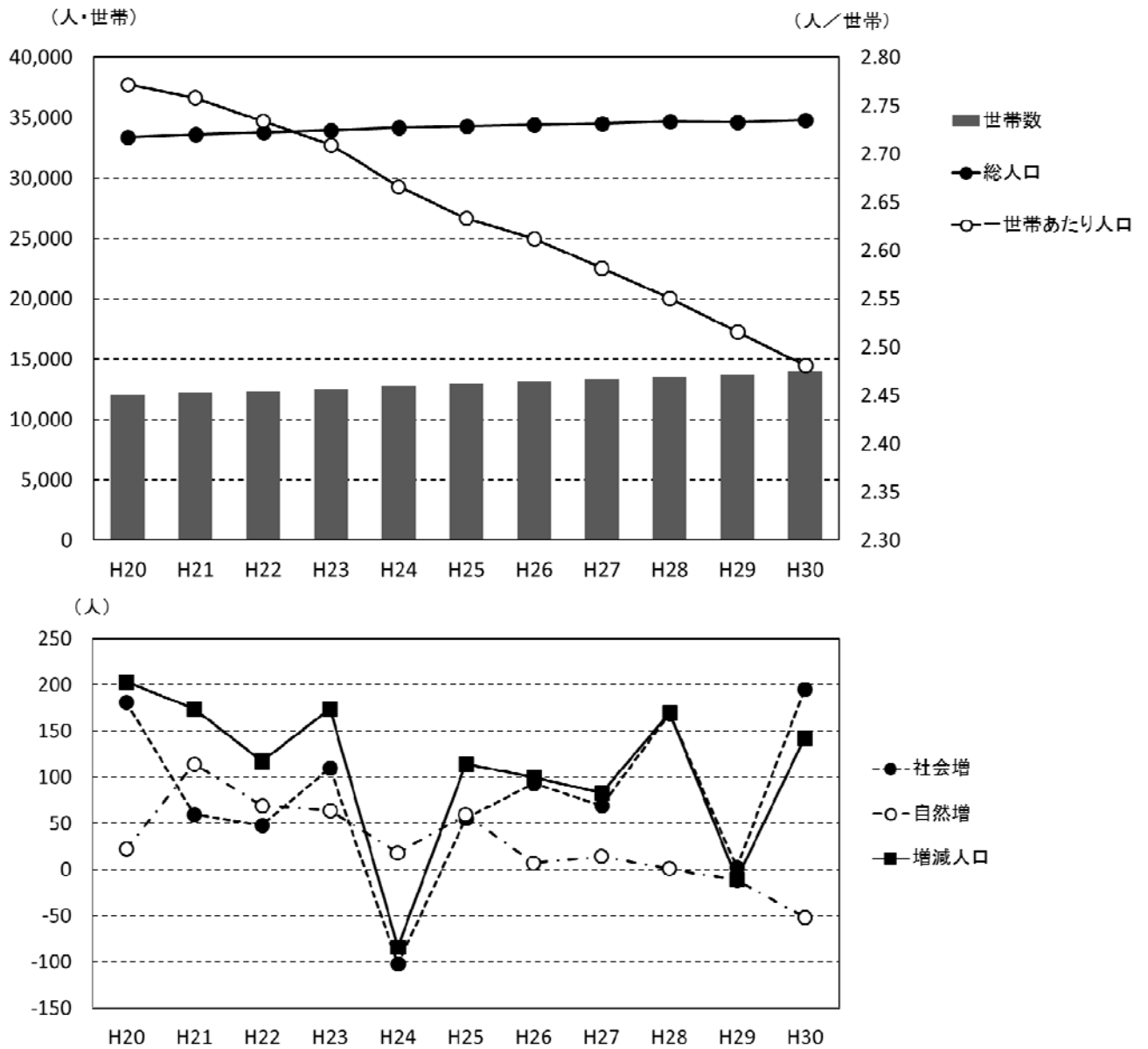
資料: 扶桑町 HP、扶桑町史

*1 扶桑町史；下巻 P-58 による。

1-2. 人口と世帯数

(1)人口、世帯数の推移

本町の平成30年12月末日現在の人口は34,777人で、毎年約0.4%前後の増加しております。世帯数も年々、微増していますが、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成30年度では2.48(人/世帯)と、核家族化が進んでいます。(図1-2)

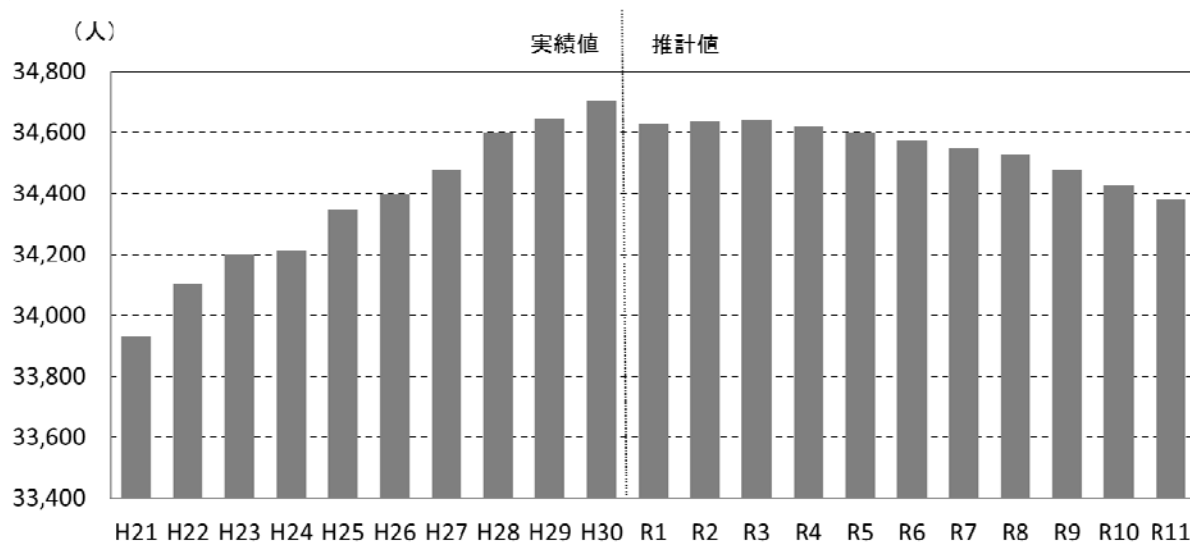


資料:扶桑の統計(各年12月末日現在)

図1-2 人口、世帯数の推移

(2) 人口予測

将来の人口推計をみますと、10年後の人口は約34,400人と推計され、今後は減少傾向の状況と予測されます。(図1-3)



注) 実績は、住民基本台帳+外国人登録分、各年度3月31日現在の人口

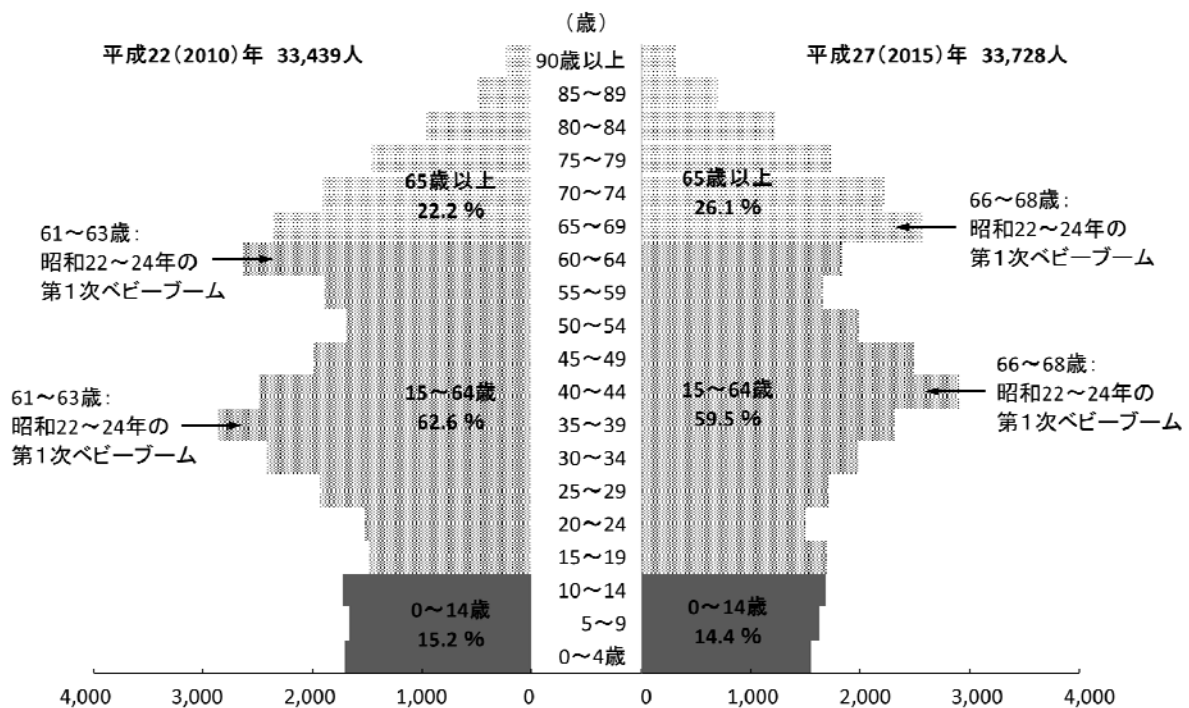
資料: 第5次扶桑町総合計画(平成30年3月)

図1-3 人口予測

(3) 高齢化率の比較

高齢化率*2は、平成 27 年実績で、26.1%で扶桑町の人口の 4 人に 1 人が高齢者となっています。

また、平成 22 年と比較すると、0～14 歳までの年少人口の割合が 0.8%減少、15～64 歳までの労働人口が 3.1%減少し、65 歳以上の高齢人口は 3.9%増加している。今後、高齢化は更に進むと推定されます。(図 1-4)



資料:愛知県統計年鑑(各年 10 月 1 日現在)

図 1-4 5 歳階級別人口ピラミッド

*2 高齢化率とは 65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいう。

1-3. 土地利用状況

(1) 土地利用の現状

本町の土地区分で、宅地が徐々に増えており 44.3%を占め近隣市町に比べて江南市と共に高い比率を占めており、次いで農用地が 23.7%と高い比率を占めています。(表 1-2)

表 1-2 土地利用の現状と近隣市町の比較

区分	扶桑町 (ha)	割合 (%)	他市町割合 (%)			
			大口町	犬山市	江南市	愛知県
宅地	496	44.3	37.0	15.8	44.6	18.6
水面・河川・水路	120	10.7	5.0	6.6	8.5	4.6
道路	144	12.9	13.1	5.9	14.6	7.9
森林	—	—	—	45.9	—	42.3
農用地	265	23.7	36.7	12.1	22.0	14.8
その他	93	8.3	8.2	13.7	10.3	11.8

注) 小数点以下は端数処理のため、合計が 100%にならない場合もある。

資料: 「愛知県統計年鑑」(平成 30 年度刊) 平成 27 年 4 月 1 日現在

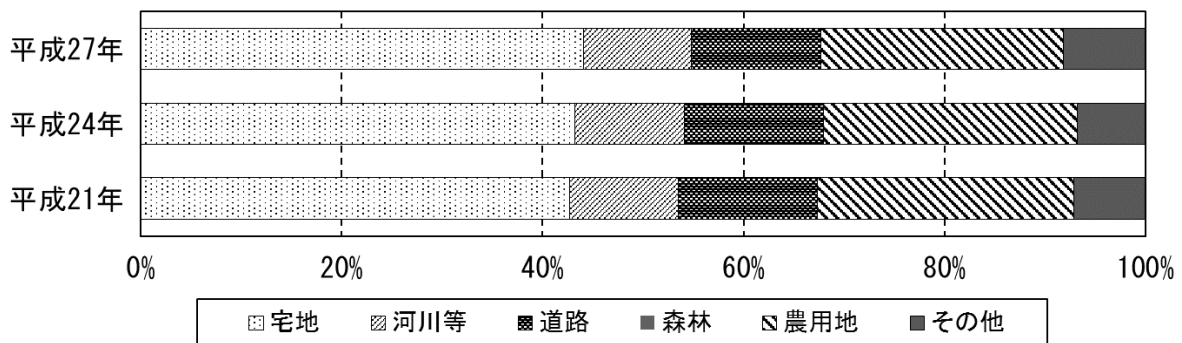
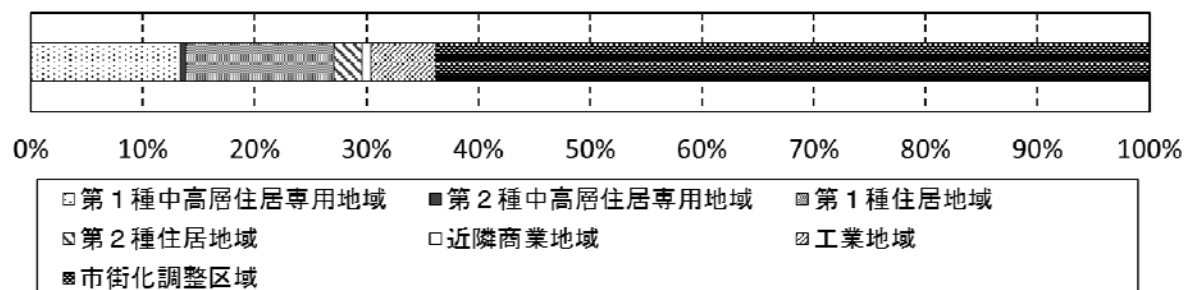


図 1-5 土地利用の推移

(2) 用途地域別面積

本町の全土地 1,119ha (11.19km²) が、都市計画区域に指定されており、その内市街化区域が 405ha、36.2%を占め、旧来から形成の市街地に加えて、市街化進行地区において、都市基盤整備を図りつつ、良好な住環境の土地利用を図っています。(図 1-6)



資料: 愛知県統計年鑑(平成 29 年 4 月 1 日現在)

図 1-6 用途地域別面積*3

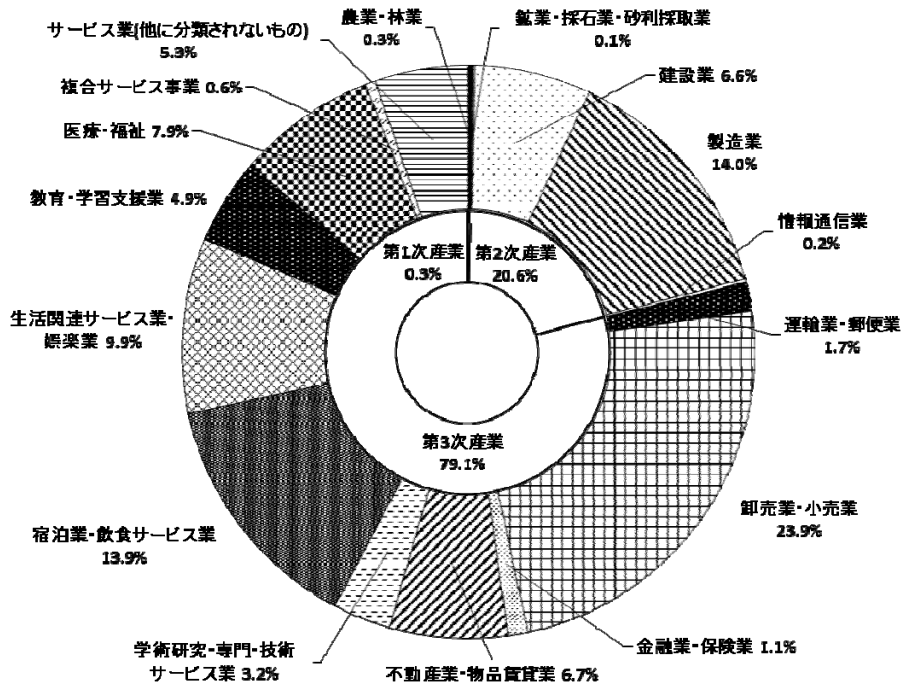
*3 扶桑町内全域が、「都市計画区域」に指定され、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして県知事が指定する区域。

1-4. 産業構成

(1) 産業構成

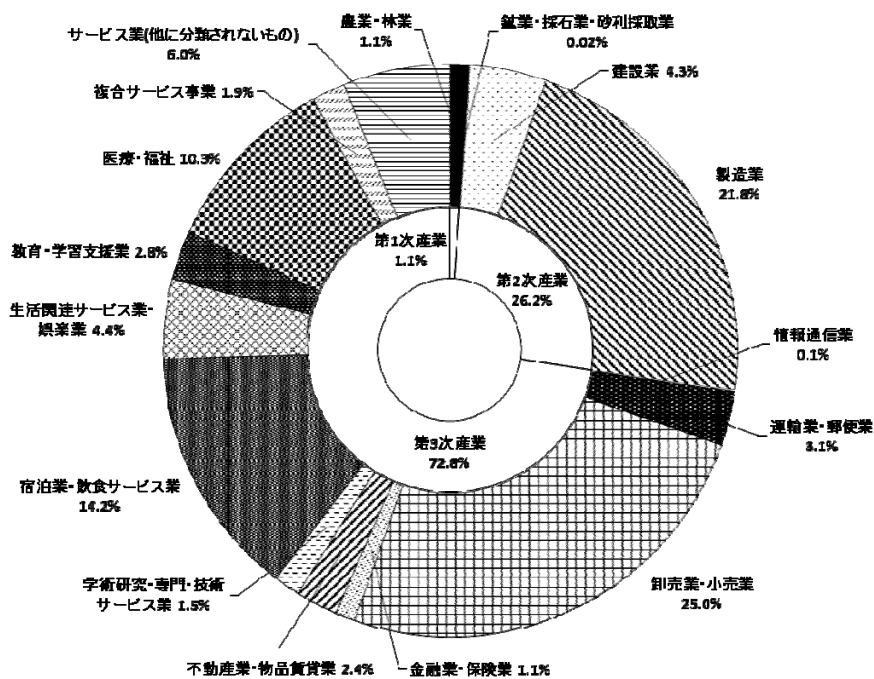
本町の事業所数の内、第1次産業はわずか0.3%の比率で、第2次産業は20.6%、第3次産業が79.1%と高い比率を占めています。

本町の従業員数割合では、第1次産業がわずか1.1%で、第2次産業は26.2%、第3次産業が72.8%と高い比率を占めています。(図1-7、1-8)



資料: 愛知県統計年鑑(平成28年10月1日現在)

図1-7 産業分類別事業所数割合



資料: 愛知県統計年鑑(平成28年10月1日現在)

図1-8 産業分類別従業者数割合

(2) 1次、2次、3次産業の事業所数と従業員数の推移

本町の従業員数の推移は、第3次産業従業員が高い増加傾向を示しています。(表1-3、図1-9)

表1-3 事業所数、従業員数の推移

単位:従業員数(人)

分類	平成 21 年		平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
第1次産業	4	44	3	98	3	66	3	97
第2次産業	277	2,844	259	2,613	238	2,401	223	2,376
第3次産業	966	7,846	873	6,638	902	6,955	856	6,605

資料:愛知県統計年鑑(平成28年現在)

平成21年:7月1日現在

平成24年:2月1日現在

平成26年:7月1日現在

平成28年:10月1日現在

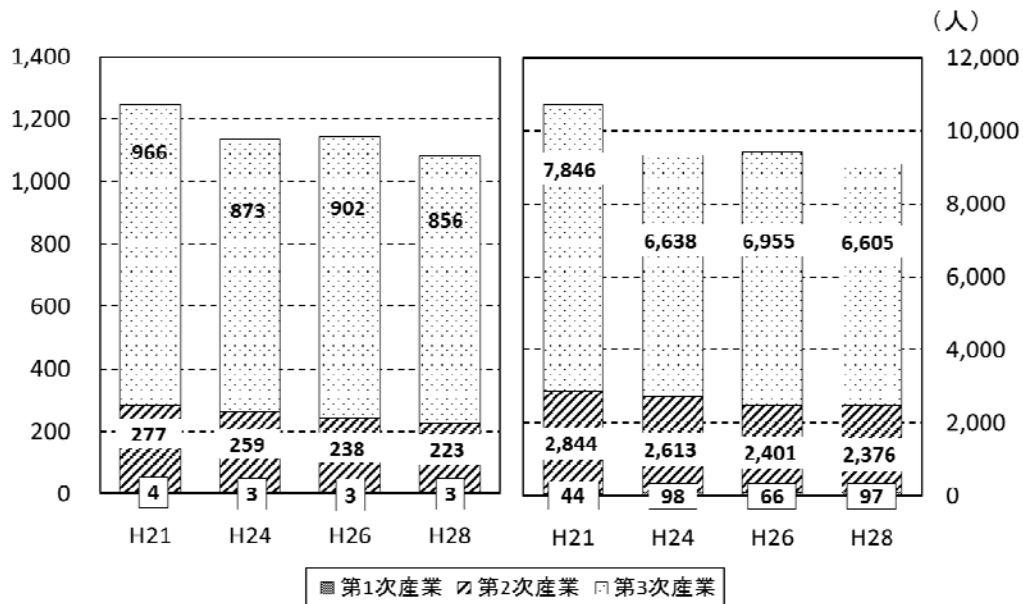


図1-9 事業所数の推移(左図)、従業員数の推移(右図)

1-5. 農業

(1) 経営耕地面積の推移

表 1-4 経営耕地面積の推移

単位：(a)

年	区分	総計	田	畑			樹園地
				計	普通畑	牧草地	
平成 22 年		13,705	5,785	7,858	7,267	0	62
平成 27 年		14,735	5,947	8,611	8,147	0	177

資料：愛知県統計年鑑(各年 2 月 1 日現在)

(2) 農家戸数と人数の推移

表 1-5 総農家の世帯員数と農家数

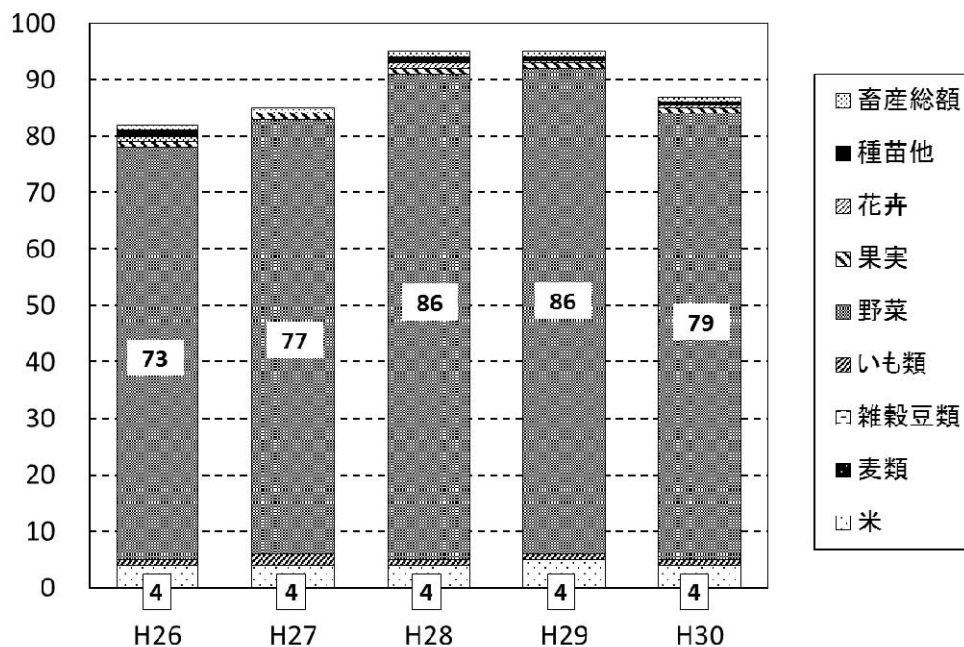
単位：世帯員数(人)、農家数(戸)

年	区分	総農家数	専業農家	兼業農家		自給的農家
				第 1 種	第 2 種	
平成 22 年		468	19	20	65	364
平成 27 年		422	30	8	51	333

資料：愛知県統計年鑑(各年 2 月 1 日現在)

(3) 農業出荷額の推移

(千万円)



資料：農林水産統計

図 1-10 農業産出額

1-6. 工業

(1) 事業所数と従業員数の推移

一般機械が最も多く、25 事業所、従業員で 592 人となっています。(表 1-6)

表 1-6 産業中分類事業所数・従業者数・製造品出荷額等

単位:従業員数(人)、金額(百万円)

産業中分類	区分	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	付加 価値額
総数・総額		69	1,904	36,750	15,597
食料品		6	155	2,521	878
飲料・飼料		-	-	-	-
繊維		4	220	2,225	970
木材・木製品		4	48	705	264
家具・装備品		1	13	×	×
パルプ・紙		1	32	×	×
印刷		4	80	750	187
化学		1	118	×	×
石油・石炭		-	-	-	-
プラスチック		9	291	3,721	1,614
ゴム製品		2	36	×	×
皮革製品		-	-	-	-
窯業・土石		-	-	-	-
鉄鋼		2	17	×	×
非鉄金属		2	38	×	×
金属製品		5	106	2,956	586
はん用機械		3	385	9,416	4,977
生産用機械		12	207	3,030	1,754
業務用機械		1	29	×	×
電子部品		-	-	-	-
電気機械		6	74	1,111	591
情報通信機械		-	-	-	-
輸送機械		4	45	387	150
その他		2	10	×	×

*左記の表で、「×」を記しているのは、対象数が少ないので、どこの事業所のデータか、分かるので、故意的に不明瞭にしている。

注) 事業所数及び従業者数は個人経営調査票分を含んだ

平成 29 年 6 月 1 日現在の数値

資料: 愛知県統計年鑑(平成 27 年 12 月末現在)

(2) 製品出荷額

全体で 367 億 5 千万円の内、一般機械が最も多く、全体の 33.8%を占めています。(図 1-11)

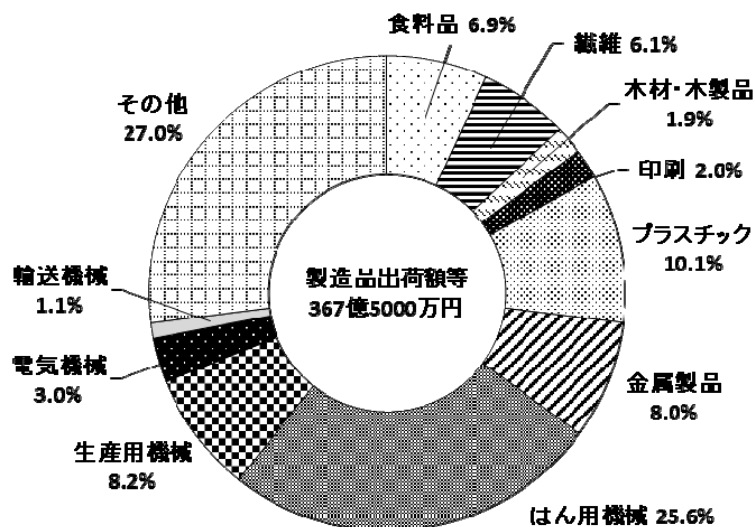


図 1-11 製造品出荷額構成比

1-7. 商業

(1) 事業所数、従業員数および年間販売額

本町全体で事業所数が 210、従業員数が 1,951 人であり、一事業所当たり 199.6 百万円、従業員 1 人当たり 21.5 百万円の年間販売額です。(表 1-7)

表 1-7 事業所数、従業者数、年間商品販売額推移

単位：販売額(百万円)

産業分類	事業所数(箇所)		従業者数(人)		年間商品販売額		
	平成 19 年	平成 26 年	平成 19 年	平成 26 年	平成 19 年	平成 26 年	
総数・総額	270	210	2,653	1,951	46,044	41,921	
卸売業計	28	28	196	240	5,262	10,987	
計	242	182	2,457	1,711	40,782	30,935	
小売業	各種商品小売業	3	1	431	256	7,960	×
	織物・衣服・身の回り品小売業	57	41	298	202	5,305	2,923
	飲食料品小売業	55	41	692	426	8,666	5,067
	機械器具小売業	—	26	—	212	—	7,066
	無店舗小売業	—	1	—	1	—	×
	その他の小売業	80	72	738	614	10,119	×

資料：扶桑の統計(各年 6 月 1 日現在)

*上記の表で、「×」を記しているのは、対象数が少なく、どの事業所のデータか、分かるので、故意的に不明瞭にしている。

1-8. 交通

(1) 交通位置図

本町の主要交通機関として名鉄犬山線が3駅あります。また国道41号線をはじめとした主要幹線道路も複数あり、交通量が多くなっています。

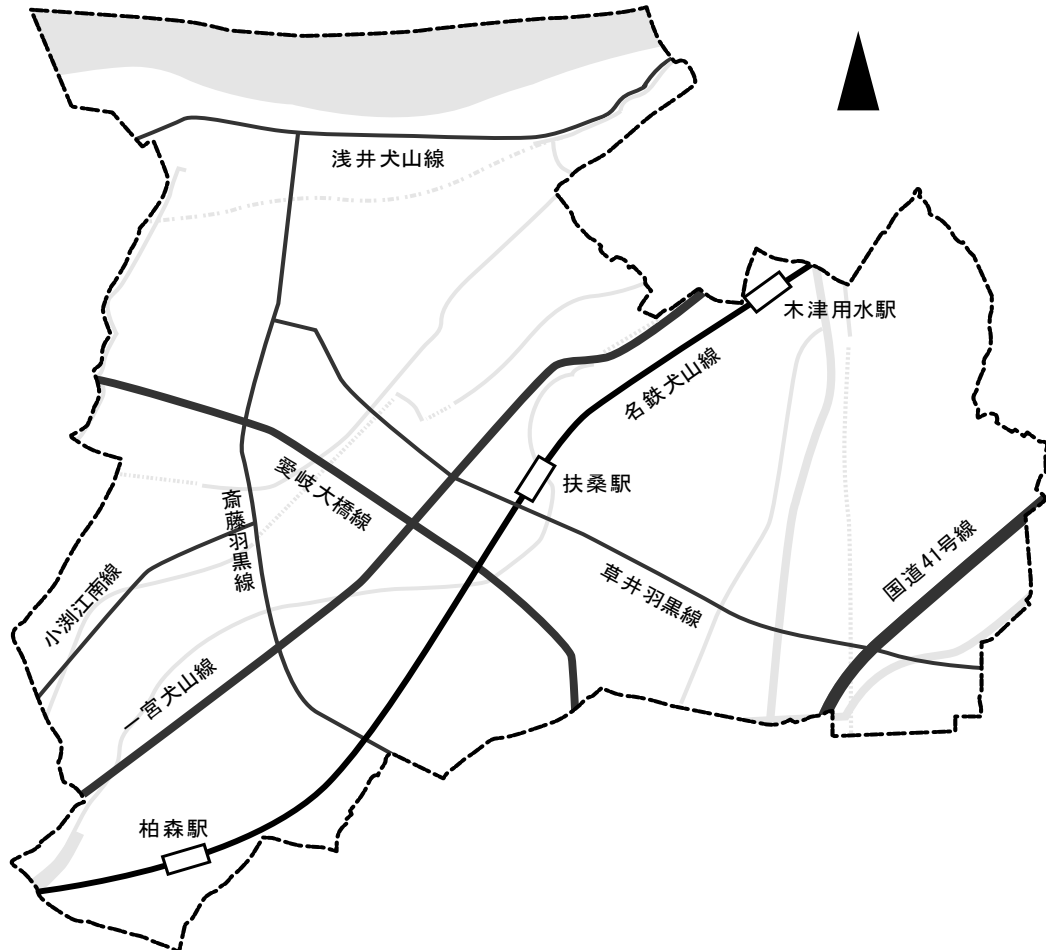


図 1-12 交通位置図

(2) 交通量

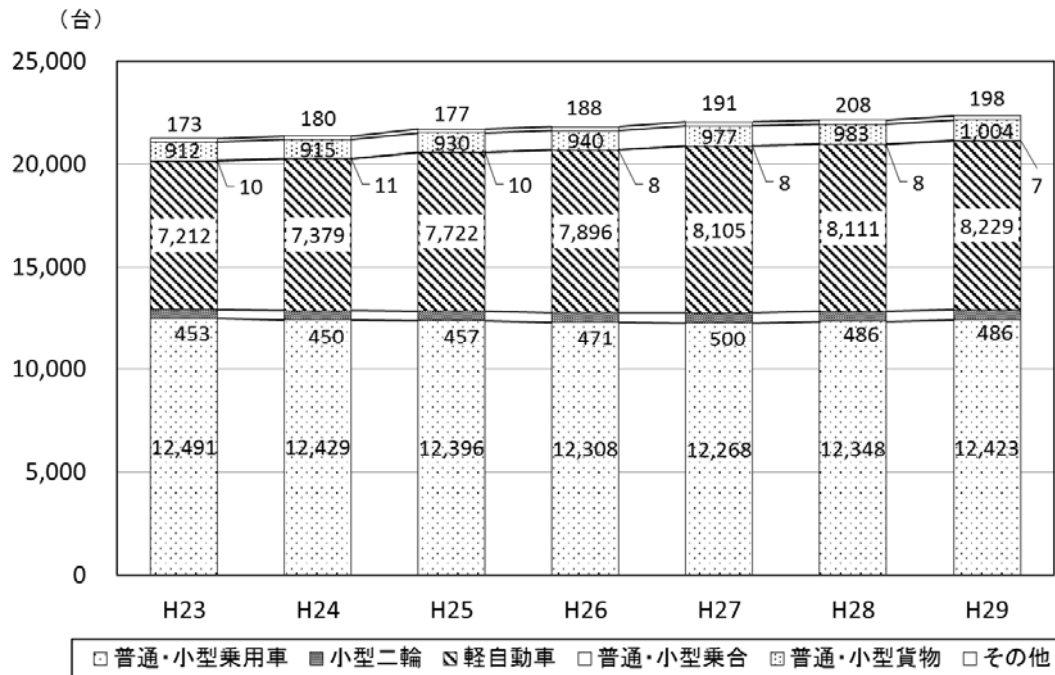
表 1-8 交通量

	路線名	観測地点名	交通量(台)
国道	41号線	扶桑町大字高雄	30,386
県道	一宮犬山線(64号)	江南市江森町中	11,658
	小淵江南線(156号)	扶桑町大字南山名	5,403
		江南市般若町南山	8,711
	浅井犬山線(183号)	扶桑町大字山那字中牧	8,348
	草井羽黒線(192号)	扶桑町大字高雄字定松郷	6,139

資料:平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査

(3) 自動車保有台数の推移

本町内の自動車保有台数が、次に示すように年々増加しており、本町を移動する主要交通手段となっています。(図1-13)

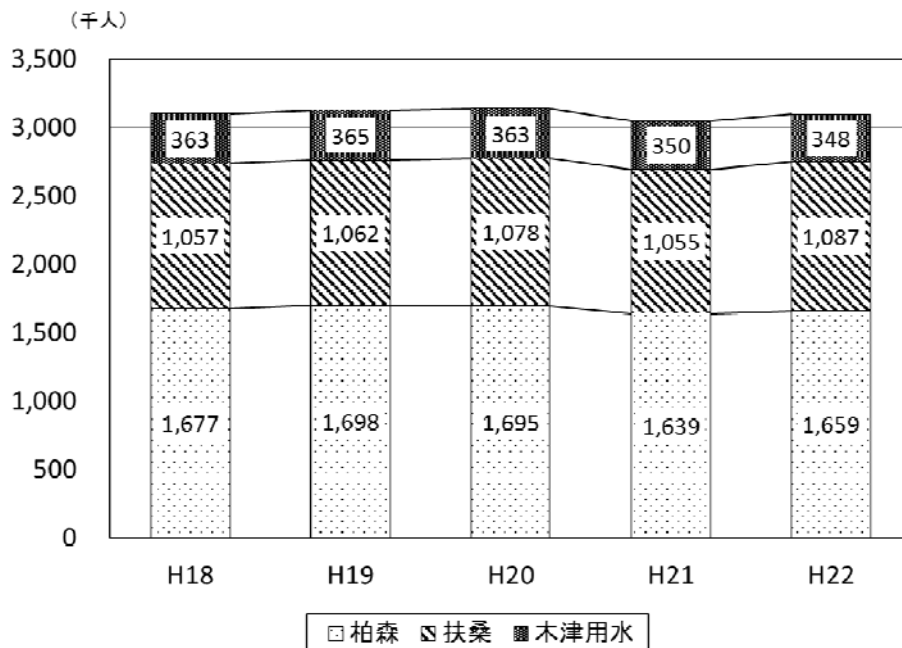


資料:愛知県統計年鑑(各年度末現在)

図1-13 自動車保有台数の推移

(4) 鉄道利用者の推移

名鉄電車の利用者数はほぼ横ばいとなっています。なお平成23年以降の統計は主要駅のみとなっています。(図1-14)



資料:愛知県統計年鑑(各年度末現在)

図1-14 名古屋鉄道利用者の推移

1-9. 資源・エネルギー

(1) 上水道

本町及び大口町に水道を供給している丹羽広域事務組合は、管理している自己水源は全部で14か所あり(本町内:10か所、大口町:4か所)、16か所の井戸より地下水を処理し、供給しています。本町内においては、地下水は約3割を担っています。

また、愛知県営水道から当水道事業の年間総配水量の約60%を受水しています。(表1-9、1-10、図1-15)

表1-9 上水道の普及状況

	給水人口(人)	普及率(%)
平成21年度	33,370	99.8
平成22年度	33,572	99.8
平成23年度	33,656	99.8
平成24年度	33,675	99.8
平成25年度	33,804	99.8
平成26年度	33,862	99.8
平成27年度	33,768	99.8
平成28年度	33,888	99.8

資料:愛知県統計年鑑(各年度末現在)

表1-10 丹羽広域事務組合の採水地点

No.	名称	原水の採水場所
1	河北配水場	大口町河北二丁目71番地(河北第1水源)
		大口町河北二丁目104番地(河北第2水源)
2	大口北部配水場	大口町下小口三丁目95番地(大口北部水源)
3	大口南部配水場	大口町堀尾跡一丁目58番地(大口南部水源)
4	北定松配水場	扶桑町大字高雄字下山185番地(北定松水源)
5	東川配水場	扶桑町大字高雄字北東川186番地(東川水源)
6	高雄西部配水場	扶桑町大字高雄字宮島34, 35番地(高雄西部水源)
7	南山名配水場	扶桑町大字南山名字野田浦58番地(南山名水源)
8	小淵配水場	扶桑町大字小淵字宮東ノ切891番地(小淵水源)
9	境山配水場	扶桑町大字斎藤字緑238番地(境山水源)
10	柏森北部配水場	扶桑町大字柏森字甲寺裏47番地(柏森北部水源)
		扶桑町大字柏森字中屋敷163番地5(柏森東部水源)
		扶桑町大字柏森字辻田367番地1(斎藤水源)
11	柏森南部配水場	扶桑町大字柏森字西前296番地(柏森南部第1水源)
		扶桑町大字柏森字西前193番地(柏森南部第2水源)

資料:丹羽広域事務組合 平成30年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画

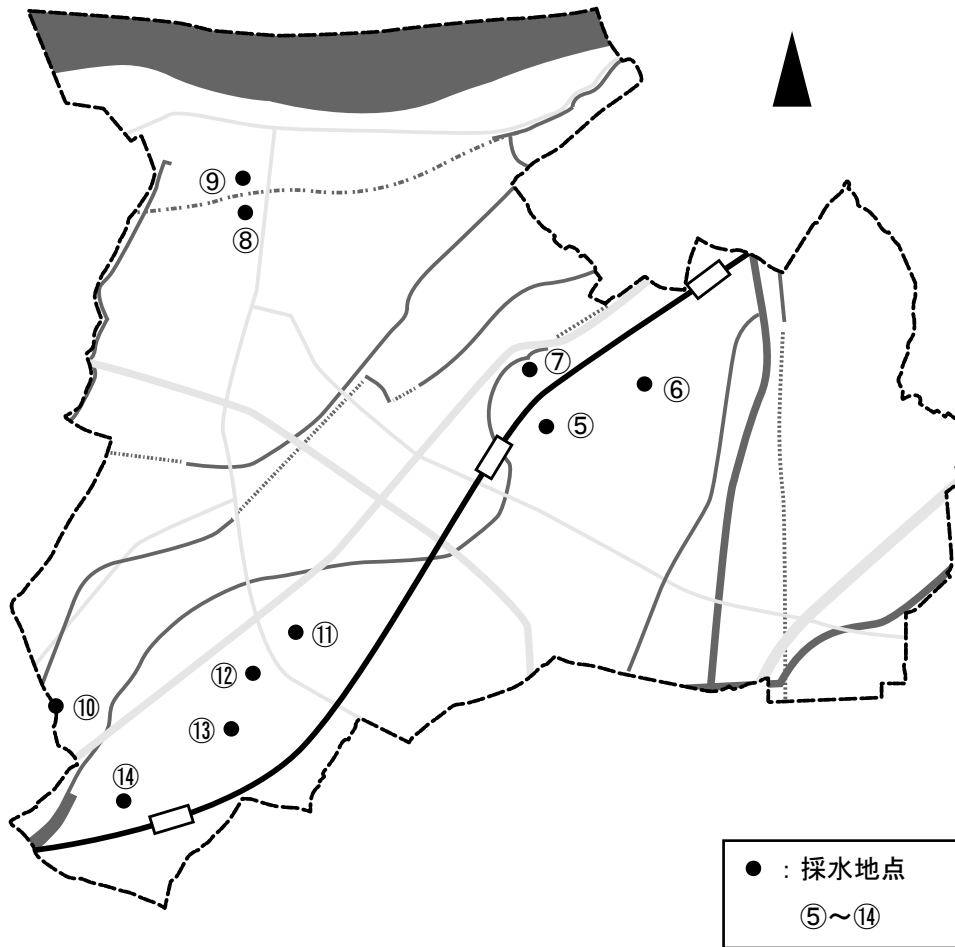


図 1-15 採水地点図

注) 表1-10で記載のNo.1~4の採水地点は、大口町の水源につき、この図には表示していない。

(2) 工業用水使用量

表 1-11 事業所数と工業用水使用量の推移

	事業所数	1日当たり水源別用水量					
		総数	工業用水道	上水道	井戸水	その他	回収水
平成24年	11	5,731	-	66	2,464	1	3,200
平成25年	11	5,936	-	66	2,669	1	3,200
平成26年	12	X	-	X	X	X	3,500
平成27年	12	X	-	X	X	X	3,500
平成28年	13	3,224	-	77	3,147	-	-
平成29年	15	2,953	-	70	2,883	-	-

資料: 愛知県統計年鑑

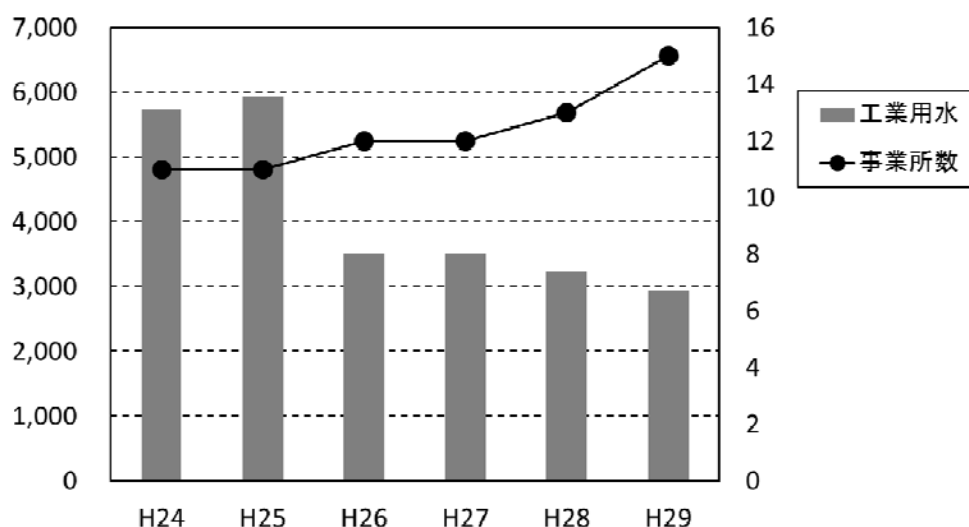


図 1-16 事業所数と工業用水使用量の推移

(3) 都市ガス使用量

本町の都市ガス普及が、大きく増加していることがうかがえます。(表 1-12)

表 1-12 都市ガスの使用量推移

	総数	家庭用	1戸当たりの使用量(MJ)				総数
			商業用	工業用	その他		
平成23年	78,621	15,245	18,367	46,606	16,161	609	865
平成24年	111,427	19,808	21,117	42,869	48,070	681	971
平成25年	117,363	21,685	20,042	42,410	52,554	714	1,114
平成26年	122,726	24,803	19,499	38,158	59,041	723	1,305
平成27年	121,875	26,853	18,871	39,650	54,726	645	1,456
平成28年	121,875	26,853	18,871	39,650	54,726	645	1,456
平成29年	121,875	26,853	18,871	39,650	54,726	645	1,456

注 1) 一般ガス事業者の取扱い分である。

注 2) 年末における調定メーター数である。

資料: 愛知県統計年鑑

(4) 電力使用量

表 1-13 販売電力量の推移

単位：MWh

	高圧	低圧	総計	人口
平成28年	185,817	80,427	266,244	33,943
平成29年	189,702	82,594	272,297	33,968
平成30年	191,320	80,513	271,833	34,099

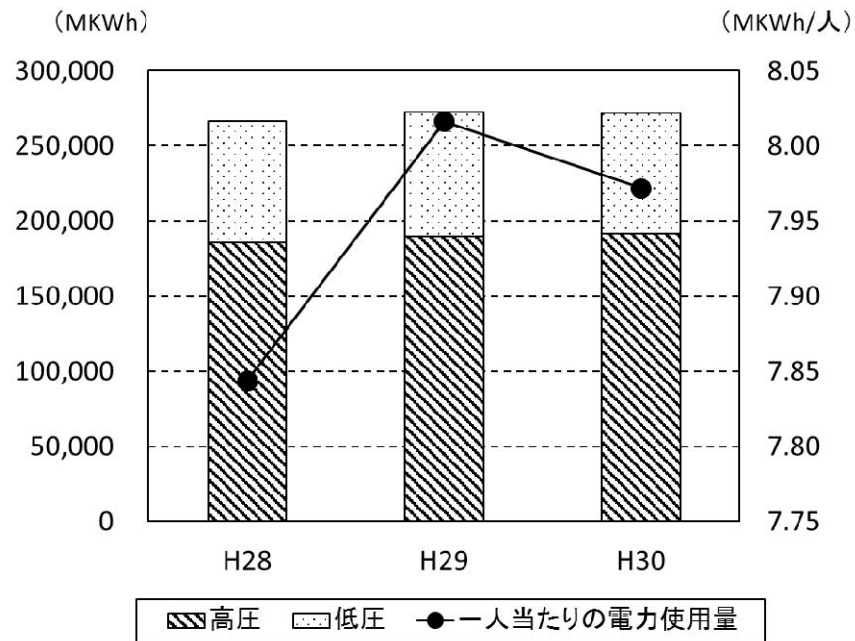


図 1-17 販売電力量の推移

2. 自然環境

2-1. 地形・地質

本町の地形は、濃尾平野の沖積平野と犬山扇状地があります。(図 2-1)

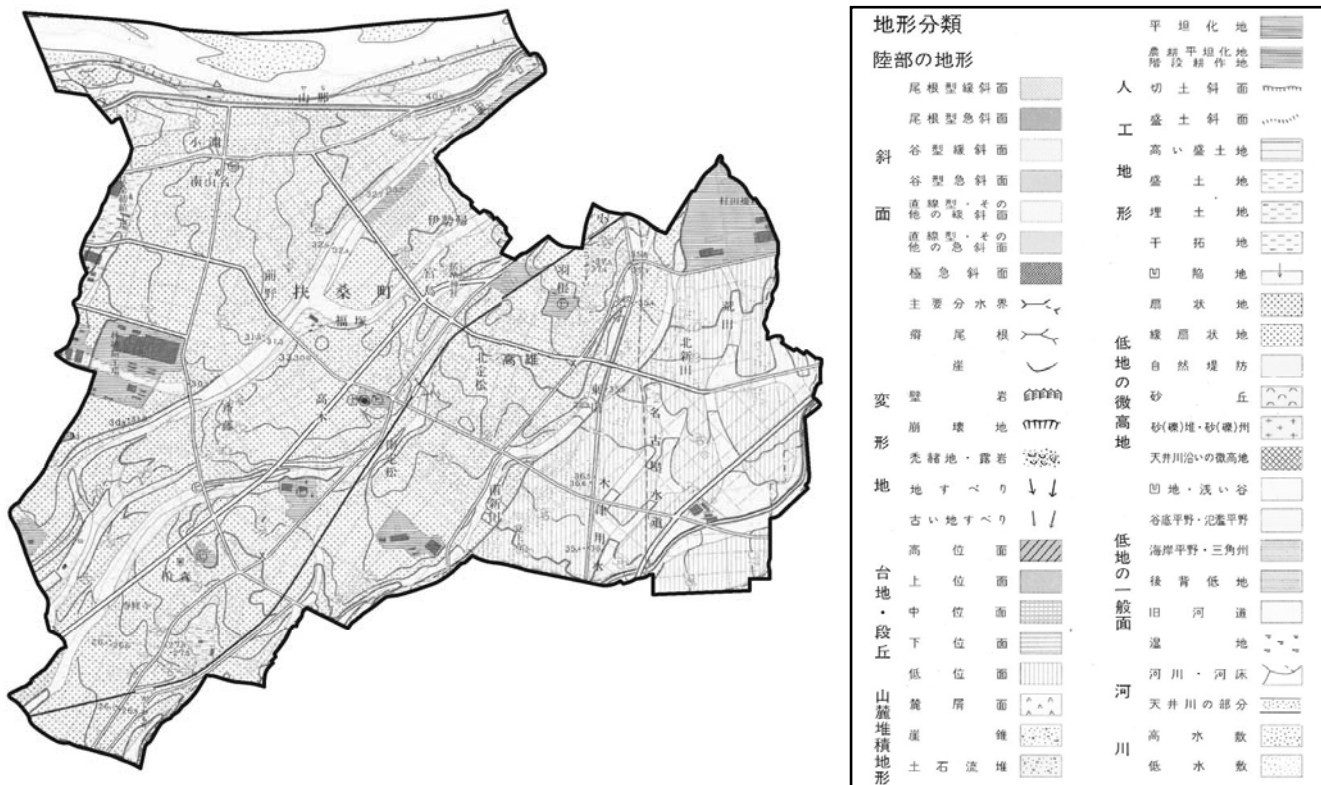
(1) 濃尾平野の地形・地質

濃尾平野は、木曽川を中心に東は庄内川、西に長良川、揖斐川が流れており、これらの河川によって形成された沖積平野です。地質はほとんどが木曽川沖積層であり、肥沃な農地を育み、戦前から戦後にかけては繭の生産地として桑園が多くありました。現在は東部に水田、北西部に守口大根、ごぼう等の作付けの畑地があります。

(2) 犬山扇状地の地形・地質

犬山扇状地は、木曽川が山地から平野に出る犬山市西部を扇頂として、半径 12~13km に及ぶ広大な扇状地で、扇端は岐阜市の西端から一宮市東北部まで、南は岩倉市あたりまで広がっています。本町は、犬山扇状地の扇頂部近くに位置し、等高線からみると、25~40m の高さにあります。

扶桑全域にわたっての特性としては、雨水の浸透性に富み、水は地下水として伏流しています。



資料：国土地理院 HP
(昭和 48 年調査)

図 2-1 土地条件図

2-2. 気象概要

(1) 気温と降水量

年間平均気温は、16.6℃、年間降水量は 1,576 mm です。

平成 30 年度の天気日数は、晴天 127 日、曇 114 日、雨 117 日、雪 7 日です。

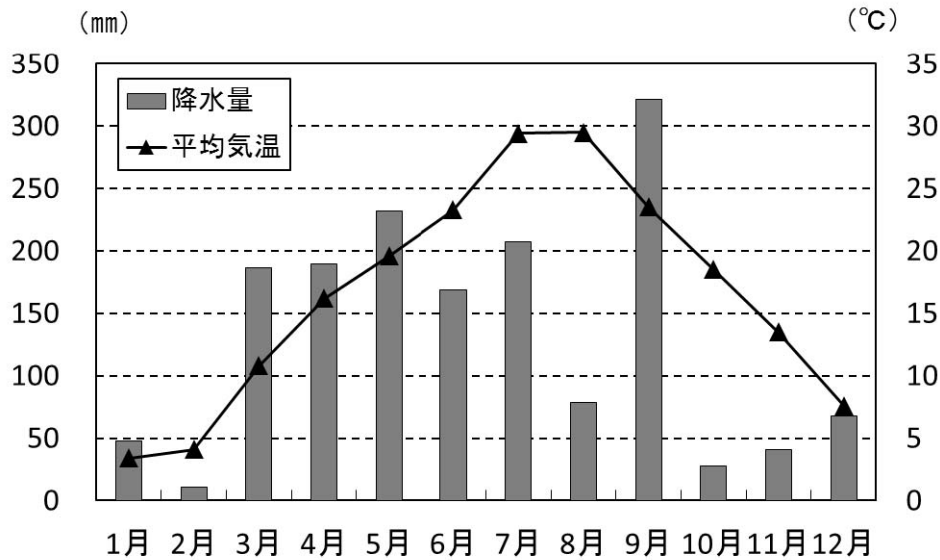


図 2-2 平成 30 年月別平均気温・降水量

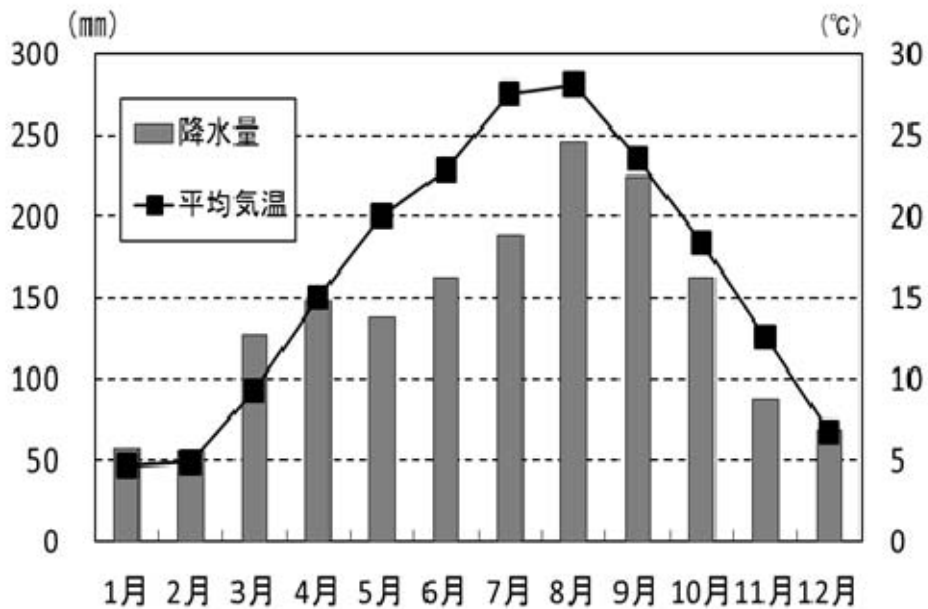


図 2-3 5 年間(平成 26~30 年)平均気温・降水量

(2) 風速

風速は3月～5月、7月～8月にかけて3m/s以上と強く、6月、9～12月にかけては2.5m/s以下とやや弱くなっている。年間平均風速は2.4m/sとなっています。(図2-4、2-5)

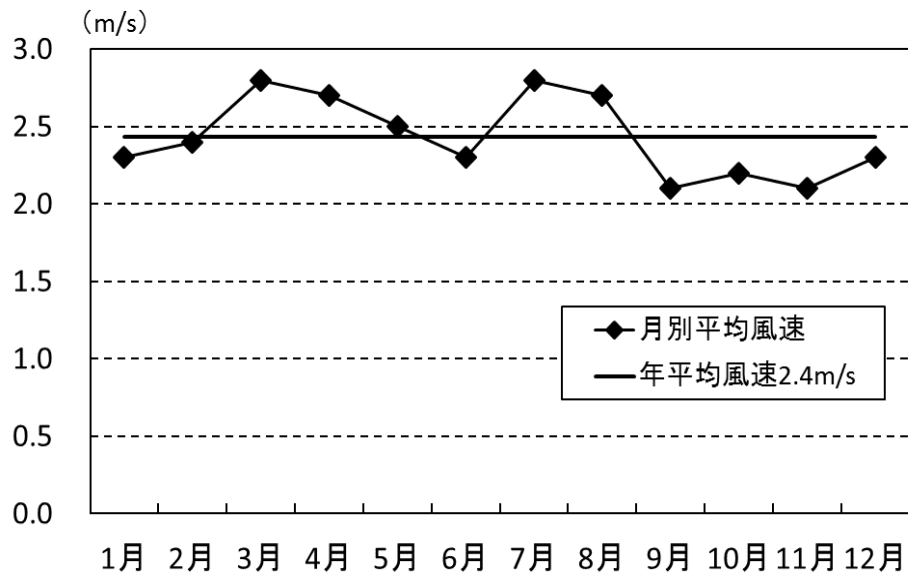


図2-4 平成30年月別平均風速

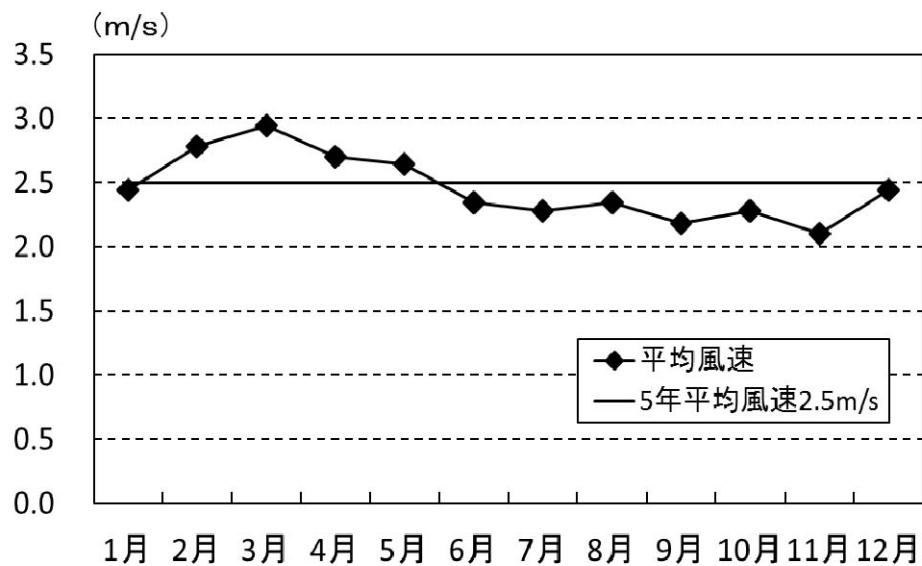


図2-5 5年間(平成26年～平成30年)平均風速

2-3. 水循環

わが国においては、特に、戦後の高度経済成長期を通じ、都市への急激な人口や産業の集中と都市域の拡大、産業構造や社会経済の変化等を背景として、水循環が急激に変化し、生態系への悪影響、湧き水の枯渇、河川流量の減少、地盤沈下、都市部の水害や渇水、水質汚濁、親水機能の低下、水により育まれてきた文化の喪失等の問題が生じています。

本町では、木曽川の沿岸に位置し、町内のほとんどの河川・排水路が直接あるいは間接的に木曽川に依存していることから、本町における水環境が木曽川下流の地域に何らかの影響を与えていることとなります。

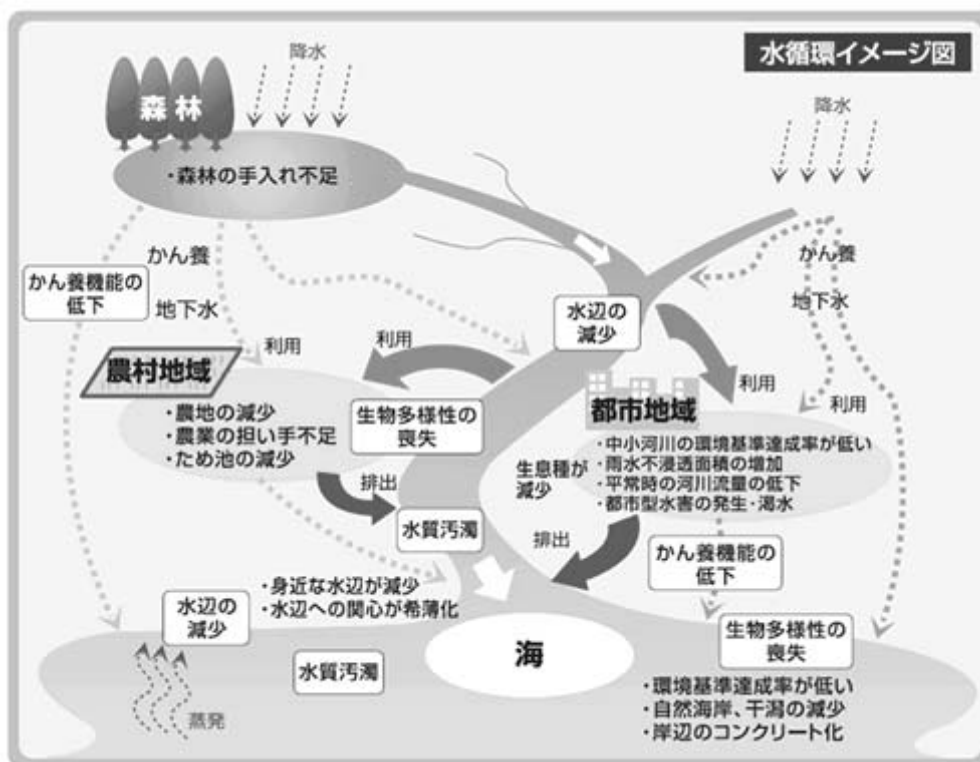


図 2-6 水循環イメージ

(1) 河川

本町を流れる一級河川は、北に木曾川、東に合瀬川、中心には青木川があります。

(図 2-7)

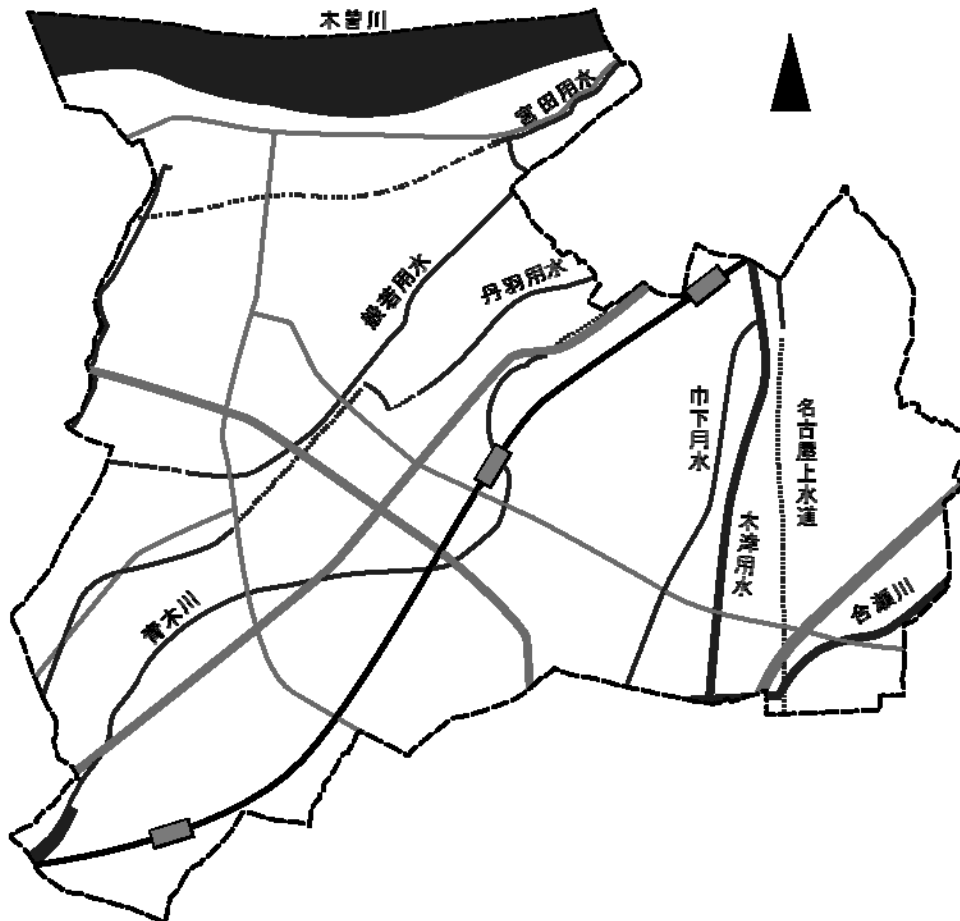


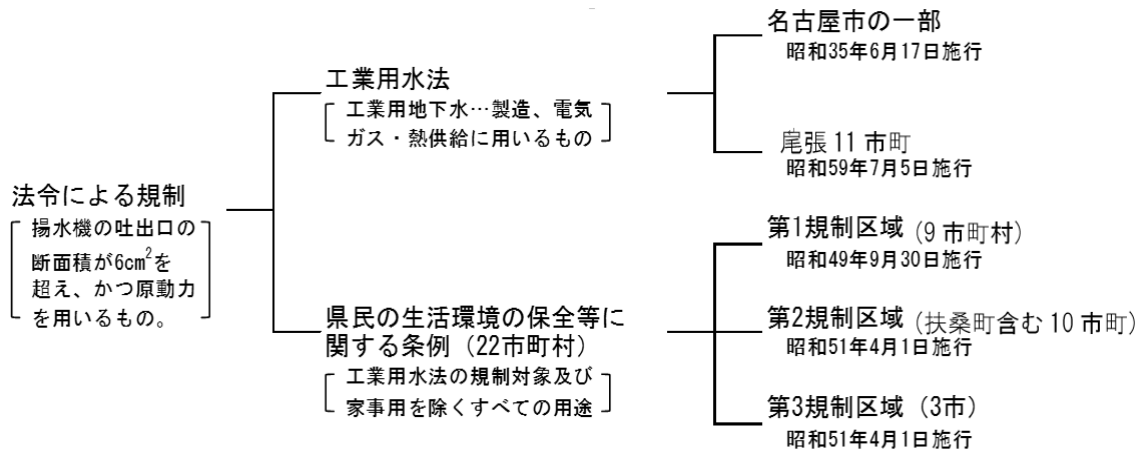
図 2-7 河川現況図

(2) 地下水

本町は、全域にわたって雨水の浸透性に富み、水は地下水に伏流しています。

また、社会経済環境の上水道でも述べたように、町内においては10か所の地下水を上水として利用しており、町全体の3割を担っています。

地下水の規制については、愛知県の公害防止条例に基づく揚水規制の第2規制区域に本町が含まれています。(図 2-8、表 2-1)



資料:愛知県 HP

図 2-8 地盤沈下の防止対策

表 2-1 地下水揚水規制の概要

区分	工業用水法	県民の生活環境の保全等に関する条例
許可基準 新設	ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000m 以深であること 揚水機の吐出口の断面積 6~19 cm ² 以下であること	ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅であること 揚水機の吐出口の断面積 6~19 cm ² 以下であること 揚水機の原動機の定格出力 2.2 kW 以下であること 1日当たりの総揚水量 350 m ³ 以下であること
既設の経過措置	昭和 61 年 2 月 1 日 (一部地域を除く) 許可基準を適用 ただし、300 m ³ /日未満は例外許可	工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で 1日当たりの総揚水量が 350 m ³ を超えるものは 第 1 規制区域では昭和 51 年 1 月 1 日以降 第 2 規制区域では昭和 52 年 4 月 1 日以降 揚水量を 20% 削減。その他の用途及び 第 3 規制区域は届出揚水量以下で使用を許可。

資料:愛知県 HP

2-4. 生物の生息状況

(1) 植物 (参考文献:扶桑町史)

本町は、木曾川によってできた犬山扇状地にあり、砂礫の土壌で非常に水はけがよい土地です。また、かつては木曾川の分流が何度も筋を変えて流れ、とても不安定な土地であった。自然の状態では、アカマツやアラ・カシ類を主体とした雑木林が続いていたと考えられます。

現在、森林はほんのわずかに残るだけとなり、植生も大きく変化してきました。

森林に代わって身近に見られるのは、いわゆる雑草と呼ばれる草本類です。草原や畑地、道路は森林と比べて環境の変化大きいため、生育する草本の種類は年ごとに、かなり変遷していることも珍しくありません。人間とのかかわりが強い草本が多くみられるのも本町の植生の特徴です。

a) 森林の植生

町内に残る森林は、神社や寺院をとりまく森と寺社と関係のない雑木林があります。寺社にある代表的な樹種は、クスノキ、ケヤキ、サクラ、シラカシ、スギ、ヒノキ、イチヨウなどがあります。珍しい樹種には、ヒトツバダゴ、ユリノキがあります。また、町内に点在する雑木林は、ブナ科のアベマキ、コナラ、シラカシ、アラカシと、ニレ科のエノキ、ムクノキが代表種です。

b) 木曾川の河川敷の植生

木曾川の堤防沿いにはオニグルミの群落が見られます。

c) 田畑・街中の植生

水田の雑草は、スズメノテッポウ、ゲンゲ、ハコベ、サキゴケ、コナギ、ヒレタゴボウが見られます。畑の雑草は、オオイヌノフグリ、マツバウンラン、ウリクサが見られます。

(2) 動物 (参考文献:扶桑町史)

本町は平地で森林も少ない土地であるため、生息する動物相はあまり豊かではありません。

哺乳動物では、地方の急速な開発や農薬の使用によって更に個体数減少の傾向にあります。つまり、自然条件の直接的な影響よりは、ヒトの経済的活動、土地の集約的利用によって、大きく規制、圧迫を受けていると見るのが妥当と思われます。

鳥類については、種類こそ多く確認されていますが、これもまた、近年の開発の影響で生息地域は狭められていて、個体数が減少しているものが少なくありません。

両性・爬虫類についても同様なことがいえます。

a) 哺乳類

愛知県内で確認された陸棲哺乳類は、18科 37種とされています。

本町では、コウベモグラ、ノウサギ、ハタネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ、ヌートリア、タヌキ、キツネ、ホンDOIタチ、チョウセンイタチ、アライグマ、ハクビシンの12種の生息が確認されています。

b) 鳥類

本町の北を流れる木曾川流域には多くの野鳥が観察されます。

観察された鳥は 28 科 70 種、その中でも本町で 1 年を通して観察される鳥は、カワウ、コサギ、アオサギ、カルガモ、カワセミ、トビ、キジバト、セグロセキレイ、ヒヨドリ、シジュウカラ、ムクドリ、ホオジロ、スズメ、ハシボソカラス、キジ、ケリ、ヒバリ、メジロ、ウグイス、カワラヒワ、ゴイサギ、モズ、ヤマガラ、エナガ、イカルチドリ、カイツブリなどと記録しています。

(調査は愛鳥家の人たちによって平成 4 年から 3 年間に行われた観察結果による)

c) 両生類

本町に生息するのは、トノサマガエル、ツチガエル、ウシガエル、ヒキガエル、アマガエル、イモリなどとされています。

d) は虫類

本町に生息するのは、トカゲ、ヤモリ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、マムシ、スッポン、イシガメ、クサガメなどとされています。

e) 魚類

本町の魚類の生息地は、木曾川やいくつかの用水で、ウグイやニゴイなどのコイ、ギンブナ、ナマズ、ウナギ、ドジョウ、スズキなどが生息しているとされています。

その中で、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている、木曾川の生息確認種であるネコギギも確認されています。

f) 昆虫類

本町は、農地の区画整理と宅地が進む前までは、町内の所どころで比較的大きな森が残されていました。ところが現在、そういった森は縮小あるいは消滅し、点在するに過ぎない状態になってしまいました。ここまで大きく環境が変化すると、1つの森の中に見られる生態系のバランスが崩れ、その中に生息していた生物の種類の急速な減少につながります。

町史によると、本町に生息する昆虫類は、チョウ類 26 種、ガ類 18 種、トンボ 8 種、鞘翅(カブト・クワガタ・カミキリムシ等) 31 種、半翅(ウンカ・カメムシ・セミ等) 13 種、脈翅(カゲロウ等) 2 種、直翅(キリギリス・コオロギ・バッタ等) 17 種、カマキリ 4 種、ナナフシ 1 種、膜翅(アリ・ハチ等) 15 種、双翅(カ・ハエ・アブ等) 8 種、シロアリ 1 種と記載されています。

3. 生活環境

3-1. 大気質

大気汚染に関しては、二酸化窒素(NO_2)、一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O_x)について定期的な大気汚染観測調査が行われており、いずれも基準値以下です。(表3-1、図3-1、3-2)

表3-1 大気環境測定の結果の経年変化

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成30年度
NO_2	ppm	0.017	0.009	0.017	0.011	0.016
CO	ppm	0.2	0.8	0.3	0.2	0.3
SO_2	ppm	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002
SPM	mg/m^3	0.023	0.020	0.007	0.008	0.025
O_x	ppm	0.020	0.007	0.024	0.010	0.018

平成28年度より隔年実施

注) O_x の測定値は、1時間値(昼間)の最大値である。

環境基準

① NO_2 … 1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppm内または、それ以下であること。

② CO … 1時間値の1日平均値が10ppm以下であること。

③ SO_2 … 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。

④ SPM… 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m^3 であること。

⑤ O_x … 1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

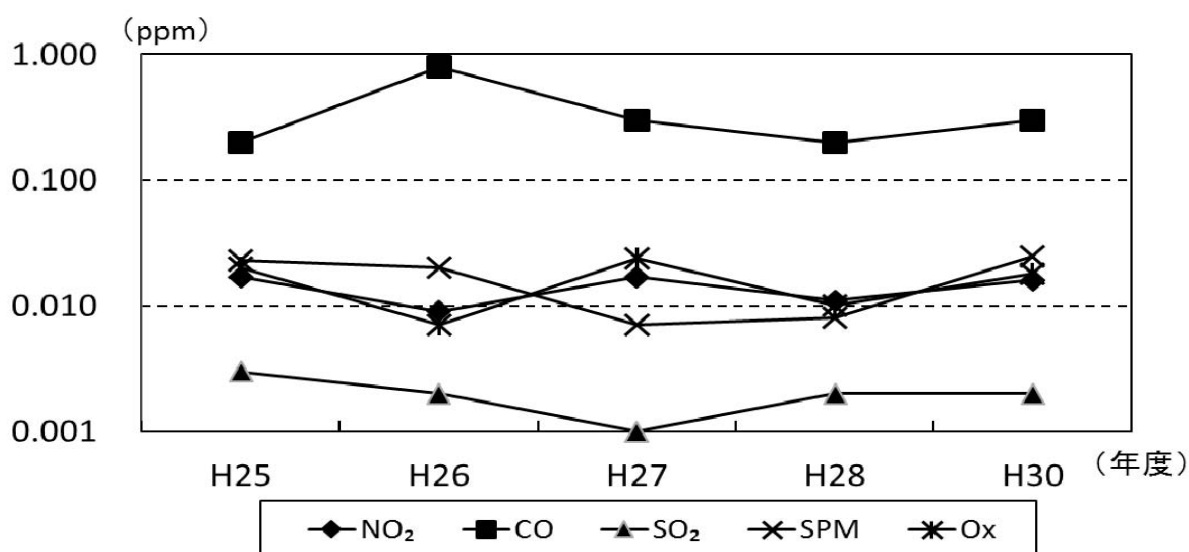


図3-1 大気環境測定の結果の経年変化

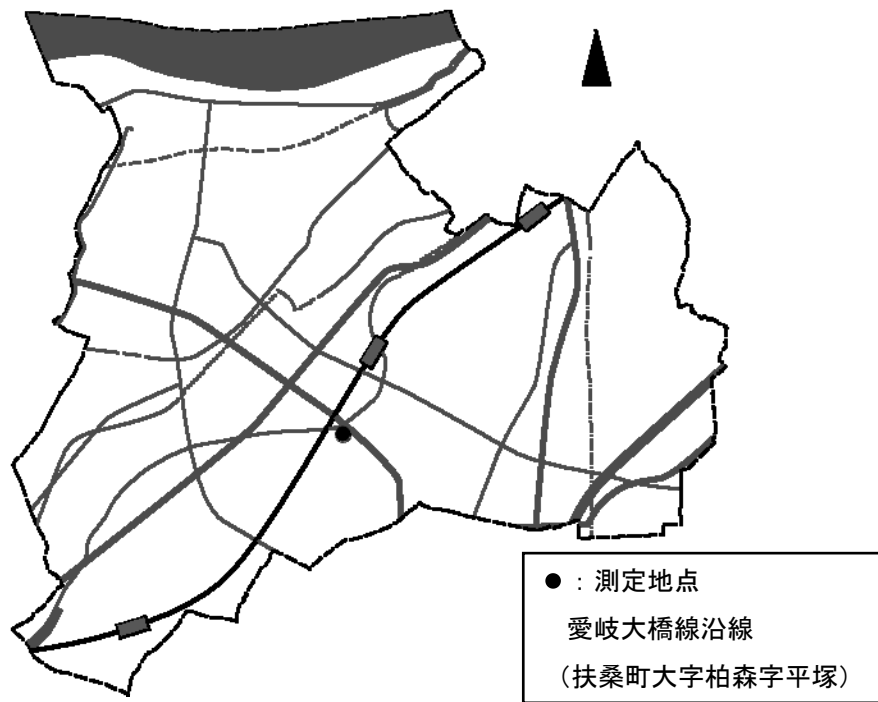


図 3-2 大気環境測定地点

3-2. 水質

水質はコイ・フナ等の棲息を目安とした水質環境基準 C 類型を超える河川もあり、早急な対策が望まれます。(表 3-2、図 3-3)

表 3-2 水質環境測定の結果

No.	測定地点	分析実施日 分析項目	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
			6/5	12/4	6/4	12/3	6/10	12/2	6/1	12/7	6/14	12/6	6/13	12/14
1	扶桑町大字南山名 字新津	BOD	18	32	18	22	30	27	14	26	20	19	3.0	21
		浮遊物質	14	3	13	8	26	8	9	9	19	11	4	5
		溶存酸素	8.8	8.8	7.8	7.2	6.8	7.0	6.7	6.8	5.9	7.3	8.7	6.7
2	扶桑町大字高雄 字扶桑台	BOD	31	60	18	56	18	22	42	46	8.8	11	13	71
		浮遊物質	55	29	28	8	21	330	18	12	18	140	2	34
		溶存酸素	8.1	9.1	8.1	7.0	9.4	10	13	16	8.5	10	9.3	9.3
3	扶桑町大字高雄 字伊勢峠	BOD	1.2	22	1.5	9.2	1.1	18	1.5	22	1.4	35	0.9	27
		浮遊物質	1	22	2	1	2	6	2	17	<1	19	2	11
		溶存酸素	10	7.4	9.8	9.0	10	11	11	11	10	7.4	9.2	9.4
4	扶桑町大字柏森 字西屋敷	BOD	3.7	12	11	20	5.2	7.2	19	5.0	3.8	7.5	1.6	12
		浮遊物質	2	<1	2	<1	1	<1	10	<1	2	2	<1	10
		溶存酸素	6.3	7.1	5.2	7.5	7.5	6.1	6.0	5.2	10	4.6	9.3	9.2
5	扶桑町大字高雄 字南郷	BOD	1.0	2.4	1.8	2.8	1.0	2.9	0.9	1.2	1.5	2.5	1.0	3.1
		浮遊物質	2	<1	2	<1	2	2	2	4	<1	4	<1	6
		溶存酸素	10	17	11	17	11	14	9.9	13	9.8	15	9.4	14
6	扶桑町大字高雄 字海道田	BOD	1.2	1.6	1.9	2.5	1.4	2.4	1.1	1.4	3.0	2.0	1.8	3.5
		浮遊物質	<1	<1	4	2	23	<1	<1	1	28	<1	50	<1
		溶存酸素	9.7	17	10	13	8.7	15	8.7	15	9.1	20	9.0	14

	水質環境基準
BOD	<5(C類型)
浮遊物質	<50(C類型)
溶存酸素	>5(C類型)

左記の基準に適合していない場合には、上記の表で「**楷体太文字**」表示した。

資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

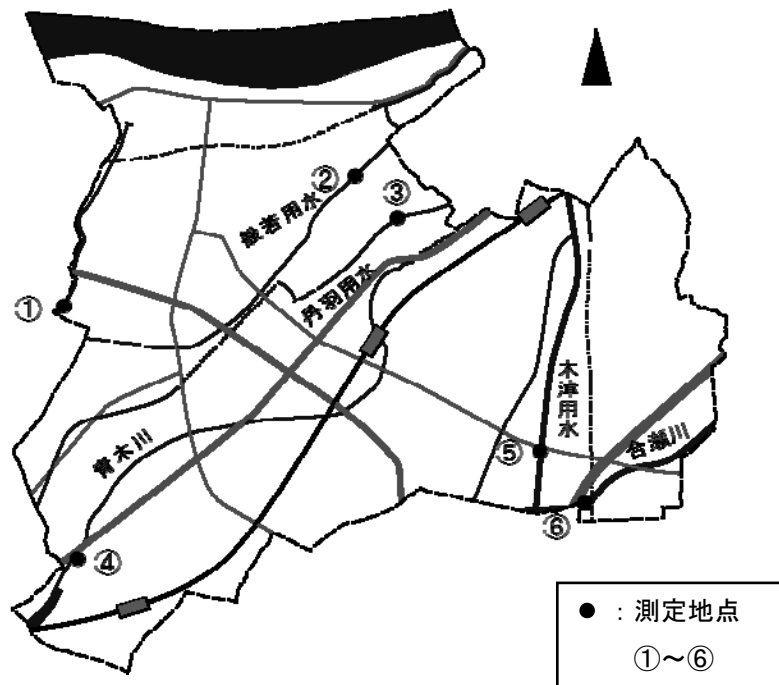
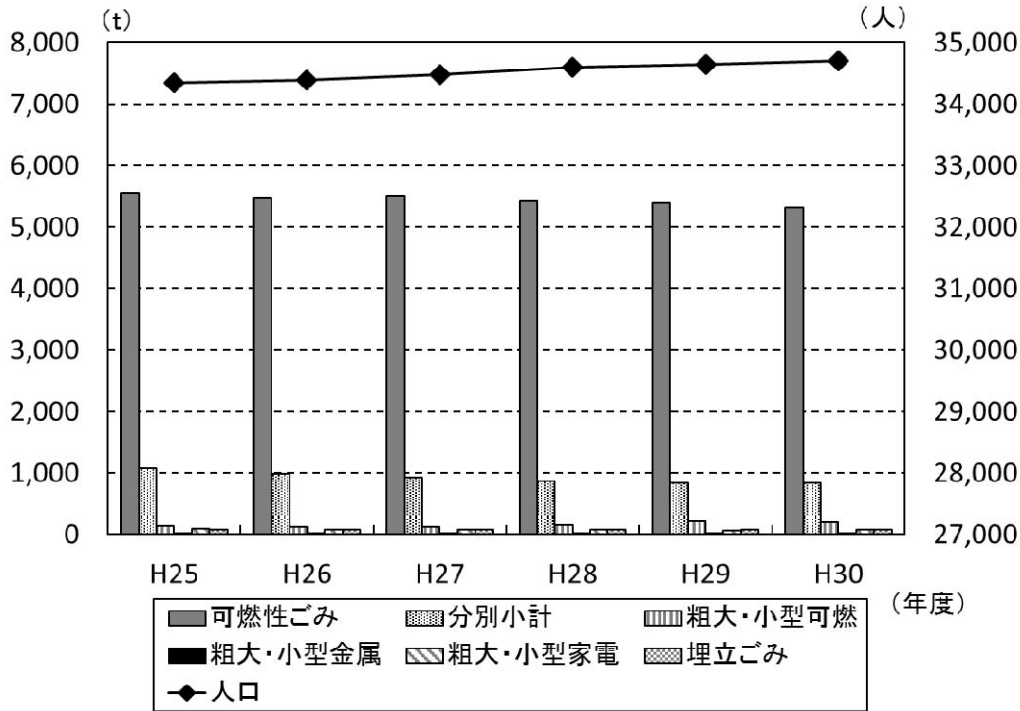


図 3-3 水質環境測定地点

3-3. 廃棄物

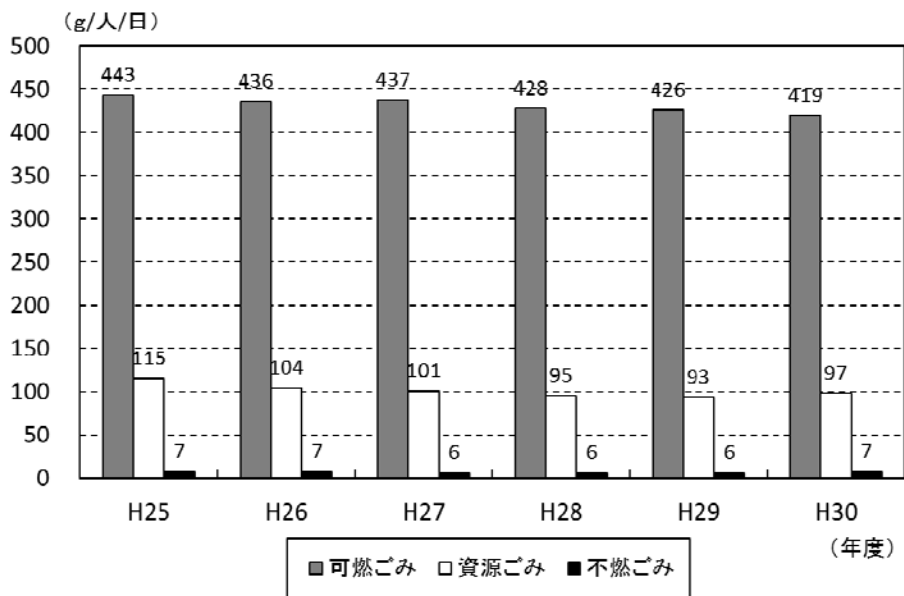
(1)ごみ排出量推移

ごみの総排出量及び人口、一人1日当たりのごみ排出量は微増な伸び傾向が続いています。ごみの減量化、回収、リサイクルの一層の啓蒙・実施が必要です。(図3-4、3-5)



資料:H30 主要施策の成果並びに実績報告

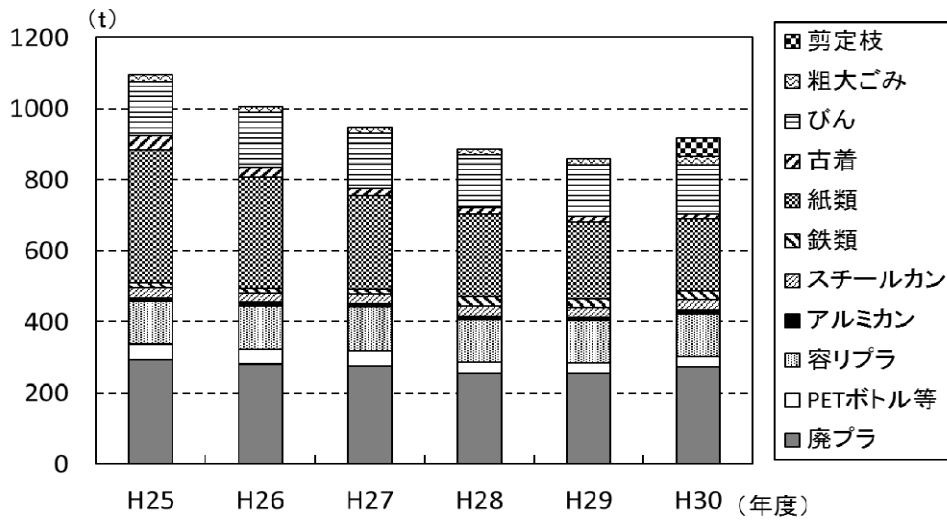
図 3-4 ごみの総排出量推移



資料 : H30 主要施策の成果並びに実績報告

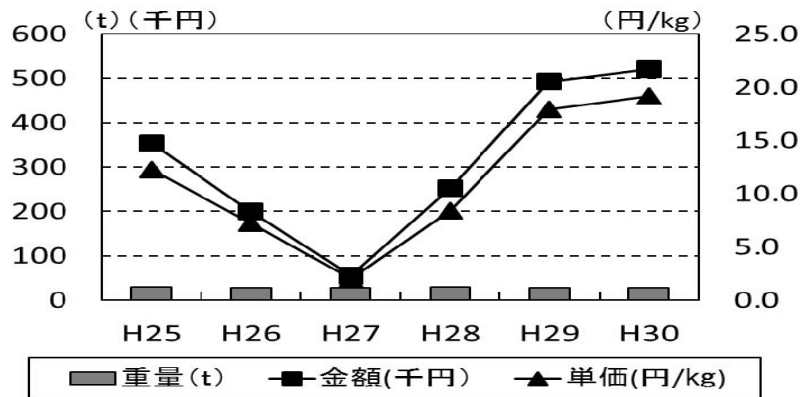
図 3-5 ごみ一人1日当たりの排出量推移

(2) 資源ごみの排出量推移



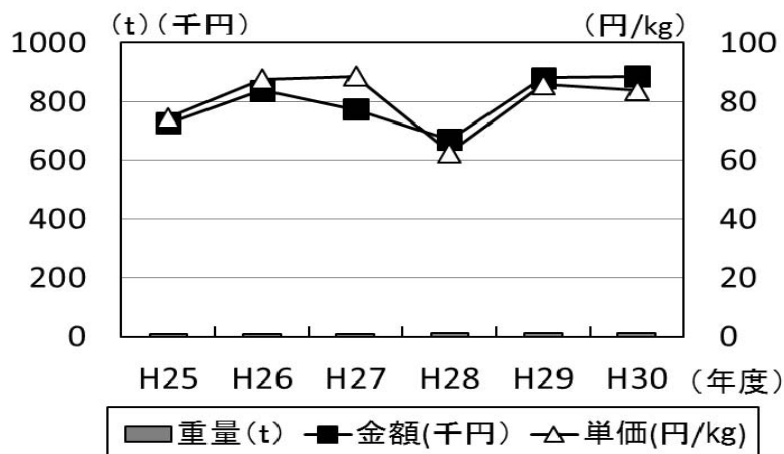
資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

図 3-6 資源ごみの収集量推移



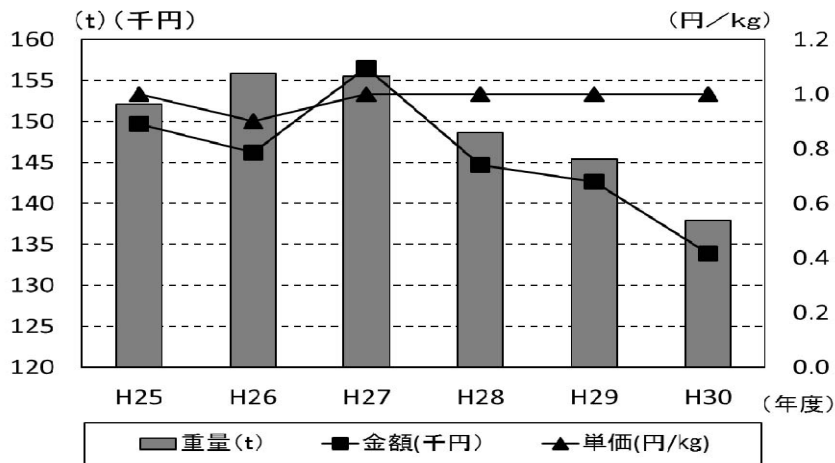
資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

図 3-7 スチール缶の回収推移



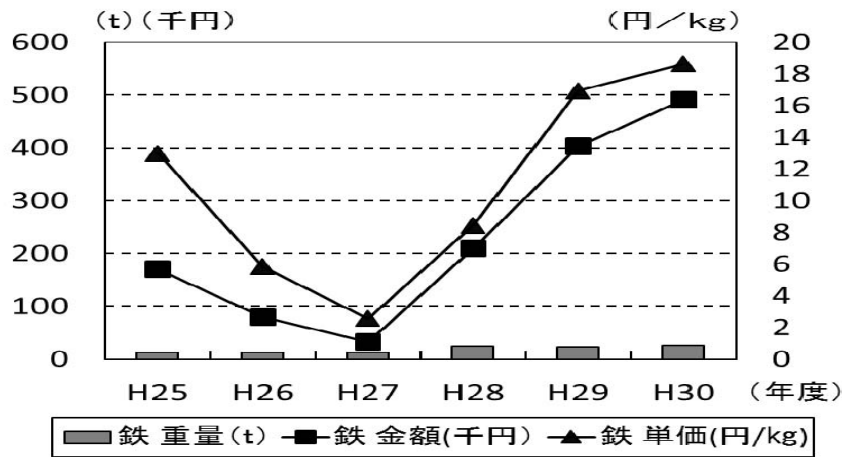
資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

図 3-8 アルミ缶の回収推移



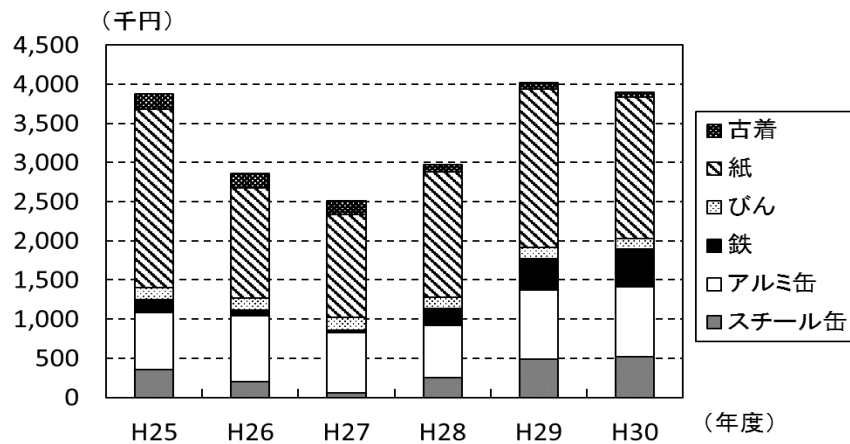
資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

図 3-9 ビンの回収推移



資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

図 3-10 鉄の回収推移





資料：H30 主要施策の成果並びに実績報告

図 3-11 資源ごみの回収金額の推移

(3) 廃棄物処理施設

表 3-3 処理施設の概要

項目	ごみ焼却処理施設	粗大ごみ処理施設	最終処分場
施設名称			
	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター 粗大ごみ処理施設	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター最終処分場
所在地	大口町河北一丁目131番地		大口町河北地内
工期	着工 昭和55年 7月 3日	着工 昭和56年 7月23日	着工 平成 2年 8月25日
	竣工 昭和57年10月30日	竣工 昭和57年 3月31日	竣工 平成 3年 5月20日
敷地面積	33,095m ²	※ごみ焼却処理施設面積に含まれる	(14,530m ²)
施設面積	5,529m ² (建物延面積)	※ごみ焼却処理施設面積に含まれる	9,980m ² (埋立面積)
処理能力	150t / 24H	30t / 5H	32,300m ³ (埋立容積)
	(75t / 24H × 2炉)		40m ³ /日(浸出水処理能力)
総事業費	2,521,045千円	297,277千円	352,143千円
施設型式	旋回流型流動床式	堅型スウィングハンマ式	準好気性埋立構造
備考	余熱利用：場内給湯・暖房		埋立開始年月日 平成3年5月
			埋立期間(予定) 平成40年3月
施工	(株)荏原製作所	極東開発工業(株)	共和化工(株)

注1)「江南丹羽環境管理組合」は、昭和42年2月に江南市・丹羽郡大口町・丹羽郡扶桑町により、ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務を共同処理する目的として設立した一部事務組合。

注2)「一部事務組合」とは、地方自治体等が団体の事務の一部を共同で処理するために設ける地方公共団体の組合。主にごみ処理、消防、病院等の市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されている。

(地方自治法第284条に定められている。)

資料：江南丹羽環境管理組合 HP

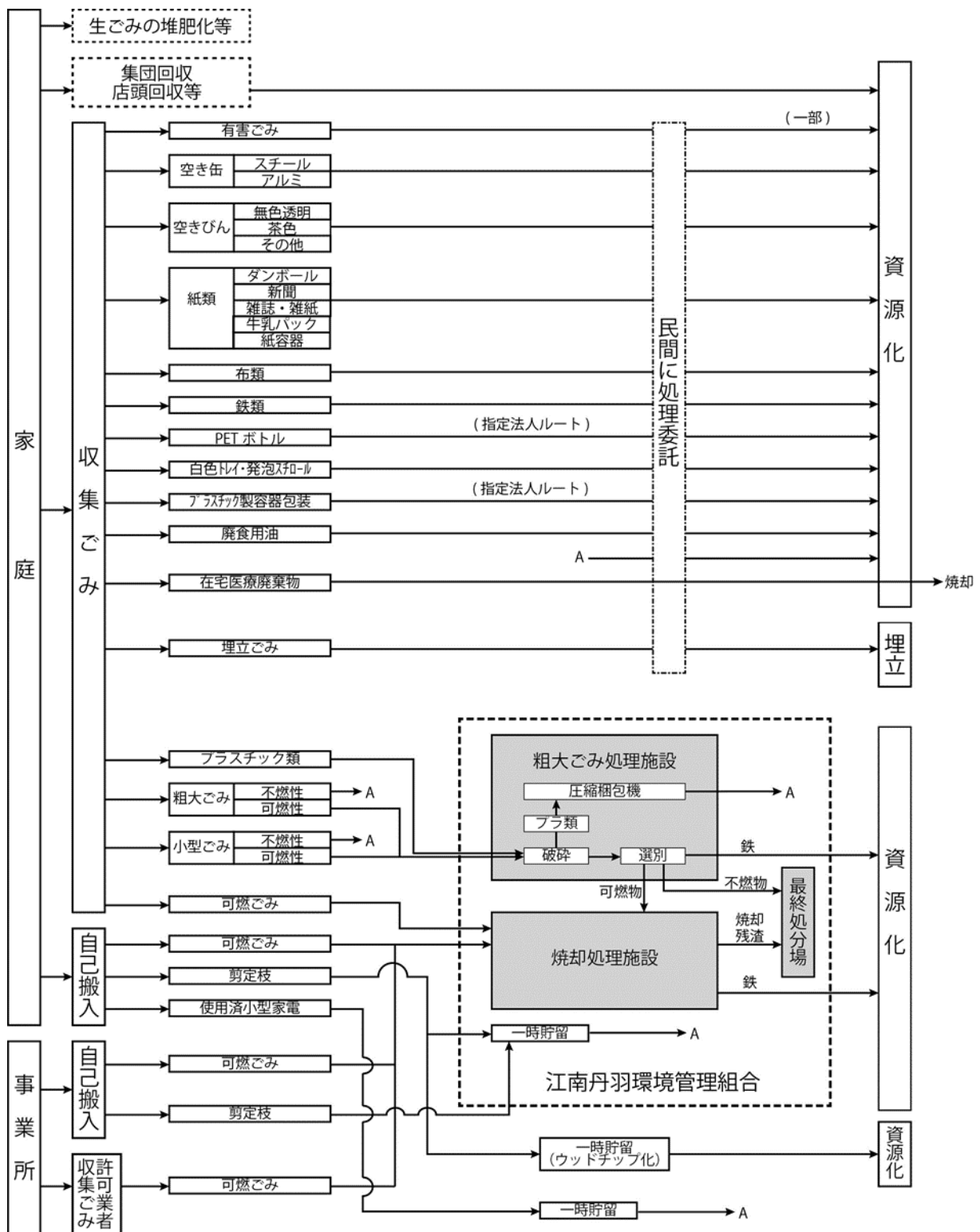


図 3-12 ごみ処理の流れ

(4)し尿処理

本町のし尿処理・排水処理は五条川右岸流域下水道の浄化センターと愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターで行っています。(表3-4)

環境負荷低減のために、下水道認可区域外の地域において、し尿汲み取り及び単独浄化槽を合併浄化槽へ転換を促すとともに、浄化槽汚泥について今後も引き続き適切な処理推進が望まれます。(表3-5)

表3-4 処理施設の概要

処理施設名	五条川右岸浄化センター	愛北クリーンセンター (愛北広域事務組合)
所在地	岩倉市北島町権現山7番地の1	岩倉市野寄町向山760番地
供用開始	平成13年4月1日	平成5年2月
構成市町	4市2町 (扶桑町、一宮市、犬山市、 江南市、岩倉市、大口町)	3市2町 (扶桑町、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町)
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法	高負荷脱窒素処理方式 + 下水 投入方式(一次処理水)
処理区域面積(ha)	2,039	14,037
処理区域内人口	77,763	281,780
処理能力	23,677(m ³ /日)	280(kl/日)

資料：浄化センター…愛知水と緑の公社HP

愛北クリーンセンター…愛北広域事務組合HP

(各平成30年3月31日現在)

表3-5 過去6年度の生活排水処理形態別人口の推移

年度		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
処理形態別人口							
(1)行政区域内人口※1		34,185	34,310	34,409	34,510	34,663	34,635
(2)区域内人口		34,216	34,328	34,401	34,460	34,597	34,622
生活排水処理人口	①公共下水道人口	6,624	6,900	7,482	8,137	8,850	9,199
	②合併処理浄化槽人口	7,896	8,066	8,285	8,839	8,923	8,909
	③農業集落排水処理人口	0	0	0	0	0	0
	(3)計	14,520	14,966	15,767	16,976	17,773	18,108
生活排水未処理人口	④単独処理浄化槽人口	17,905	17,751	17,290	16,250	15,713	15,500
	⑤汲み取り人口	1,791	1,611	1,344	1,234	1,111	1,014
	(4)計	19,696	19,362	18,634	17,484	16,824	16,514
生活排水処理人口普及率(%)=(3)/(2)		42.4%	43.6%	45.8%	49.3%	51.4%	52.3%

愛知県一般廃棄物処理事業実態調査

※1「扶桑の統計」

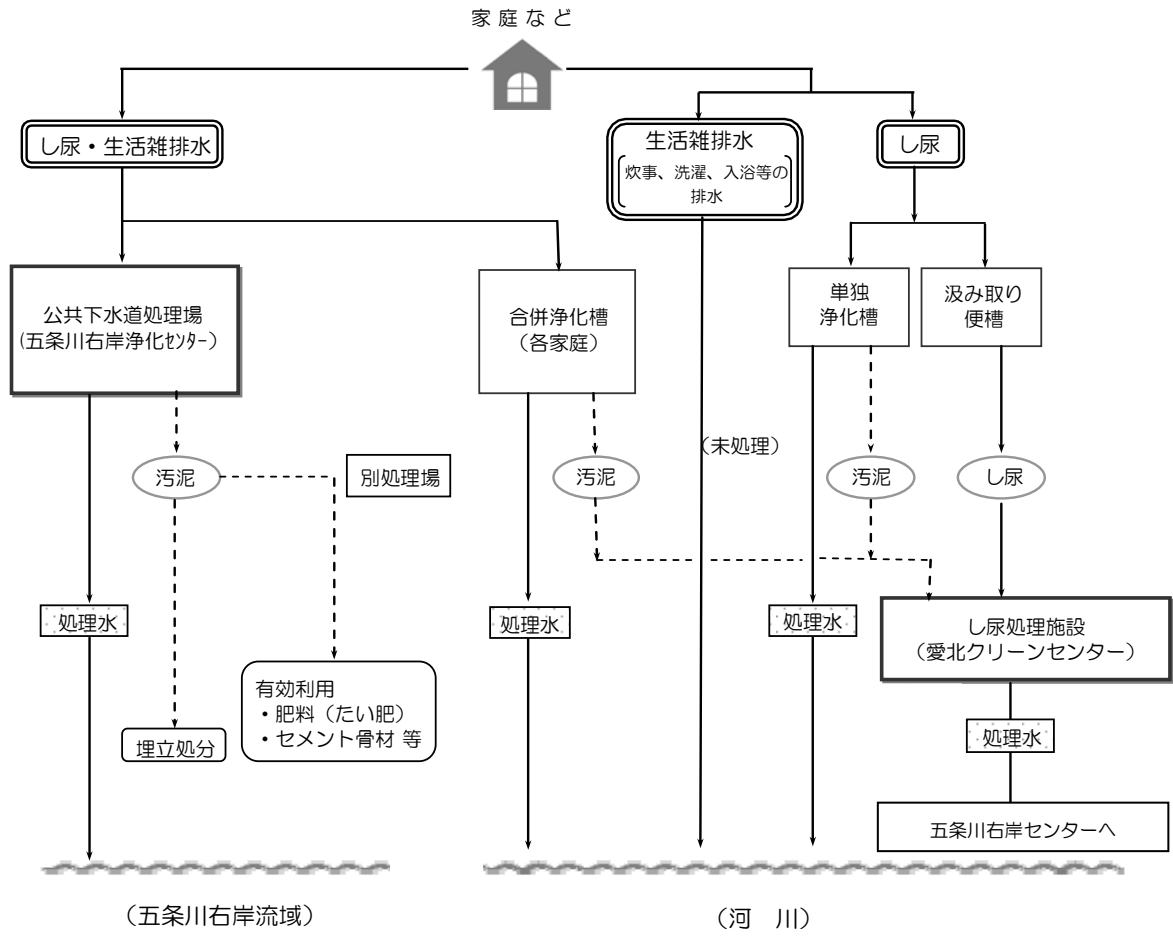


図 3-13 生活排水処理の流れ

3-4. 公害苦情

公害等に関する苦情の件数は、環境への意識の高まりとともに多くなっています。中でも騒音、悪臭などの生活環境に関連した項目や水質汚染、不法投棄が増えています。

表3-6の内、その他の項目で主な苦情は、1)野焼き、2)不法投棄、3)カラス被害、4)畑からの砂埃 などがあります。

雑草の苦情について主な内容は、1)道路へはみ出し、視界を遮り危険、2)隣地へはみ出している、3)雑草の種子が飛んでくる、虫が大量に発生する、4)枯草等、火災・放火の恐れがある、5)かぶれる などがあります。

表 3-6 公害苦情件数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
騒音	11	8	5	3	5	8
振動	0	0	0	0	0	0
悪臭	7	15	31	23	23	21
水質汚濁	3	7	4	2	2	7
その他	38	51	26	21	32	22
雑草	59	61	59	31	19	12
合計	118	142	125	80	81	70

4. 快適環境

4-1. 公園

平成30年度現在、町民1人当たり公園面積は5.16㎡/人で「都市公園法施行令」(昭和31年9月政令第290号)に定める住民1人当たりの標準「10㎡以上」を下回っています。身近な生活圏ごとの都市公園の整備拡張が望まれています。(表4-1、4-2、4-3)

表4-1 都市公園・普通公園の整備状況

種別	公園名	面積(㎡)
都市公園	木曾川扶桑緑地公園	95,811
	柏森東山緑地公園	8,917
	柏森駅前公園	2,369
	柏森北公園	1,136
	高雄南公園	2,210
	斎藤公園	1,880
	高雄公園	4,649
	柏森長畑公園	2,012
	尾張広域緑道	25,645
普通公園	木津用水公園	1,232
	ふる里の森	865
合計		146,726

資料:都市整備課集計値(H30年度現在)

表4-2 児童遊園・地域児童遊園の整備状況

種別	個所数	面積(㎡)
児童遊園	45	29,518
地域児童遊園	5	2,570
合計	50	32,088

資料:都市整備課集計値(H30年度現在)

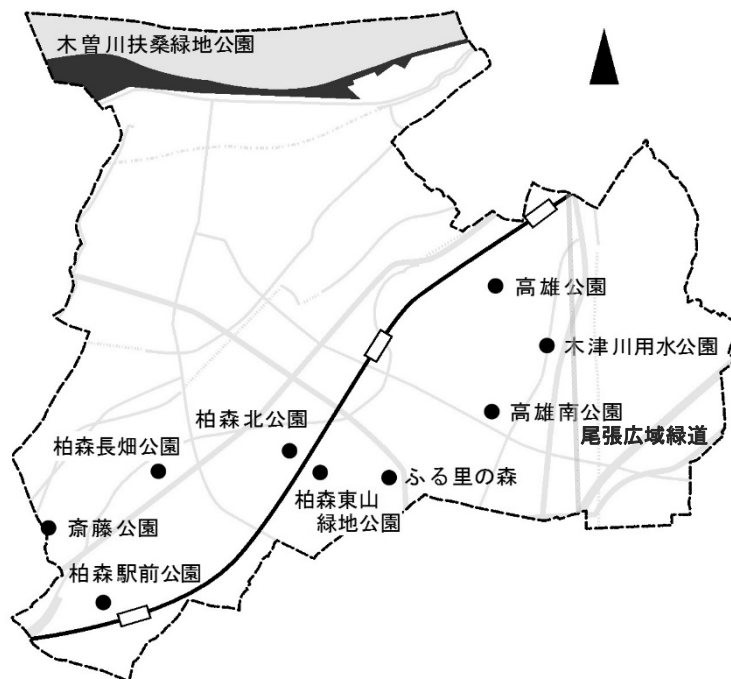


図4-1 公園位置図

4-2. 文化財

表 4-3 愛知県指定文化財

No.	種別	名称	時代	所在地	指定年月日
1	史跡	長泉塚古墳	古墳時代後期	高雄字中屋敷 37-1	昭和 39 年 3 月 23 日
2	彫刻	鑄造誕生仏立像	平安初期	南山名字寺前 28(顕宝寺)	昭和 54 年 3 月 22 日

資料: 扶桑町 HP、扶桑町史

表 4-4 扶桑町指定文化財

No.	種別	名称	時代	所在地	指定年月日
1	史跡	船塚古墳		高雄字定松郷 135-1	昭和 49 年 3 月 22 日
2	史跡	恵心庵	江戸時代	高木 379・381	昭和 49 年 4 月 5 日
3	彫刻	聖観音坐像	江戸時代	高雄字福塚 325	昭和 57 年 7 月 29 日
4	建造物	専修院東門	—	柏森字乙西屋敷 62	昭和 49 年 4 月 5 日
5	彫刻	正覚寺の十二神将	江戸時代	斎藤字県夕 21	昭和 49 年 4 月 5 日
6	考古	頭椎直刀	古墳時代後期	高木字稲葉 63 (中央公民館内)	昭和 63 年 1 月 25 日
7	史跡	悟溪屋敷	江戸時代	南山名字本郷 94-1(悟溪寺)	昭和 52 年 9 月 1 日
8	天然記念物	山那神社のケヤキ	—	南山名字森 1	昭和 57 年 1 月 12 日
9	史跡	旧岩手村跡の塚	江戸時代	小淵字中島 1567	昭和 57 年 1 月 29 日
10	史跡	般若用水元杵跡	江戸時代	小淵字南堀場 1415-3~4	昭和 63 年 1 月 25 日
11	史跡	小淵渡跡	鎌倉時代	小淵字小淵新開 1185・1186	昭和 49 年 4 月 5 日
12	無形文化財	儀典用端折長柄傘	—	山那 611-1	平成 5 年 8 月 2 日
13	無形文化財	おんからかみ	江戸時代	小淵字本郷 1231	
14	書跡	大般若波羅密多經六百冊	江戸時代	斎藤字県夕 21(正覚寺)	昭和 63 年 1 月 25 日
15	書跡	切支丹関係古文書	江戸時代	高木・斎藤・高雄の旧家に保管	
16	書跡	前利神社掛軸	明治	斎藤字宮添 1	
17	無形民俗文化財	獅子	江戸時代		
18	無形民俗文化財	神楽囃子			
19	無形民俗文化財	獅子舞と獅子芝居			

資料: 扶桑町 HP、扶桑町史

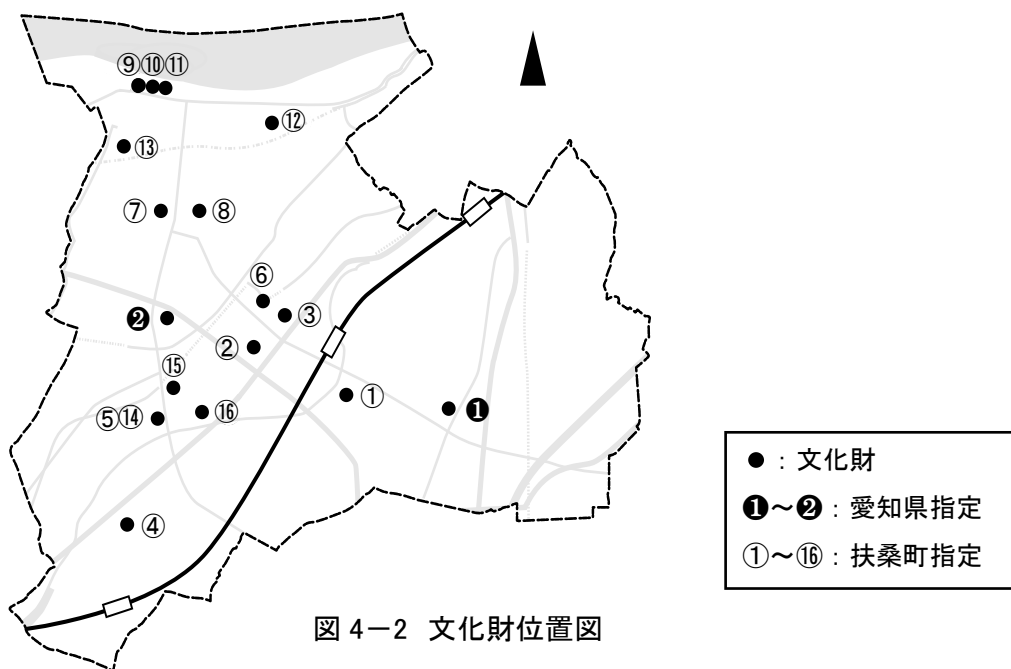


図 4-2 文化財位置図

1. 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、環境基本法（平成5年制定）の基本理念に基づき、また国が定めた第三次環境基本計画（平成18年策定）における「今後の環境施策の展開方向」を見据えて、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的展望に立った扶桑町環境基本計画を策定するにあたっての基礎資料とするため、町民・事業者・小学生の方々の環境に対するご意見などを把握することを目的とする。

2 調査対象者

(1) 町民アンケート調査

平成20年8月1日現在において、16歳以上の扶桑町民の中から、無作為に抽出された1,000人

(2) 事業者アンケート調査

平成20年8月1日現在において、扶桑町内の事業所の中から抽出された200件

(3) 小学生アンケート調査

平成20年8月1日現在において、扶桑町内の小学生の中から抽出された200件

3 調査方法

(1) 町民アンケート調査

調査票の郵送配布による回収（無記名調査）

(2) 事業者アンケート調査

調査票の郵送配布による回収（無記名調査）

(3) 小学生アンケート調査

調査票を小学校への配布による回収（無記名調査）

4 調査時期

平成20年10月6日～平成20年10月31日

5 回収結果

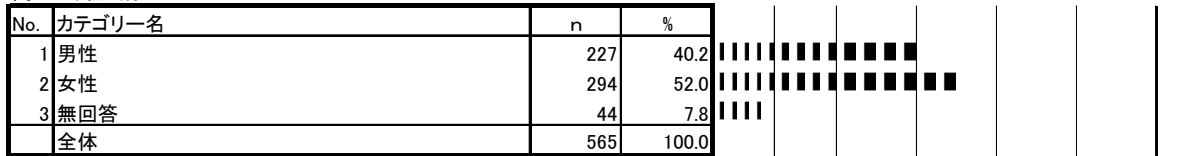
区分	町民アンケート調査	事業者アンケート調査	小学生アンケート調査
配布数	1,000	200	356
回答数	565	115	345
回収率	56.5 %	57.5 %	96.9 %
有効回答数	565	115	345

6 集計方法

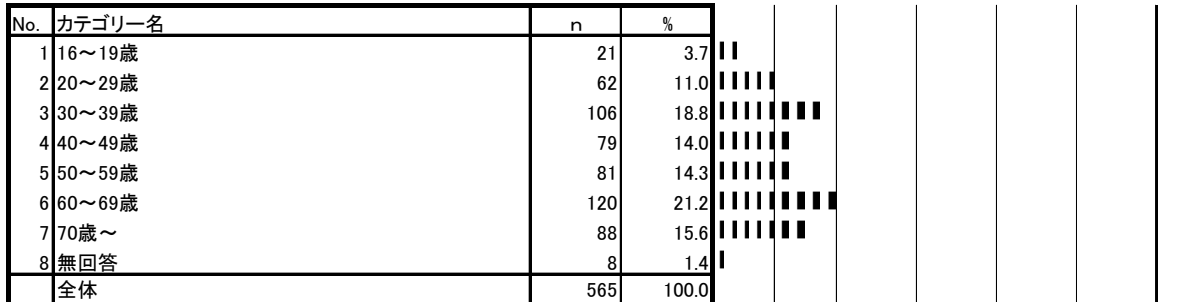
- (1) 回答の比率は、その設問の回答数を基数（N）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率の合計が100%とは限りません。
- (2) 回答率（%）は、少数点第2位以下を四捨五入しています。
- (3) 各設問のクロス集計結果については、特性があるものについて表および記述を記載してあります。
- (4) 報告書の表、グラフなどの見出しおよび文章中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して記載されている場合があります。

2. 扶桑町環境アンケート調査結果（町民用）

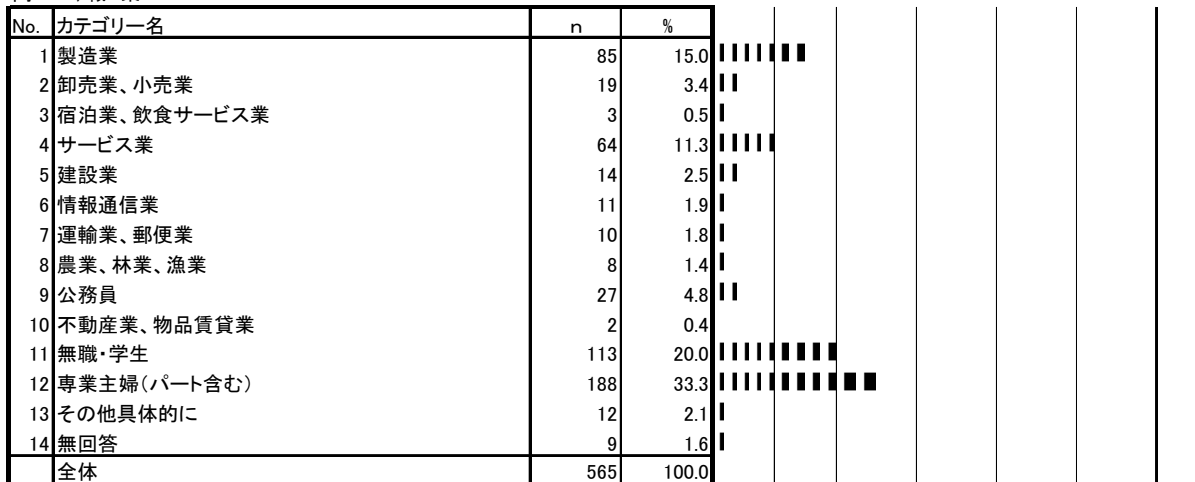
問1. A) 性別



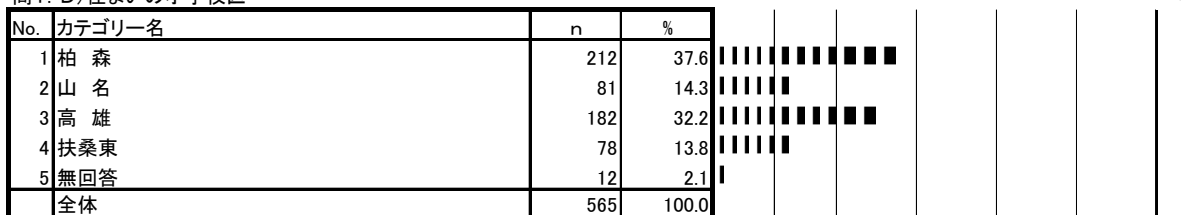
問1. B) 年齢



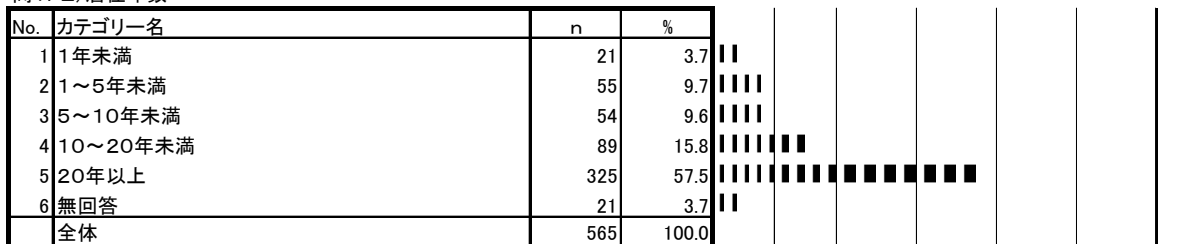
問1. C) 職業



問1. D) 住まいの小学校区

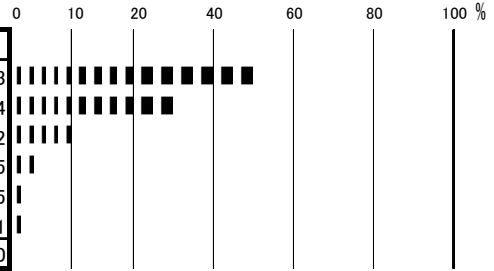


問1. E) 居住年数



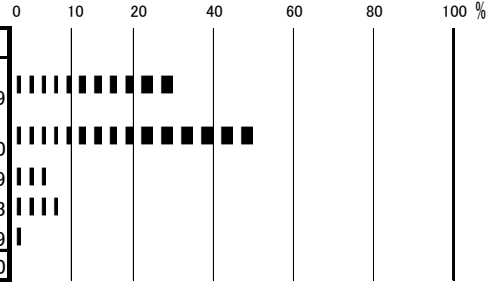
問2. A) 環境問題への関心

No.	カテゴリー名	n	%
1	関心がある	296	52.3
2	やや関心がある	183	32.4
3	普通(どちらとも言えない)	63	11.2
4	あまり関心がない	14	2.5
5	関心がない	3	0.5
6	無回答	6	1.1
	全体	565	100.0



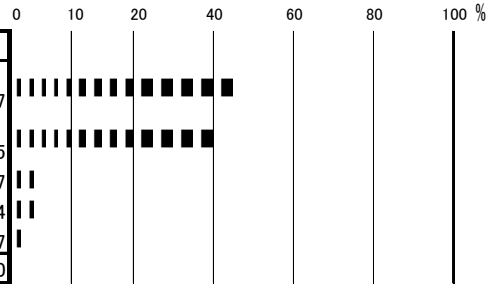
問2. B) 扶桑町における公害・自然減少などの環境問題について

No.	カテゴリー名	n	%
1	自分自身の健康や生活を脅かす重大な問題として大変心配している	180	31.9
2	自分に対しては大きな問題はないが、他の地域や将来のことは心配している	294	52.0
3	心配していない	39	6.9
4	わからない	47	8.3
5	無回答	5	0.9
	全体	565	100.0



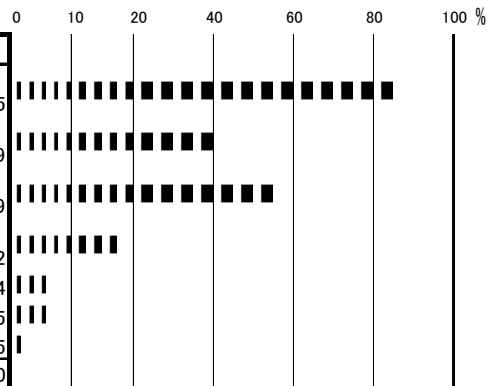
問2. C) 地球温暖化やCO2削減問題などの地球規模の環境問題について

No.	カテゴリー名	n	%
1	自分自身の健康や生活を脅かす重大な問題として大変心配している	281	49.7
2	自分に対しては大きな問題はないが、他の地域や将来のことは心配している	240	42.5
3	心配していない	15	2.7
4	わからない	25	4.4
5	無回答	4	0.7
	全体	565	100.0

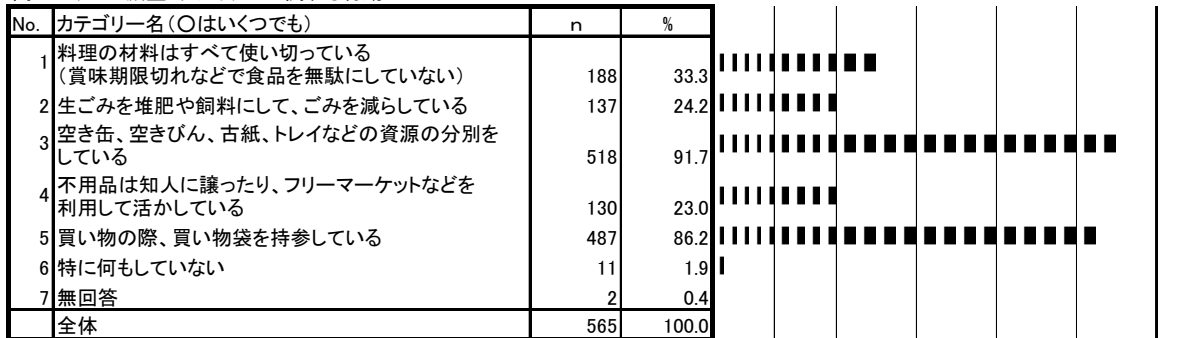


問3. A) 省エネルギーに関する行動

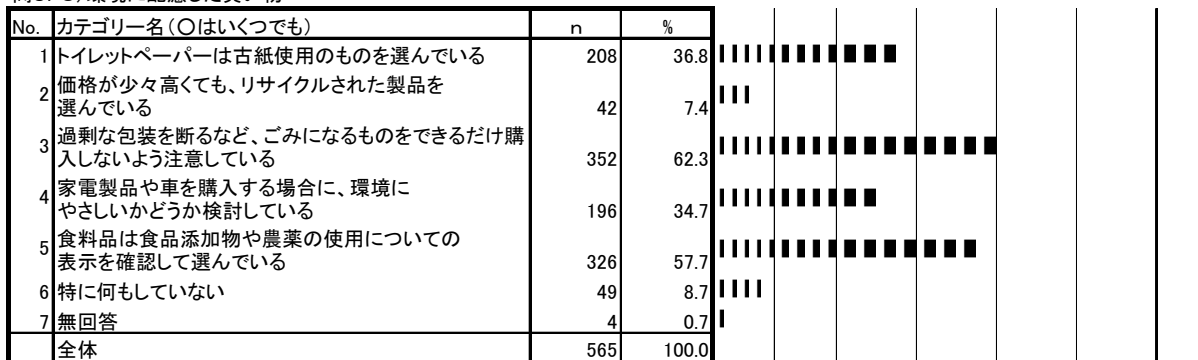
No.	カテゴリー名(〇はいくつでも)	n	%
1	使っていない部屋の明かりやテレビはこまめに消している	483	85.5
2	就寝時や長時間見ない時はテレビ本体の主電源を切っている	237	41.9
3	冷暖房は省エネに配慮した温度設定(冷房28度以上、暖房20度以下)にしている	333	58.9
4	エアコンのフィルターを定期的に(月2回程度)掃除している	103	18.2
5	太陽熱温水器などの自然エネルギーを利用している	42	7.4
6	特に何もしていない	37	6.5
7	無回答	3	0.5
	全体	565	100.0



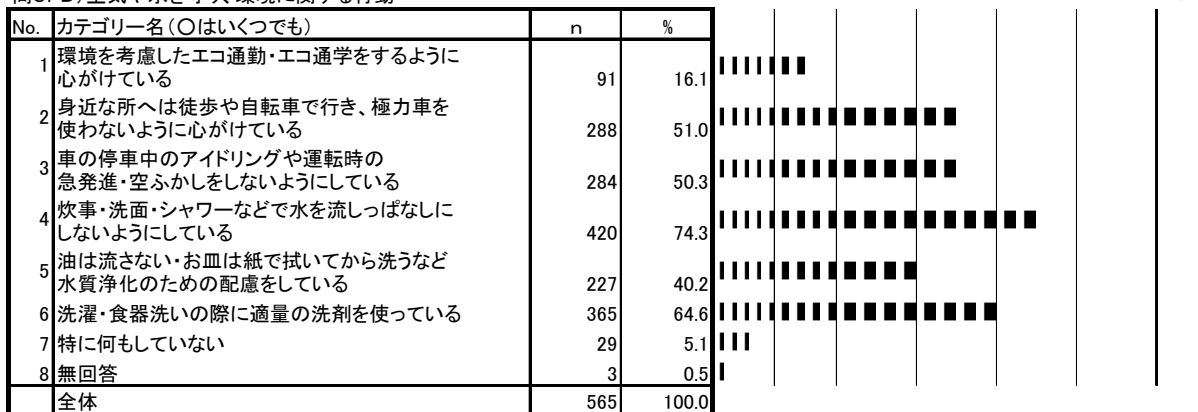
問3. B) ごみ減量・リサイクルに関する行動



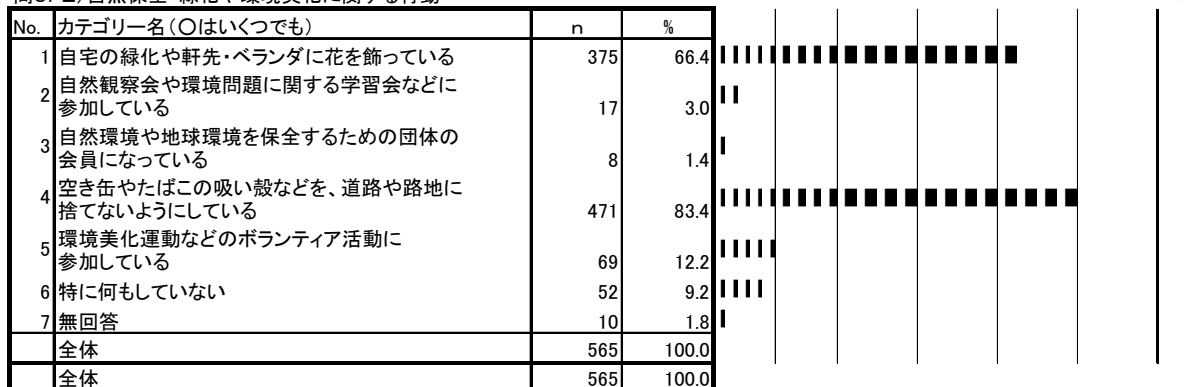
問3. C) 環境に配慮した買い物



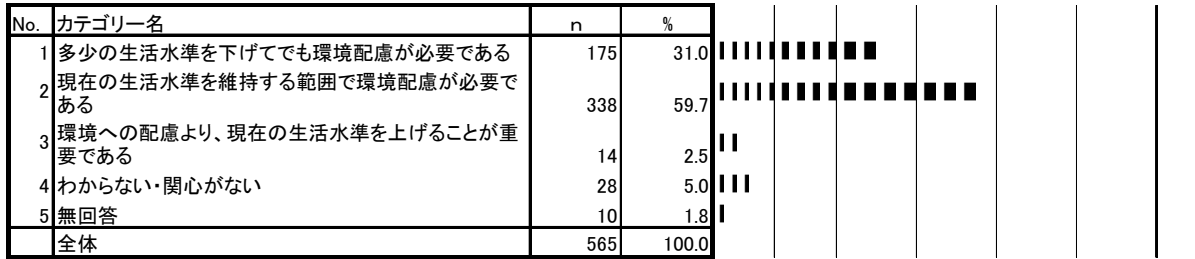
問3. D) 空気や水を守り、環境に関する行動



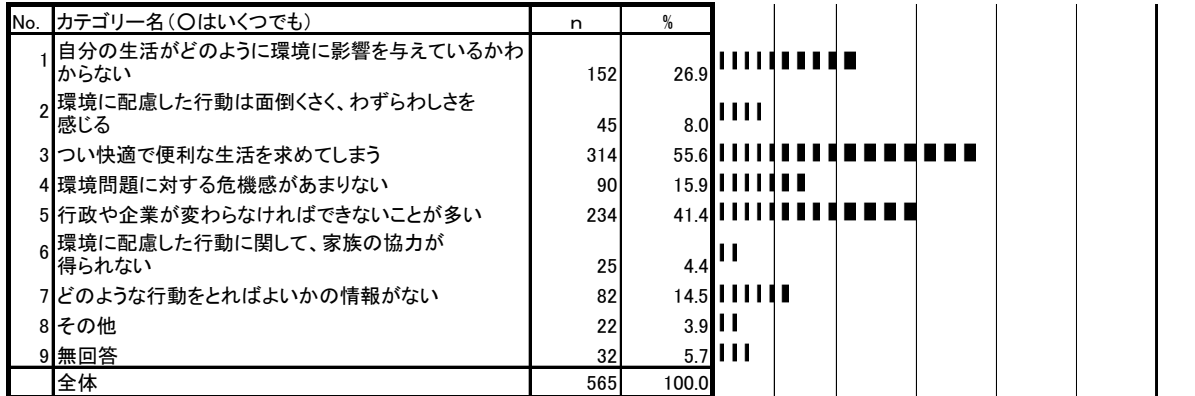
問3. E) 自然保全・緑化や環境美化に関する行動



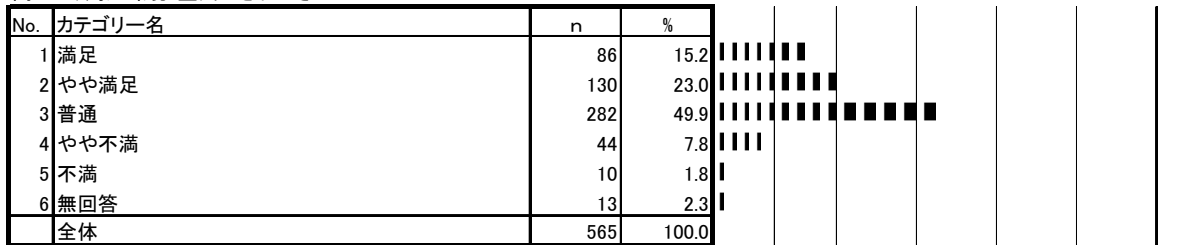
問4. A) 生活水準(便利さ・快適さ)と環境配慮について



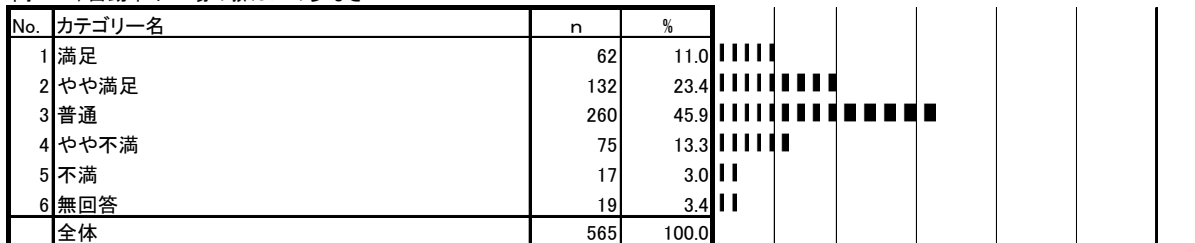
問4. B) 自分の生活を見直しにくいとすると、その理由は何ですか



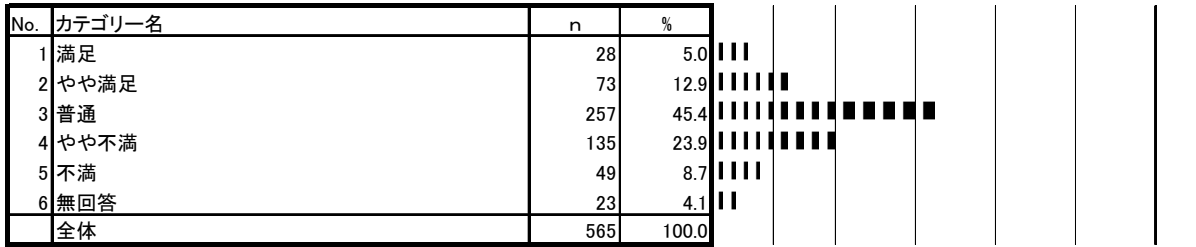
問5. A) 周辺環境: 空気のきれいさについて



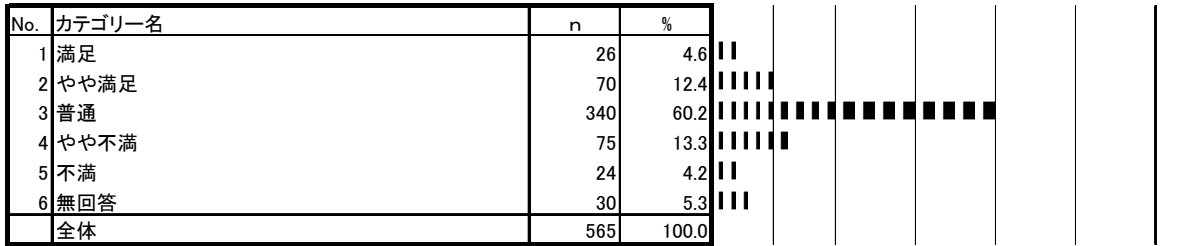
問5. B) 自動車や工場の排ガスの少なさ



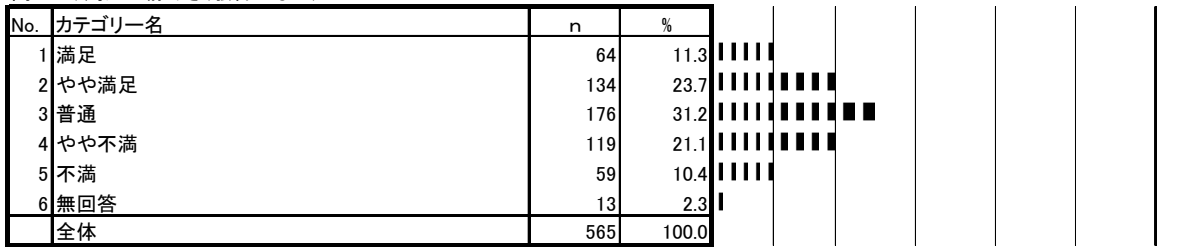
問5. C) 川や水路のきれいさ



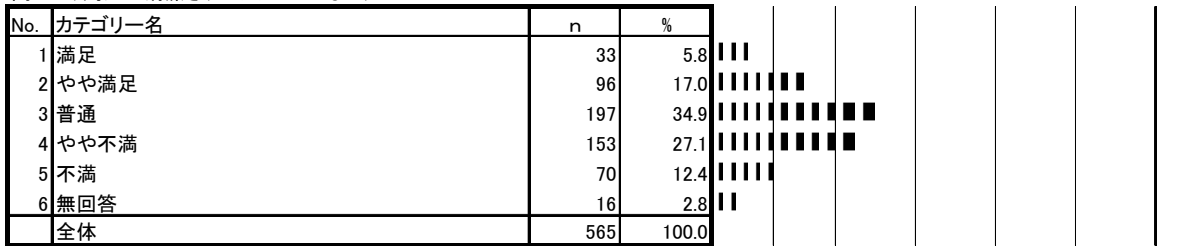
問5. D) 河川・水路の水量



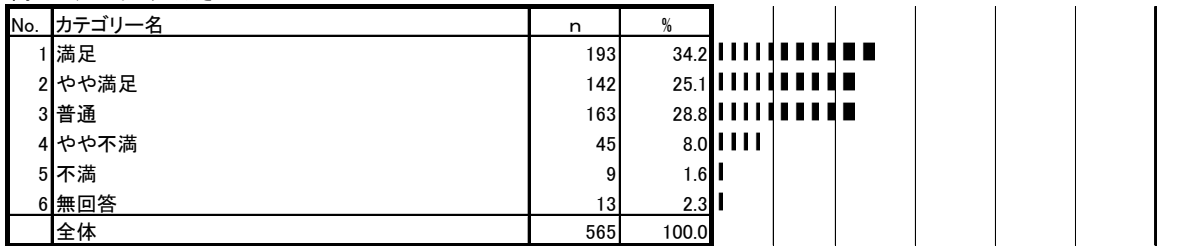
問5. E) 周辺の静けさ(騒音がない)



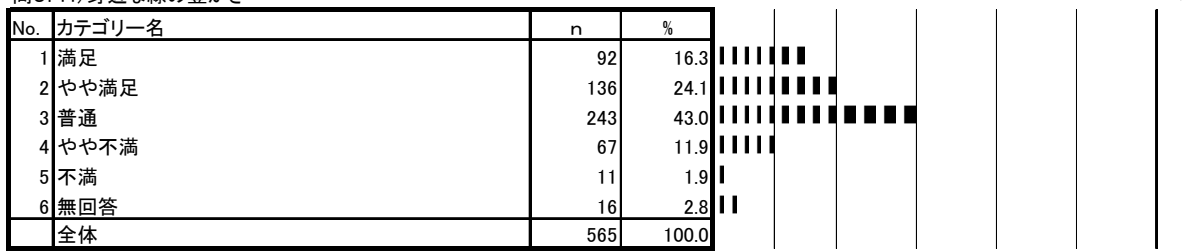
問5. F) 周辺の清潔さ(ごみやフンがない)



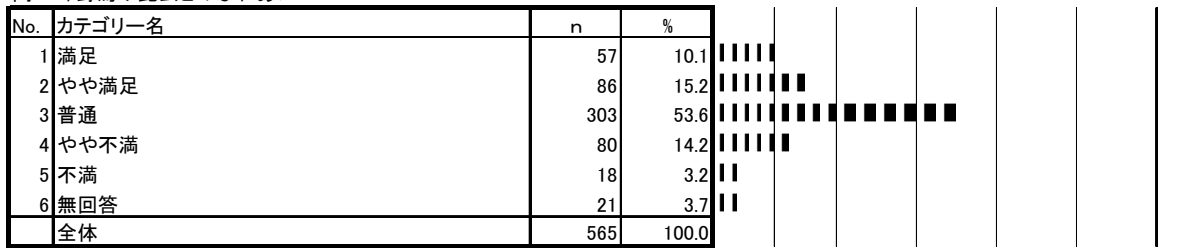
問5. G) 日当たりのよさ



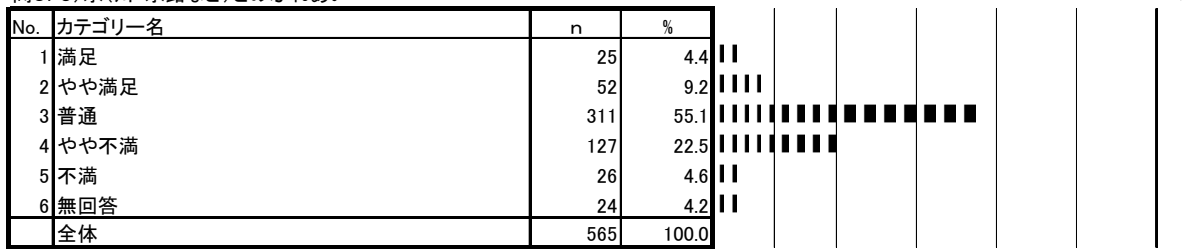
問5. H) 身近な緑の豊かさ



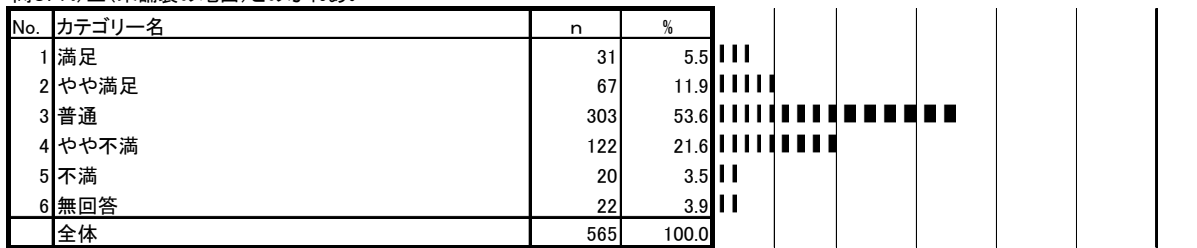
問5. I) 野鳥や昆虫とのふれあい



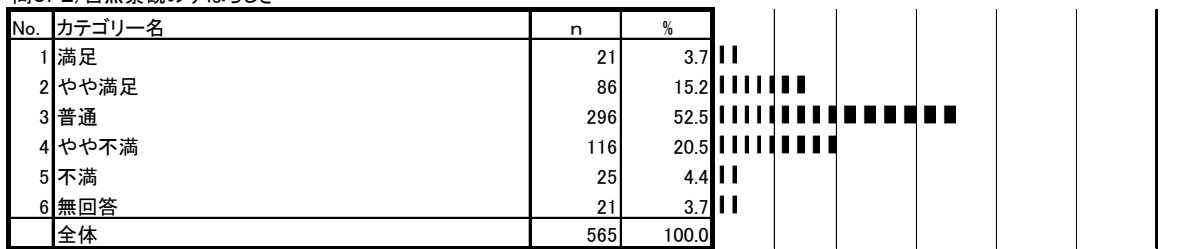
問5. J) 水(川・水路など)とのふれあい



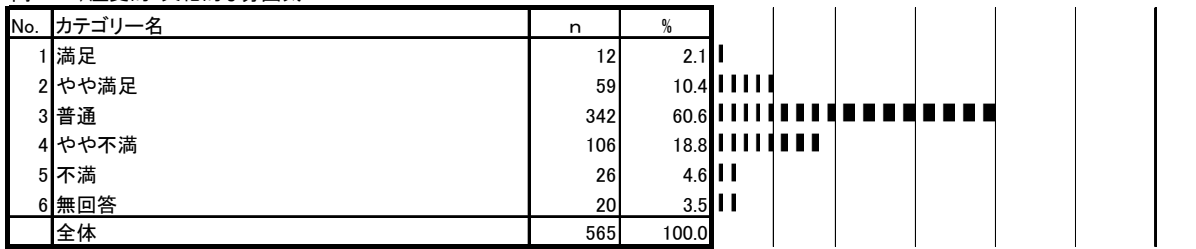
問5. K) 土(未舗装の地面)とのふれあい



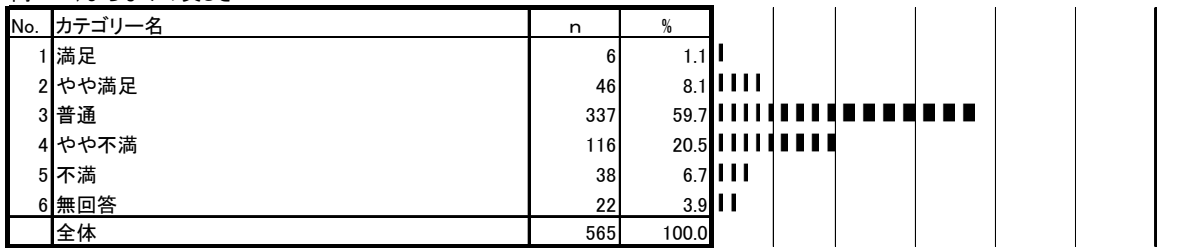
問5. L) 自然景観のすばらしさ



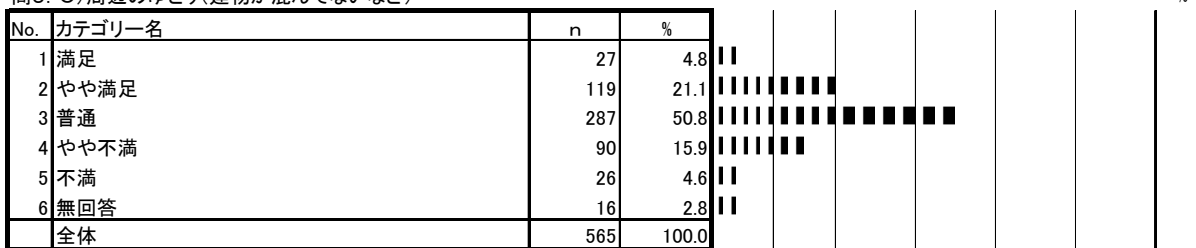
問5. M) 歴史的・文化的な雰囲気



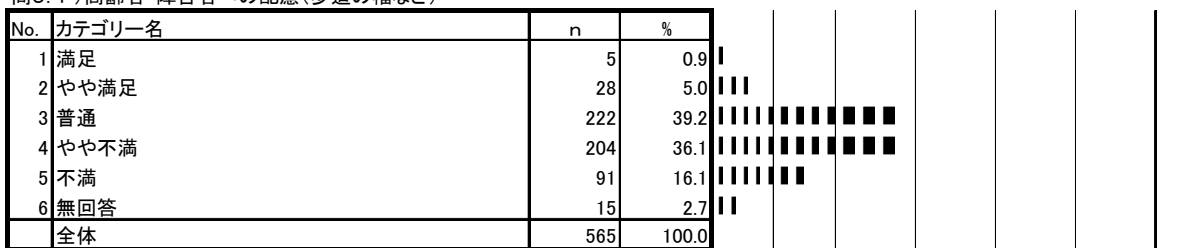
問5. N) まちなみの美しさ



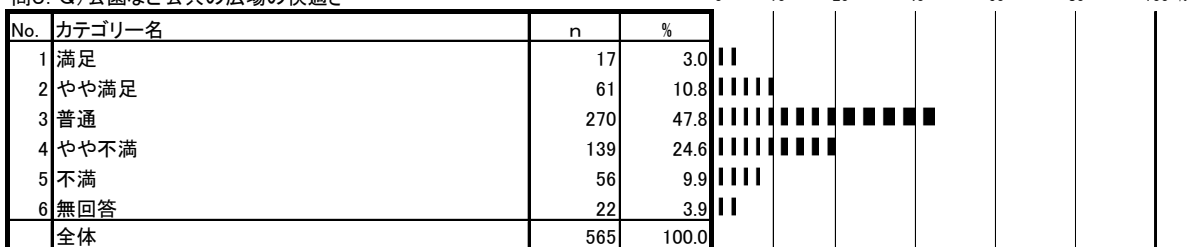
問5. O) 周辺のゆとり(建物が混んでないなど)



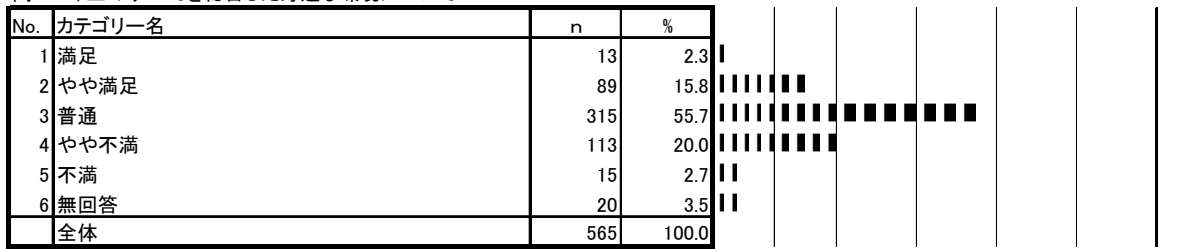
問5. P) 高齢者・障害者への配慮(歩道の幅など)



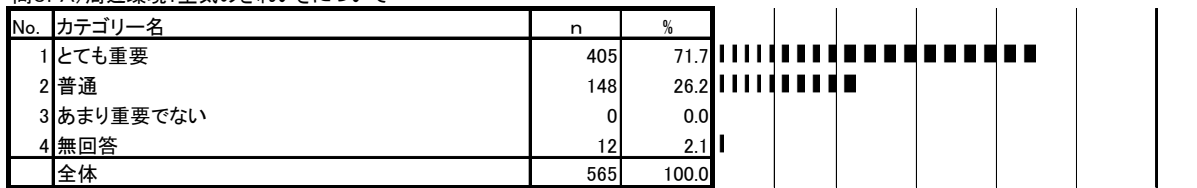
問5. Q) 公園など公共の広場の快適さ



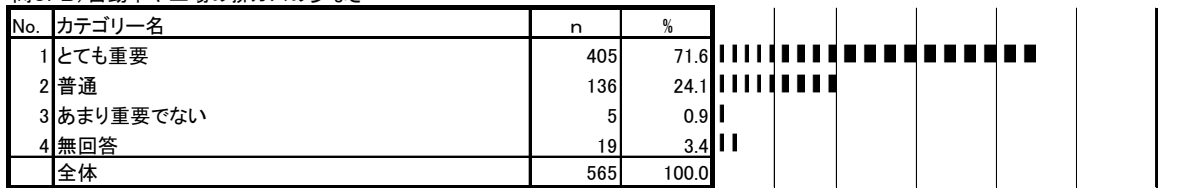
問5. R)上のすべてを総合した身近な環境について



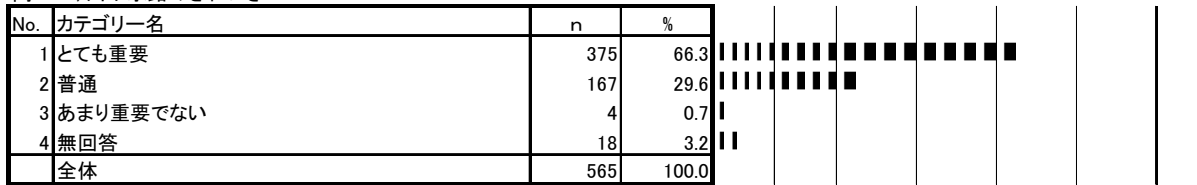
問6. A) 周辺環境: 空気のきれいさについて



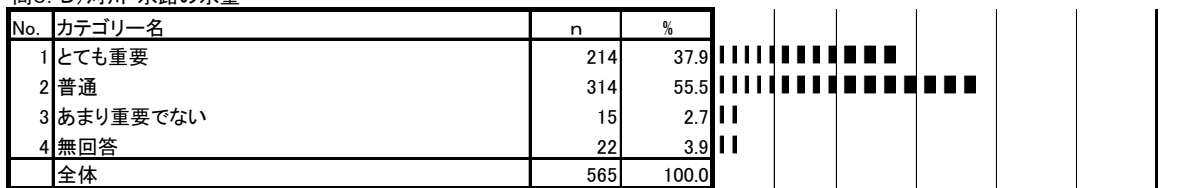
問6. B) 自動車や工場の排ガスの少なさ



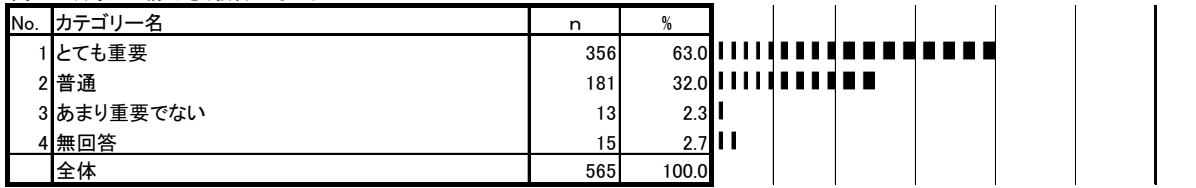
問6. C) 川や水路のきれいさ



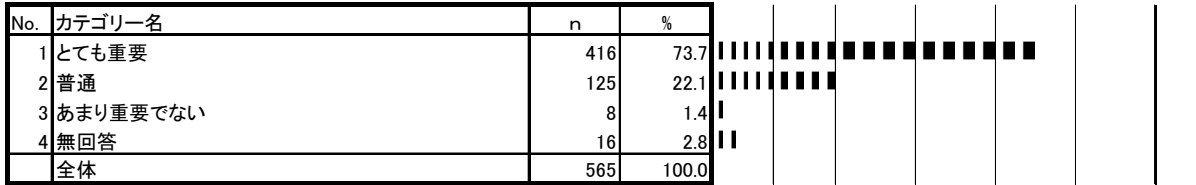
問6. D) 河川・水路の水量



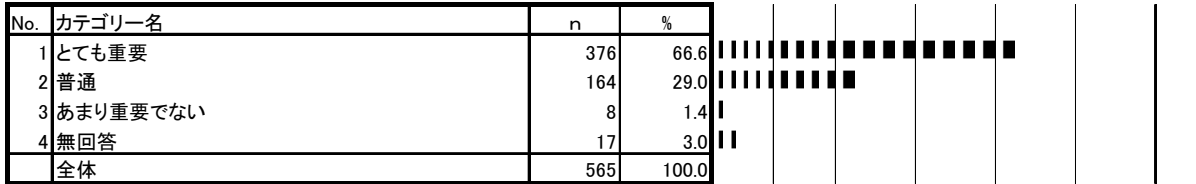
問6. E) 周辺の静けさ(騒音がない)



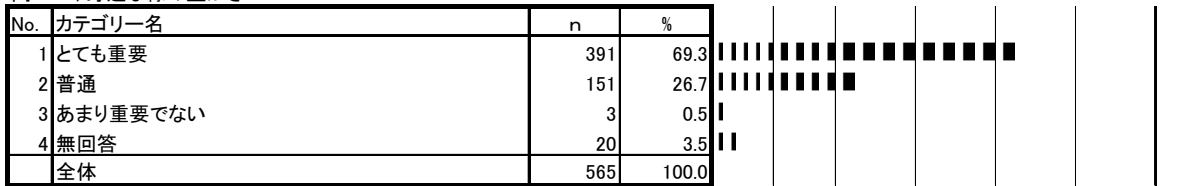
問6. F) 周辺の清潔さ(ごみやフンがない)



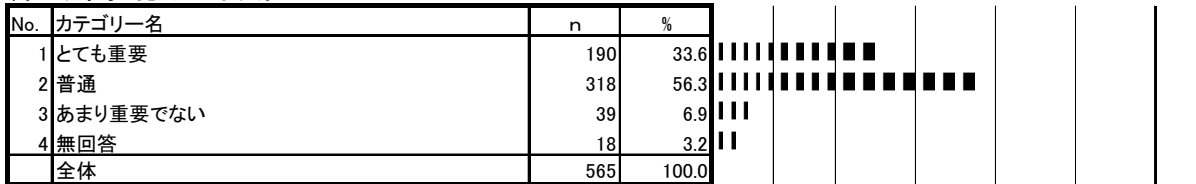
問6. G) 日当たりのよさ



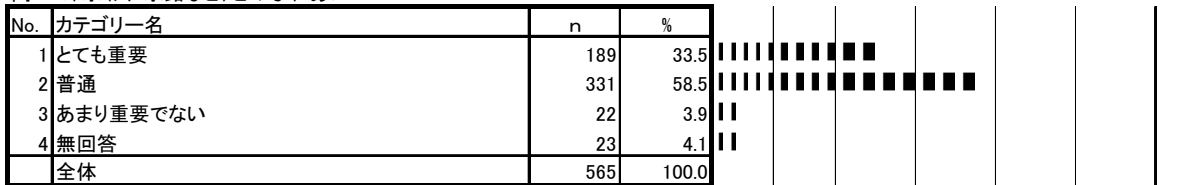
問6. H) 身近な緑の豊かさ



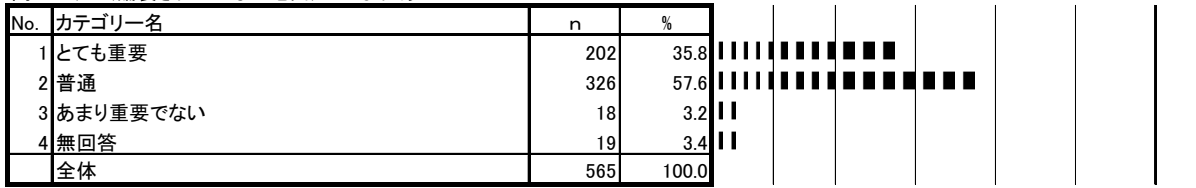
問6. I) 野鳥や昆虫とのふれあい



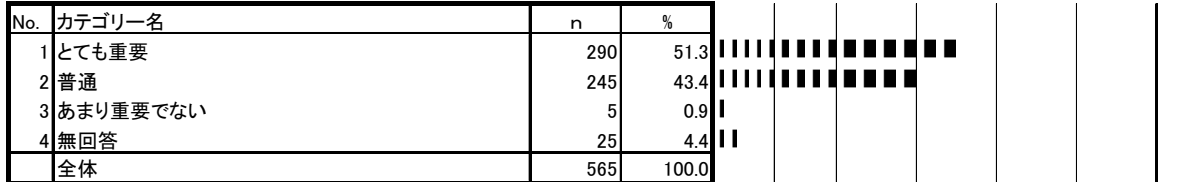
問6. J) 水(川・水路など)とのふれあい



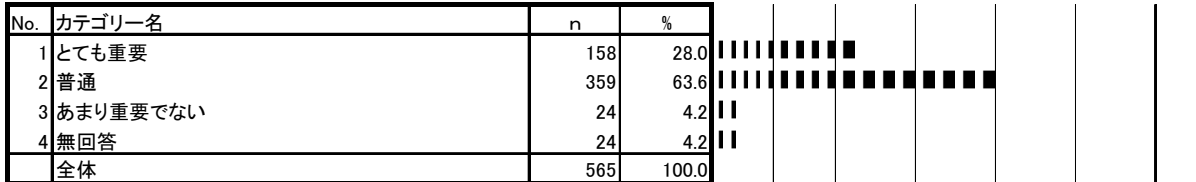
問6. K)土(舗装されていない地面)とのふれあい



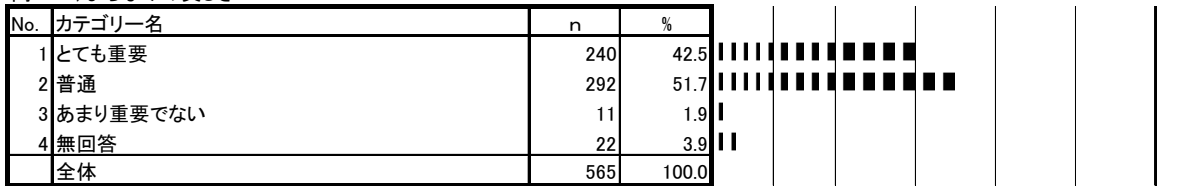
問6. L)自然景観のすばらしさ



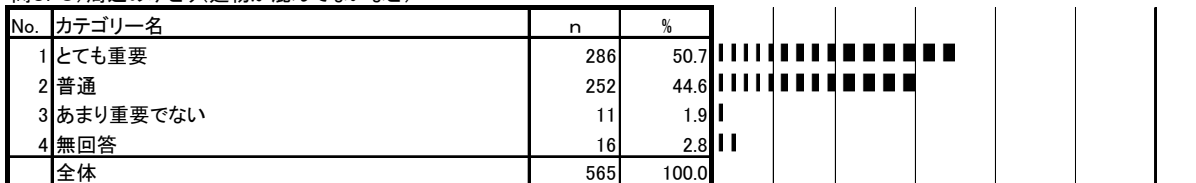
問6. M)歴史的・文化的な雰囲気



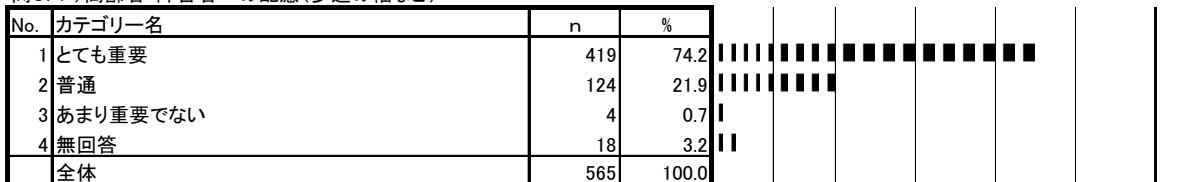
問6. N)まちなみの美しさ



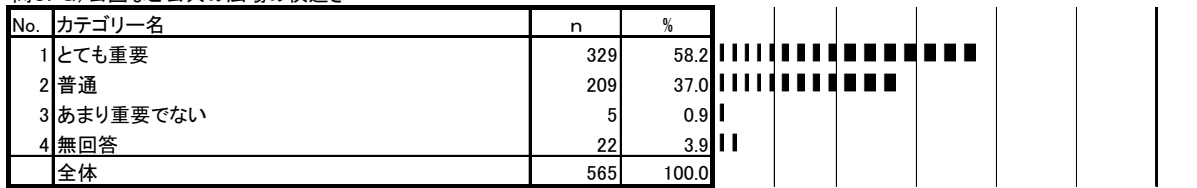
問6. O)周辺のゆとり(建物が混んでないなど)



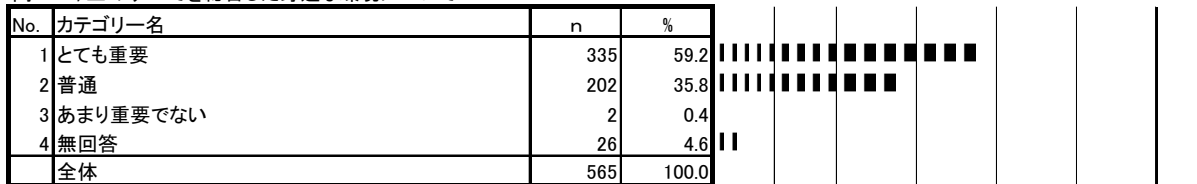
問6. P)高齢者・障害者への配慮(歩道の幅など)



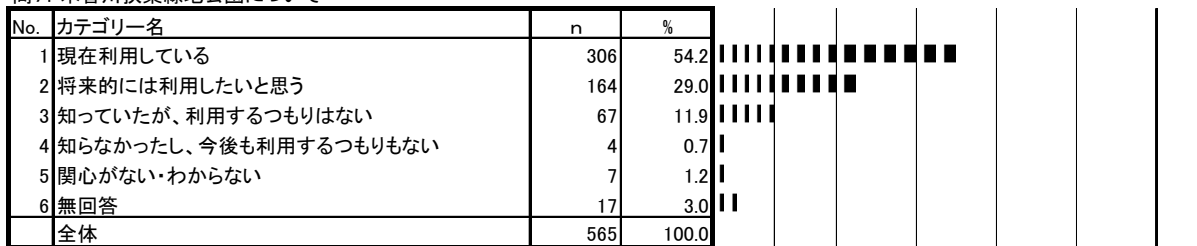
問6. Q) 公園など公共の広場の快適さ



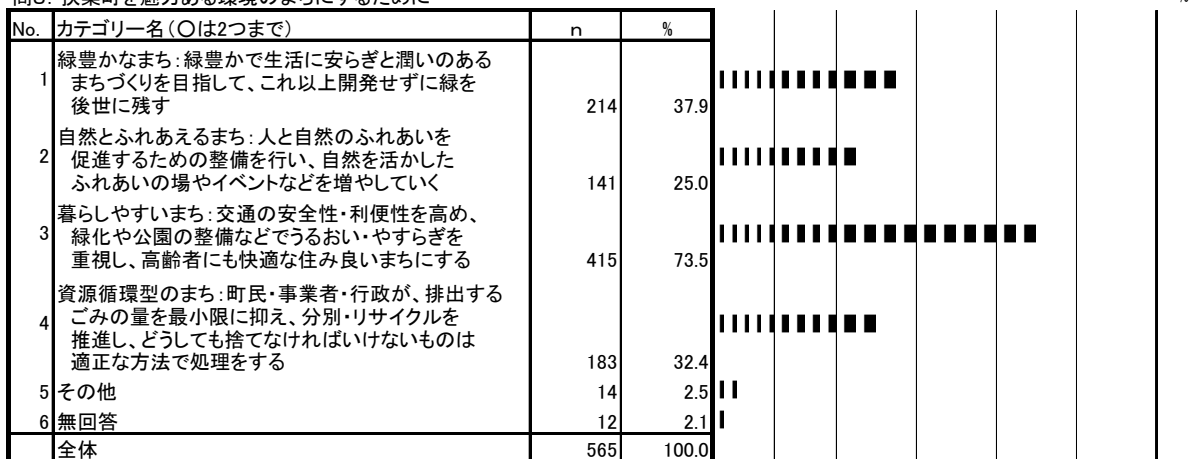
問6. R) 上のすべてを総合した身近な環境について



問7. 木曾川扶桑緑地公園について

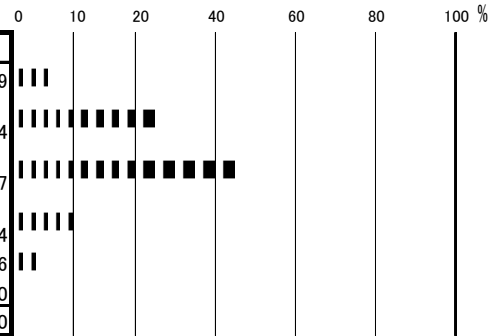


問8. 扶桑町を魅力ある環境のまちにするために



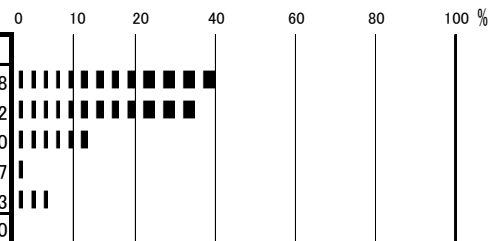
問9. 今後、環境問題に対してどのように取り組むべきか

No.	カテゴリ名	n	%
1	費用(税金)をかけてでも町ですべて解決してほしい	39	6.9
2	町が目標を立てて、町民・事業者を指導・啓発してほしい	149	26.4
3	町民と事業者と町と一緒に目標を立てて、パートナーシップで取り組むべき	281	49.7
4	町民や事業者が自主的・主体的に取り組み、町全体を変革していくべき	70	12.4
5	無回答	26	4.6
	不明	0	0.0
	全体	565	100.0



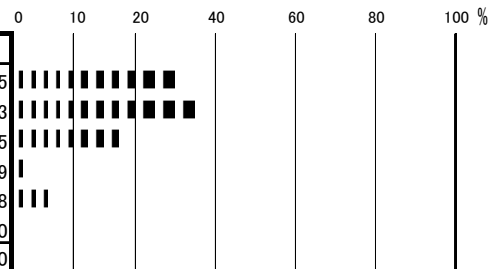
問10. A) 自分はこの地域の一員であるという意識を持っている

No.	カテゴリ名	n	%
1	そう思う	242	42.8
2	やや思う	210	37.2
3	あまり思わない	79	14.0
4	関心がない	4	0.7
5	無回答	30	5.3
	全体	565	100.0



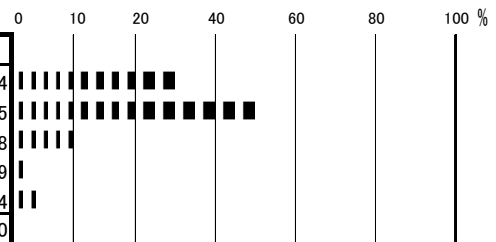
問10. B) 地域がよくならなければ自分の生活もよくなる

No.	カテゴリ名	n	%
1	そう思う	195	34.5
2	やや思う	222	39.3
3	あまり思わない	110	19.5
4	関心がない	5	0.9
5	無回答	33	5.8
	不明	0	0.0
	全体	565	100.0



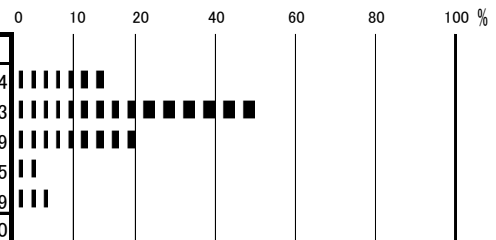
問10. C) 私達町民がもっとまちづくりに関わればまちはもっとよくなる

No.	カテゴリ名	n	%
1	そう思う	183	32.4
2	やや思う	285	50.5
3	あまり思わない	61	10.8
4	関心がない	11	1.9
5	無回答	25	4.4
	全体	565	100.0

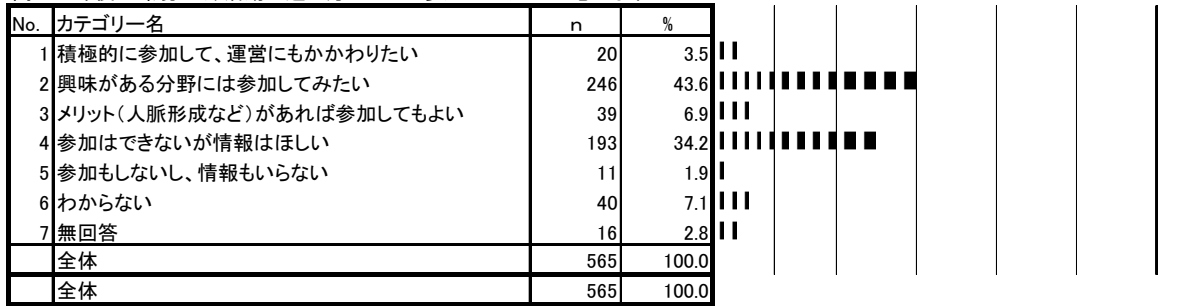


問10. D) 地域や地球の環境を守るため率先して活動していきたい

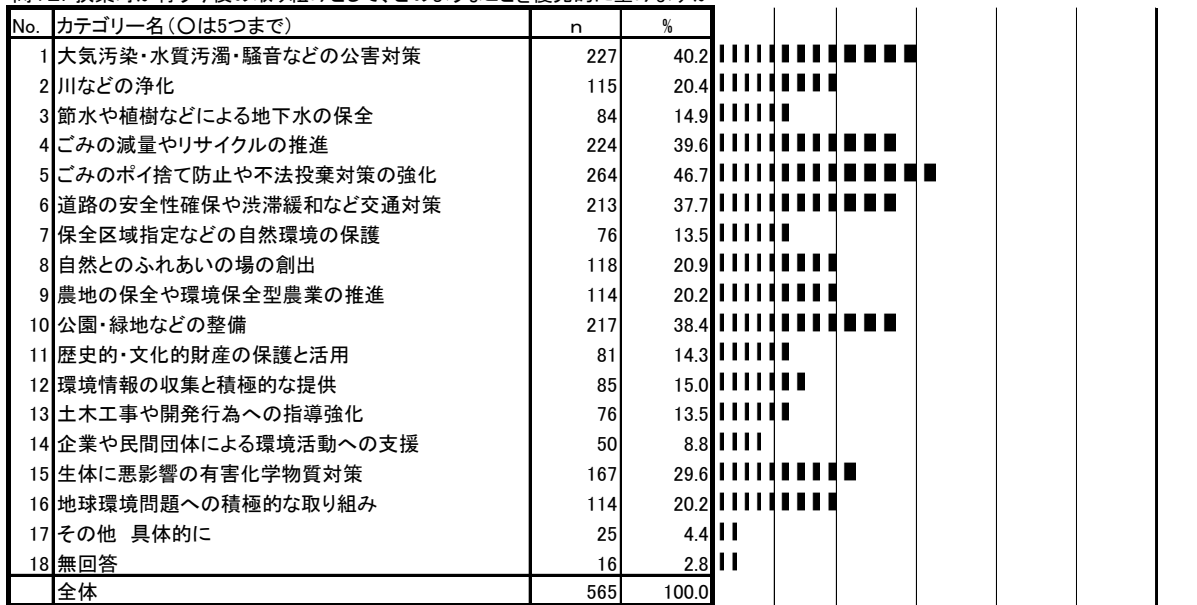
No.	カテゴリ名	n	%
1	そう思う	87	15.4
2	やや思う	307	54.3
3	あまり思わない	118	20.9
4	関心がない	14	2.5
5	無回答	39	6.9
	全体	565	100.0



問11. 今後の環境づくり活動の進め方について参加してみたいと思いますか



問12. 扶桑町が行う今後の取り組みとして、どのようなことを優先的に望みますか



扶桑町環境アンケート調査結果（町民用） 扶桑町周辺の快適さ：「満足度」と「重要度」

表 1 アンケート結果

	満足度					重要度				
	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	合計	無回答	あまり重要でない	無回答	合計
	100	75	50	25	0					
	86	130	282	44	0	552		25		553
A) 空気のきれいさ	15.6	17.7	25.5	2.0	0.0	60.8		0.0		60.8
B) 自動車や工場の排ガスの少なさ	11.4	18.1	23.8	3.4	0.0	56.7		0.2		56.9
C) 川や水路のきれいさ	5.2	10.1	23.7	6.2	0.0	45.2		0.2		45.4
D) 河川・水路の水質	4.9	9.8	31.8	3.5	0.0	50.0		0.7		50.7
E) 周辺の静けさ（騒音が無い）	11.6	18.2	15.9	5.4	0.0	51.1		0.6		51.7
F) 周辺の清潔さ（ごみやフンが無い）	6.0	13.1	17.9	7.0	0.0	44.0		0.4		44.4
G) 日当たりのよさ	35.0	19.3	14.8	2.0	0.0	71.1		0.4		71.5
H) 身近な緑の豊かさ	16.8	18.6	22.1	3.1	0.0	60.5		0.1		60.6
I) 野鳥や昆虫とのふれあい	10.5	11.9	27.8	3.7	0.0	53.9		1.8		55.7
J) 水（川・水路など）とのふれあい	4.6	7.2	28.7	5.9	0.0	46.4		1.0		47.4
K) 土（未舗装の地面）とのふれあい	5.7	9.3	27.2	5.6	0.0	48.5		0.8		49.3
L) 自然景観のすばらしさ	3.9	11.9	27.2	5.3	0.0	48.3		0.2		48.5
M) 歴史的・文化的な雰囲気	2.2	8.1	31.4	4.9	0.0	46.6		1.1		47.7
N) まちなみの美しさ	1.1	6.4	31.0	5.3	0.0	43.8		0.5		44.3
O) 周辺のゆとり（建物が混んでないなど）	4.9	16.3	26.1	4.1	0.0	51.4		0.5		51.9
P) 高齢者・障害者への配慮（歩道の幅など）	0.9	3.8	20.2	9.3	0.0	34.2		0.2		34.4
Q) 公園など公共の広場の快適さ	3.1	8.4	24.9	6.4	0.0	42.8		0.2		43.0
R) 上のすべてを総合した身近な環境について	2.4	12.2	28.9	5.2	0.0	48.7		0.1		48.8
	100	75	50	25	0	552		25		553
A) 空気のきれいさ	73.2	13.4	13.4	0.0	0.0	86.6		0.0		86.6
B) 自動車や工場の排ガスの少なさ	74.2	12.5	12.5	0.2	0.2	86.9		0.2		87.1
C) 川や水路のきれいさ	68.7	15.3	15.3	0.2	0.2	84.2		0.2		84.4
D) 河川・水路の水質	39.4	28.9	28.9	0.7	0.7	69.0		0.7		69.7
E) 周辺の静けさ（騒音が無い）	64.7	16.5	16.5	0.6	0.6	81.8		0.6		82.4
F) 周辺の清潔さ（ごみやフンが無い）	75.8	11.4	11.4	0.4	0.4	87.5		0.4		87.9
G) 日当たりのよさ	68.6	15.0	15.0	0.4	0.4	83.9		0.4		84.3
H) 身近な緑の豊かさ	71.7	13.9	13.9	0.1	0.1	85.7		0.1		85.8
I) 野鳥や昆虫とのふれあい	34.7	29.1	29.1	1.8	1.8	65.6		1.8		67.4
J) 水（川・水路など）とのふれあい	34.9	30.5	30.5	1.0	1.0	66.4		1.0		67.4
K) 土（未舗装の地面）とのふれあい	53.7	22.7	22.7	0.8	0.8	76.6		0.8		77.4
L) 自然景観のすばらしさ	29.2	33.2	33.2	1.1	1.1	63.5		1.1		64.6
M) 歴史的・文化的な雰囲気	44.2	26.9	26.9	0.5	0.5	71.6		0.5		72.1
N) まちなみの美しさ	52.1	23.0	23.0	0.5	0.5	75.5		0.5		76.0
O) 周辺のゆとり（建物が混んでないなど）	76.6	11.3	11.3	0.2	0.2	88.1		0.2		88.3
P) 高齢者・障害者への配慮（歩道の幅など）	60.6	19.2	19.2	0.2	0.2	80.1		0.2		80.3
Q) 公園など公共の広場の快適さ	62.2	18.7	18.7	0.1	0.1	81.0		0.1		81.1
R) 上のすべてを総合した身近な環境について	335	202	202	2	2	539		2		541

扶桑町環境アンケート調査結果（町民用）

扶桑町周辺の快適さ：「満足度」と「重要度」

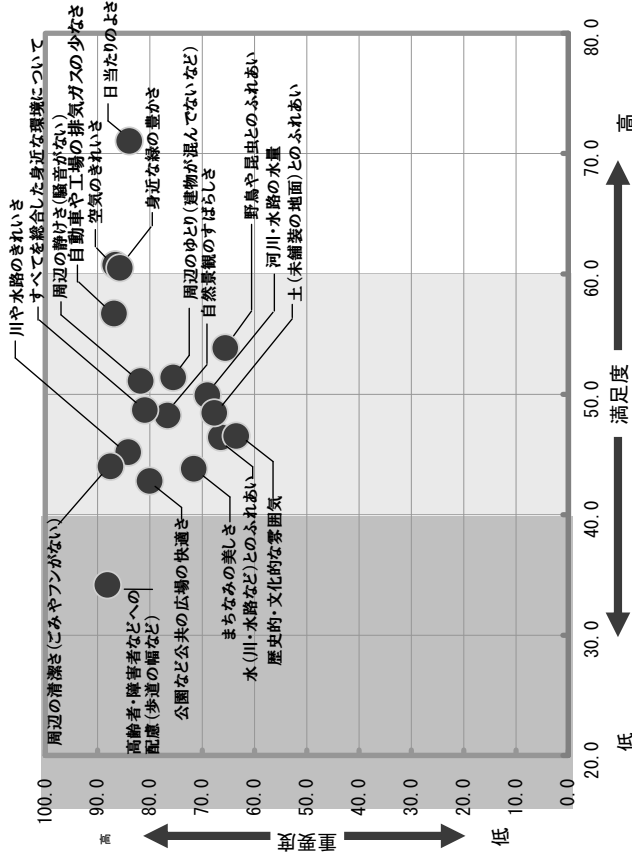
アンケート票発送：1,000人
 アンケート回答数：565人
 （内訳：男性227人、女性227人、不明44人）

設問	満足度	重要度
A) 空気のきれいさ	60.8	86.6
B) 自動車や工場の排気ガスの少なさ	56.7	86.9
C) 川や水路のきれいさ	45.2	84.2
D) 河川・水路の水量	50.0	69.0
E) 周辺の静けさ（騒音が無い）	51.1	81.8
F) 周辺の清潔さ（ごみやフンが無い）	44.0	87.5
G) 日当たりのよさ	71.1	83.9
H) 身近な緑の豊かさ	60.5	85.7
I) 野鳥や昆虫とのふれあい	53.9	65.6
J) 水（川・水路など）とのふれあい	46.4	66.4
K) 土（未舗装の地面）とのふれあい	48.5	67.7
L) 自然景観のすばらしさ	48.3	76.6
M) 歴史的・文化的な雰囲気	46.6	63.5
N) まちなみの美しさ	43.8	71.6
O) 周辺のゆとり（建物が混んでないなど）	51.4	75.5
P) 高齢者・障害者への配慮（歩道の幅など）	34.2	88.1
Q) 公園など公共の広場の快適さ	42.8	80.1
R) 上のすべてを総合した身近な環境について	48.7	81.0

注1) 点数配分について

- (1) 満足度：満 足 ⇒ 100
 やや満足 ⇒ 75
 普通 ⇒ 50
 やや不満 ⇒ 25
 不 満 ⇒ 0
- (2) 重要度：とても重要 ⇒ 100
 普通 ⇒ 50
 あまり重要でない ⇒ 25

* 各設問毎の回答数に対してこれらの点数を掛けて算出した。



- 1) 「重要度」高いが「満足度」低い設問 : P) 高齢者・障害者への配慮（歩道の幅など）
- 2) 「重要度」高い、「満足度」も高い設問 : G) 日当たりのよさ
- 3) 「重要度」高いが「満足度」50%前後の設問 : 設問 P) と G) 以外

扶桑町環境基本計画

令和3年3月発行

編集 扶桑町 産業建設部 産業環境課

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

TEL 0587-93-1111 FAX 0587-93-2034

<http://www.town.fuso.lg.jp>